

福岡県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
福岡市 【福岡市担い 手育成支援 協議会】	就農相談	・市内で就農を希望する者	就農相談への対応。就農に関する情報提供等	随時	—		1
	アグリチャレンジ	【対象者】 次のすべてを満たす者 ・福岡市内に居住する20歳以上の者 ・福岡市内で自営就農を目指す者 ・研修日程に合わせて参加できる者 ・自家用車等で研修場所へ通える者	【基礎研修】 農業の基礎知識全般について月2、3回実施する実践研修	年度当初	10名程度		2
		【受講料】 10,000円	【インターンシップ研修】 希望する作物を栽培する農家から直接指導を受ける研修	随時	4名程度		2
福岡市	新規就農スタートアップ支援事業	・就農して原則5年以内の者または当該事業年度に就農予定の新規就農者 ・農地を既に確保しているか、農業委員会に申請中であること	・農業機械や施設等の初期投資にかかる経費の一部を助成 (1)補助要件 他の農業関係補助事業で申請要件を満たさないもの【受益地が市街化調整区域】 (2)補助率:1/2以内、上限が施設100万円、機械50万円 なお、受益地箇所により特例あり	6月末	予算の範囲内	農林水産局総務農林部政策企画課 (092)711-4841 seisakukikaku.AFFB@city.fukuoka.lg.jp	4
	農業女子チャレンジ応援事業	【対象】 市内居住の20歳以上の女性で、農業、農産物の加工・販売(原則市内での活動)に取り組みたい者受入農家のもとで本事業によるインターンシップ受講に意欲のある者 【受講料】 無料	【農業女子インターンシップ】 市内で活躍している女性農業者から直接営農・加工・販売等について指導を受ける研修 <受講期間> 9月頃～翌年3月 (研修日数は50日を限度とする)	7月頃	5名程度		2
	新規就農資金(農業金融資金)	市内居住者及び市内で農林業を営む者で、下記のすべてに該当する者 ・農業経営を開始して5年以内の者 ・農業に関する研修を受講したことがある者または農家等で就農経験がある者	新規就農に必要な種苗・資材・機械・器具等を購入する資金を融資 融資限度額:事業費の範囲内で1人当たり200万円 融資利率:年利0.5% 融資期間:7年以内(うち据置期間2年以内)	随時	—		農林水産局総務農林部政策企画課 (申込先:JA福岡市、JA福岡市東部) (092)711-4841 seisakukikaku.AFFB@city.fukuoka.lg.jp
一般財団法人むなかた地域農業活性化機構	むなかた地域新規就農研修	1. 研修終了後、宗像市または福津市で農業経営を行う強い意志のある方。ただし、農業経営における品目はJAむなかたの部会品目とします。 2. 心身ともに健康な18歳以上の方。 3. 普通自動車運転免許を所持している方または研修開始時まで取得することができ方。ただし、AT車限定は不可とします。 4. 市税その他公課の滞納がない方。 5. 農業経営開始後に労働者(家族労働者等)が本人を含め2人程度確保できる見込みのある方。 6. 就農に際し、必要な資金(生活費、住居費等を除く)を確保できる方。	むなかた地域で新規就農を希望する方に対して、JAむなかたまたは指導農家で農業技術や経営方法等に関する研修を行い、円滑に独立就農ができるよう一体的に支援を行います。また、独立後も安定した農業経営が行えるように助言等を行います。(国の農業次世代人材投資資金(準備型)の申請が可能です。) 1. 研修は基礎研修が3ヶ月間、基礎研修終了者に対し専門研修を1年間とします。 2. 原則通いでの研修となります(寮、寄宿舎等はありません)。 3. 研修内容については、将来経営する品目に応じて関係機関および指導農家の協議にて作成します。 4. 研修時間は原則1日8時間以内、週5日以内とします。ただし、天候や栽培管理の都合等により、随時変更になる場合があります。 5. 研修生には賞金・報酬等は支払いません。 6. 研修に係る経費については実施主体が負担します。ただし、研修先までの交通費、研修を受けるための転居、研修期間中の住居に係る経費、傷害保険に係る費用等は研修生の負担とします。	原則年1回	若干名(最大5名)	一般財団法人むなかた地域農業活性化機構 0940-36-7883 http://www.i-mra.jp/	2
古賀市	新規就農者チャレンジ支援支援事業(仮)	古賀市において先進的な取組(新特産品の開発、スマート農業観光農園の開園、SDGs関連の取組等)を行う就農直後(経営開始5年以内)の農業者等	新規就農者による先進的な取組について令和3年度中にGCF(ガバメントクラウドファンディング)により寄付があった額を令和4年度支給する(上限:1,000千円)	検討中	1人	古賀市農林振興課 092-942-1120	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

福岡県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
糸島市	農業研修生を受け入れるまちづくり事業	・市内で将来就農を考えている方	営農類型など面談を行った後に、市内の研修受け入れ農家(認定農業者)とのマッチングを行い、研修を行う。 補助金として月額30,000円を研修生に支給し、傷害保険も市が負担。 遠方からの研修生には市所有の研修施設を無料貸与(光熱費等無料) 【受講期間】 3ヶ月 【受講費用】 無し	随時	4名程度		2,3
	農業経営持続化支援事業(経営改善事業)	次の要件をすべて満たす糸島市内の農業者又は法人等の団体 ①農畜産物を生産し、年間の合計販売(出荷)額が15万円以上であること。 ②経営する農地や施設の面積のうち過半が糸島市内に存在し、農地の総面積が10a以上あるか、又は施設園芸や畜産で10a以上ない場合は、1棟以上の施設を所有又は借用していること。 ③市税等の滞納がないこと。 ④暴力団及び暴力団員ではないこと。また、これらと関係を有していないと認められること。 ・①、②を満たせない場合でも、糸島市の認定新規就農者は対象となります。	◎補助割合(対象経費(税抜価格)の1/2以内(千円未満切捨て)) ①農業用機械の導入(アタッチメントを含む) トラクターや田植え機、畝立機等の農業用機械の購入費用を補助。 ※軽トラ、ダンブ、バックホウ等の幅広い用途に使える機械は対象外。 ※1台20万円未満の機械は対象外。 ・補助上限額 (新品:上限50万円) (中古:上限30万円) ※中古については、耐用年数が3年未満のもの是对象外。 ②農業用施設の整備・改良・改修(附帯施設を含む) 農業用ハウスの新設、加温機の導入などの整備費を補助。 ※設備の単なる更新や倉庫は対象外。 ・補助上限額 (整備(新設)、改良:上限50万円) (施設の改修、附帯施設の更新:上限30万円) ※1件20万円未満の整備は対象外。	4月	予算の範囲内	農業振興課 092-332-2087	4
	農業経営持続化支援事業(スマート農業推進事業)	同上	◎補助割合(対象経費(税抜価格)の1/2以内(千円未満切捨て)) ①スマート農業機械の導入(アタッチメントを含む) 自動操舵システム付きトラクター自動給餌機等の農業用機械の購入費用を補助。 ※1台20万円未満の機械は対象外。 ②スマート農業施設にするために必要な附帯施設の導入 統合環境制御施設等の導入費を補助。 ・補助上限額:上限100万円 ※中古機械の購入や附帯施設の更新は対象外。 ※1件20万円未満の整備は対象外。	4月	予算の範囲内		4
JA福岡市東部	JA福岡市東部新規就農者研修	志賀島地区でイチゴ農家として就農を志す方	地元イチゴ農家の元、1年間研修を行い、その後志賀島でイチゴ農家として就農	下半期	1~2	営農生活課 092-621-4696	2
JA糸島	JA農業経営事業 新規就農者研修	糸島管内で就農を希望する者	アスパラガス、イチゴの栽培基礎研修 農業経営に関する基礎研修	随時	各2名程度	営農企画課 092-327-2737	2
JA筑紫	ちくし農業塾	・JA筑紫管内に居住する18歳以上の方	販売農家の育成を目指した、野菜の栽培講義と実習 【受講期間】 7月~翌年5月(受講日は原則毎週水曜日) 【受講費用】 35,000円	3月~5月	10名程度	農業振興課 092-924-1313 <a href="http://www.ja-chikushi.or.jp/">http://www.ja-chikushi.or.jp/</a>	2
久留米市	農業実践研修支援事業	【研修受入先の要件】 ・久留米市内に在住の認定農業者であること ・農業次世代人材投資資金(準備型)等の研修実施計画を実行すること 【研修生の要件】 ・久留米市内に在住し、研修期間終了後1年以内に市内で独立自営就農すること ・研修期間中、農業次世代人材投資資金(準備型)等を受給すること	就農を目指す意欲ある研修生を受入れる先進農家等に研修経費の一部を支援する事業。 月額3万円	随時 (研修生募集期間6月頃)	3名程度		6
	就農定着サポート事業	・久留米市内に在住の独立自営就農した農業実践研修修了生であること。 ・農業実践研修修了後から1年以内に就農し、1回限り。	独立自営就農した新規就農者の初期負担軽減を図るため、生産資材(農薬・肥料・種苗等)や農業用機械等の購入に係る費用の一部を支援する事業。 補助率: ①生産資材…1/2以内(上限20万円) ②農業用機械・設備…1/2以内(上限50万円)	随時	3名	農政課 0942-30-9163 <a href="http://www.city.kurume.fukuoka.jp/">http://www.city.kurume.fukuoka.jp/</a>	4
	就農相談窓口の設置	・久留米市内で新規就農を希望する方	県や管内JAと連携し、就農から経営の確立までを支援する就農相談窓口を設置。(要予約) 【支援内容】 ・技術習得、経営開始に向けた支援策の紹介 ・青年等就農計画の作成支援 など	随時	—		1

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

福岡県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
うきは市	うきは市新規就農促進事業	下記の条件で15歳以上50歳未満の方 ①定住型 市外居住であったが、住民票を市内に移し、定住する方 ②通勤型 市外から通勤し、市内で農業を始める方	営農経費助成や転入者等に対する支援を実施 ①定住型 ・定住促進加算 (1戸あたり2.0万円/月※最長12カ月間) ・定住型 (作付面積に対し1.0万円/10a) ②通勤型 ・通勤型 (作付面積に対し5,000円/10a)	随時	—	農林振興課 0943-75-4975	4・8
朝倉市	朝倉市新規就農者営農支援補助金	・市内に在住していること ・就農してから3年以内であること ・主たる生産基盤を市内に有すること ・認定新規就農者 ・朝倉地域担い手・産地育成協議会が運営する農業経営者育成教育機関で実施する農業研修を履修していること	農業施設の設置又は借受けに係る費用、農業機械の購入又は借受けに係る費用、肥料・農薬・種苗又は種子の購入に係る費用等の経費の一部を補助 上記経費の2分の1以内で、上限30万円	4月1日～3月31日	—	農林振興課 0946-52-1427	4
うきは市 JAにじ	うきはレインボーファーム	研修条件：農業への意欲があり、JAにじ管内に居住し農業経営を目指す人 年齢：経営開始時点が50歳未満の人	【1年目】法人の施設で研修 【2年目】法人の施設で研修又は独立営農	毎年1月末	若干名	株式会社うきはレインボーファーム 0943-76-9701 うきは市役所 農林振興課 0943-75-4975 にじ農業協同組合 担い手支援課 0943-75-4200	2
東峰村	新規就農者支援事業	村内に住居を有し、事業終了後3年以上、村内で営農の継続が見込まれる方。また、村内において新規就農した時から3年以内を限度。 ・60歳未満 ・所得が250万円以下など条件がありますので詳細はお尋ねください。	・月額70,000円(1世帯当たり) ・家賃月額の80% 10,000円以内 ※ともに支給は最大3年間とします。 ※H28.4.1～施行	随時	なし	農林観光課 0946-72-2313	4・8
北九州市	人づくり担い手対策事業	①新農業者育成研修 ・市内在住または市内勤務で概ね60歳までの方 ・直売所出荷レベルの生産・販売を目指す方 ・研修日程に極力参加できる方 ・農業に興味があり、農業を始めたい方	①新農業者育成研修 一般的な野菜の栽培技術や農業に関する基礎知識の習得。 【受講期間】 4月～翌年3月 【受講費用】 10,000円程度(傷害保険料として)	①毎年3月中旬頃～4月上旬頃	①5名程度	農林課 093-582-2078 <a href="https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/file_0321.html">https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/file_0321.html</a>	2
	人づくり担い手対策事業	①農業経営継承農家支援事業 ・20～65歳で経営継承後5年以内の農家から農業委員会から推薦された方 ・国庫事業対象外の方	農家経営継承者について、農業委員会と共同で経営拡大の支援を行い地域営農のリーダーの農家を育成する。 【支援額】 80万円/年・人×3年間	—	2名	農林課 093-582-2078	4
岡垣町	新規就農者育成支援事業	町内で就農を希望する方。認定農業者団体でどのような人材か実際に会ってもって判断してもらうようになっている。	新規就農希望者には、町内の農業指導者及び関係機関との相談体制を確立し、経営のサポートを行う。また、空きのある農地、ハウスの斡旋を行う。	随時	—	産業振興課 093-282-1211 <a href="http://www.town.okagaki.lg.jp/">http://www.town.okagaki.lg.jp/</a>	1
遠賀町	遠賀町新規就農者等支援家賃補助	新規就農者 農業法人新規雇用者 50歳未満	月額30,000円を上限に家賃の1/2を最大3年間補助	随時	—	産業振興課 093-293-1252	8
	遠賀町営農支援対策補助金	・認定農業者及び認定新規就農者等 ・75歳未満 ※福岡県農業振興対策事業の対象者は除く	農業機械等を導入した場合に1/3以内で補助(上限あり)	毎年8月下旬～9月中旬	—	—	9
JA北九びわ部会	高倉びわ生産塾	岡垣町内に住んでいる。または住む見込みがある人 心身ともに健康であること 年間を通じて、栽培に必要な作業時間の確保ができる人	生産技術の指導及び年間を通じたびわ生産の実習(9月から翌年7月までの全10回回の講義)	6月上旬締め	10名程度	JA北九 遠賀営農2課 093-282-3089	2
JA北九	新規部会加入者支援	令和3年4月1日以降、①正組合員登録し②新たに共販部会に加入し③JAに出荷した認定新規就農者	①～③の要件を全て満たした時に25万円を支援	令和3年4月1日～3月31日	4名程度	JA北九 営農課 093-619-2368 <a href="http://www.ja-kitakyu.or.jp/service/einou/2021/04/3.html">http://www.ja-kitakyu.or.jp/service/einou/2021/04/3.html</a>	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

福岡県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
飯塚市が んばる農業 応援協議会	新規就農者研修事業(短期・長期)	・市内にて就農を希望する方	①短期 市内居住者で、本市において就農を希望するものが、農業経営を開始するに当たり事前に農業研修を行う場合に、その研修先として受け入れる農家等を支援する事業 ・補助金の額 10,000円/事業。 ・補助金の限度額 1事業当り10,000円。 ・最大2回を限度とする。 【受講期間】5日間 【受講費用】無し ②長期 市内居住者で、本市において就農を希望するものが、農業経営を開始するに当たり事前に農業研修を行う場合に、その研修先として受け入れる農家等を支援する事業 ・補助金の額 21,000円/月。 ・補助金の限度額 1事業当り252,000円。 ・1回限りとし、最長2年間とする。 【受講期間】半年～1年 【受講費用】無し	随時	①短期 10名程度 ②長期 2名	飯塚市農林振興課 0948-22-5500 <a href="https://www.city.iizuka.lg.jp/norinnoose/sesaku-keikaku/sinkisyunosien.html">https://www.city.iizuka.lg.jp/norinnoose/sesaku-keikaku/sinkisyunosien.html</a>	6
	新規参入者農地支援事業	・市内で就農する50歳以下の方 ・新規就農者研修事業を終了、又はそれと同等の知識若しくは技能を有した方	農地等の取得(賃借を含む)をするために必要な資金の一部を助成する事業 ・補助率:3分の2以内。 ・限度額:1事業当り100,000円。 ・営農開始年度より3年目まで申請可。最大3回を限度とする。	随時	2名程度		7
	新規参入者機械等導入支援事業	・市内で就農する50歳以下の方 ・新規就農者研修事業を終了、又はそれと同等の知識若しくは技能を有した方	農業用機械、施設等の購入又は借り上げに必要な資金の一部を助成する事業 ・補助率:2分の1以内。 ・限度額:1事業当り500,000円。 ・営農開始年度より3年目まで申請可。500,000円を限度とする。	随時	2名程度		4
田川市	高度実践型未来農業者輩出事業	本市で生産されるブランド農産物(パプリカ)の生産を目指す者	栽培施設の無償での使用 アドバイザーによる栽培支援	時期 未定	2人	農政課 0947-85-7146	2
	田川市農の雇用継続支援事業	農業経営を目指す若者を雇用した経営体	農業経営を目指す若者を雇用した経営体に対し、月額最高5万円を最長3年間給付する	随時	2人		5
添田町 【添田町就農 支援推進協 議会】	添田町就農支援推進事業(担い手支援・半農半X支援)	・添田町内に住民登録している者若しくは研修期間終了後までに、原則として添田町内に住民登録のうえ定住しようとする方 ・研修開始時における満年齢が、18歳以上65歳以下で農業に積極的に取り組む意欲のある者 ・普通自動車免許を所持している者又は研修開始時までに所持することができる者(ただし、AT車限定は除く) ・町税等滞納がない者 ・健康で体力に自信のある方	・受入農家のもとで半年間の研修(受講料なし) 研修期間中であっても、本人の研修態度・意欲等に問題があると判断される場合には、研修を中止することがあります。 ※研修中の、国民健康保険等の社会保障費等については個人の負担とします。 ・研修中の傷害保険は協議会が掛けます。 【受講期間】原則半年間	未定	1～2名	地域産業推進課 0947-82-1237 <a href="https://www.town.soeda.fukuoka.jp/">https://www.town.soeda.fukuoka.jp/</a>	2,3
川崎町	川崎町有農地貸付	新規就農者 ・期間:5年間 ・使用料:無償	農業経営の安定化及び合理化を図ろうとする新規就農者等に町有農地を貸し付ける。	随時	若干名		7
	振興作物推進事業助成金	対象作物:田川地域振興作物及びJA田川の園芸関係部の作物 面積要件:概ね3a以上、5年以上継続栽培 補助率:購入代金の3分の1以内、30万円を限度とする	農業の振興と農業所得の向上に資するため、露地栽培に必要な資材費等を一部助成	随時	若干名	農林振興課 0947-72-3000 <a href="https://www.town-kawasaki.com/">https://www.town-kawasaki.com/</a>	4
JA ふくおか嘉穂	後継者育成支援対策 (認定新規農業者支援対策)	認定新規就農者	肥料・農薬等のJA共販物の生産に要する費用の助成(1/2又は上限10万円)	令和3年4月1日～令和4年3月31日	— (対象者にJAから声掛けしている)	JAふくおか嘉穂 営農部 農業振興企画課 0948-24-7093	4
柳川市	柳川市チャレンジファーマー支援事業	①就農トレーナー制度 市内に居住する新規就農者のうち、本制度を希望される方。費用は不要。 ②新規就農者相談会 市内に居住し、将来市内での就農を考えている方	①就農トレーナー制度 農業の担い手となる人材を育成するため、ベテラン農家を就農トレーナーに委嘱。 新規就農者や女性農業者等の相談・技術的指導を行う。 就農トレーナーは、ナス、トマト、イチゴ、レタス、アスパラガスの品目毎に委嘱している。 ②新規就農者相談会 毎月第2水曜日を就農相談日と定め、市農政課、JA柳川、南筑後普及指導センターの担当者が集まり、就農にあたっての相談事項に広く対応している。	①随時 ②要予約	—	産業経済部農政課農政係 0944-77-8732	1,9
八女市	新規就農促進支援事業(就農支援交付金事業)	就農時の年齢が65歳未満で、先進農家等で研修を受け、市内に就農する方	八女市内での就農を希望し、JAふくおか八女就農支援センター、先進農家、先進農業法人等で研修を受けた方に対し、交付金を支給(学校、農業大学校等での研修は除く) ・交付金額:年額最大300千円(25千円/月) ・交付期間:1期12ヶ月とし、最長2期まで	随時	—	農業振興課総務管理係 0943-23-1118	3

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

福岡県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
筑後市	筑後市青年就農支援金事業	就農時の年齢が50歳未満で、先進農家等で研修を受け、市内に就農する方	就農を目的に、先進農家または先進農業法人もしくはJAふくおか八女就農支援センターにて農業研修を行い、独立・自営就農をした方に、就農支援金を支給 支給額：研修期間1年間につき30万円以内 支給期間：2年間を限度	随時	—	農政課 0942-65-7026	3
大川市	新規就農者支援事業	市内で就農されて2年以内の者であって、市から認定を受けている認定新規就農者	早期の就農定着を促進するため農業経営に必要なとなる農業機械・施設、営農資材ほか、営農に直結する資材等の経費を支援 定額(上限額20万円)	随時	—	農業水産課 0944-85-5587 http://www.city.okawa.lg.jp/	4
みやま市	新規就農者相談会	市内での就農を考えている方	毎月第三水曜日を相談日とし、就農相談会を実施している	要予約	—	農林水産課 0944-64-1522	1
広川町	広川町青年就農給付金	就農時の年齢が50歳未満で先進農家で研修を受け町内に就農する方	町内で就農する方に対し1人あたり30万円を研修を受け町内に就農する方	随時	3名程度	産業振興課 0943-32-1841	4
	新規就農者定住化促進事業	(1)農業次世代人材投資事業の対象となる方 (2)他の市町村から新規に本町に転入した方 (3)賃貸住宅等に居住する方 (4)町税や公共料金を滞納していない方	町内に転入した新規就農者「農業次世代人材投資事業の対象になる方」に対し、賃貸住宅等の家賃を補助。 ・交付金額：25,000円/月 ・交付期間：合計24月分まで	随時	—		8
大木町	相談対応事業	大木町で就農を希望する者及び新規就農者	個別相談会の実施 ・就農前の準備に際してから営農や生活全般に至るまで幅広く対応	毎月第2水曜日	—	大木町新規就農育成支援協議会 (産業振興課内) 0944-32-1063	1
	研修生受入事業	町、JA等の関係機関で構成する「大木町新規就農育成支援協議会」が認めた者	町内研修施設への派遣 ・協議会の構成員である樹NJアグリサポートへ派遣	11月中旬～1月中旬	3名程度		2
	次世代人材投資資金事業(準備型)	町、JA等の関係機関で構成する「大木町新規就農育成支援協議会」が認めた研修生	研修計画等作成支援	6月下旬	—		9
	青年等就農計画作成支援事業	町、JA等の関係機関で構成する「大木町新規就農育成支援協議会」が認めた研修生	青年等就農計画の作成支援	9月～3月	—		9
	就農里親事業	町、JA等の関係機関で構成する「大木町新規就農育成支援協議会」が認めた新規就農者	新規就農者の早期の技術習得と経営力の向上による経営の安定及び定着を図るため、営農から生活全般をサポートする就農里親を設置。	6月～3月	—		6
	新規就農者等定住促進事業	町、JA等の関係機関で構成する「大木町新規就農育成支援協議会」が認めた研修生及び新規就農者	新規就農者が町内に居住する際に補助金を一定額交付。	随時	—		8
	新規就農者機械共同利用支援事業	認定新規就農者を含む2名以上のグループ	共同利用を行う農業機械の購入に要する経費の一部を助成。	随時	—		4
株式会社NJアグリサポート	新規就農支援事業	福岡県内就農予定者で45歳未満であること。	栽培技術や経営ノウハウを学ぶ実践的研修。 【受講期間】 6月～5月(1年間) 【受講費用】 なし	11月中旬～12月頃 園場見学及び研修説明等の問い合わせは随時	3名以内	管理部 0944-33-0815	2
JAふくおか八女	農業研修事業	・心身ともに健康で農業に意欲的な概ね50歳までの方 ・研修終了後JAふくおか八女管内に居住し、管内で農業経営を行う方	ほ場管理を主体とした栽培技術の習得。 座学を通じた農業経営等知識習得 【受講期間】 6月～5月(1年間) 【受講費用】 なし	11月～12月	4名程度	福岡八女農業協同組合 農業振興課 0943-23-1378	2
苅田町	苅田町農業塾	・苅田町に在住し将来農作物の直売所、市場に出荷する意欲のある方 ・野菜作りの基礎知識や技術の習得に意欲のある方	野菜づくりの基礎的な栽培技術の講義と実習 【受講期間】 6月～3月(平日2回程度) 【受講費用】 5,000円+テキスト代	5月	15名程度	農政課 093-434-1893	2
みやこ町	新規就農者研修制度	・町内に居住する18～55歳の方 ・研修終了後に町内で農業に従事すると認められた方	・農業に関する基礎的な講義および実習 ・研修資金貸付制度(上限15万円/月)あり(概ね40歳以下) 【受講期間】 概ね2年 【受講費用】 無し	随時	若干名	農林業振興課 0930-32-2512	2.3

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

福岡県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
吉富町	振興作物推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内で就農している方</li> <li>・対象品目は、イチジク、イチゴ、トマト、フロッコリー、な花、レタス、たかな、スイートコーン、ごぼう、なす、赤大根、短形白大根、シンテッポウユリ、ハボタン、ケイトウ、麦、大豆、かんしょであること。</li> <li>・10a以上(ただし、花卉については5a以上、麦、大豆については1ha以上、研究会で取組む品目については、面積要件を問わない)以上栽培すること。</li> <li>・当該年度内(ただし、イチジクについては3年以内)に収穫、出荷、販売を行うこと。</li> <li>・農業協同組合又は所属の部会及び研究会を通じて共同購入するもの。</li> <li>・肥料や土壌改良材は従来のものと比較し、省力化及び増収を図れるもの。</li> </ul>	種子若しくは苗、及び資材購入に要する自己負担額2/3以内の助成を行う。	随時	予算の範囲内	地域振興課 0979-24-1177 <a href="http://www.town.yoshitomi.lg.jp/gyosei/chosei/v995/y209/chiiki/g894/75/">http://www.town.yoshitomi.lg.jp/gyosei/chosei/v995/y209/chiiki/g894/75/</a>	4
	パイプハウス設置事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内居住者</li> <li>・町内に10a以上の園芸施設を設置すること。</li> <li>・減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数の期間内において、継続して営農できる体制であること。</li> </ul>	園芸施設の設置に要する自己負担額1/2以内の助成を行う。	随時	予算の範囲内		4
上毛町	パイプハウス設置事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内居住者</li> <li>・設置した施設を利用し、直売所に出荷</li> <li>・生産調整実施者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設 パイプハウス(60㎡以上)</li> <li>・対象事業費の2分の1以上上限300,000円</li> </ul>	随時	予算の範囲内	産業振興課農政係 0979-72-3151	4
	振興作物推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>①農業協同組合又は所属の部会を通じて共同購入されたもの</li> <li>②県又は町の奨励品種であって個人又は共同で5a以上(ただし、タラノメについては2a以上)栽培する場合の果樹等の苗木購入に対し助成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培推進事業</li> <li>①レタス苗購入費の1/3以内、ナス栽培用支柱購入費1/4以内、フロッコリー苗購入費の1/3以内、スイートコーン苗購入費の1/3以内。</li> <li>②振興果樹等(ユズ・茶・柿・栗・イチゴ・イチジク・モモ・ブルーベリー・タラノメ)購入費の1/2以内</li> </ul>	随時	予算の範囲内		4
JA福岡京築	京築農業塾	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JA福岡京築管内で農業研修や就農を希望する概ね65歳までの方</li> </ul>	基礎的な野菜の栽培講義と実習 【受講期間】 7～3月(合計10回程度) 【受講費用】 10,000円	6月	15名程度	営農部営農企画課 0930-24-2961	2

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

佐賀県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
佐賀市	ワンストップ支援窓口事業	佐賀市内での就農を希望する者	関係機関(県・市・JA・金融公庫など)による就農に向けた各種相談への対応。	随時	—		1
佐賀市 【佐賀市 トレーニング ファーム 推進協議会】	佐賀市トレーニングファーム事業	【給付要件】 ①研修終了後、佐賀市富士町に就農・定住する者 ②普通自動車運転免許を取得しているもの ③年齢50歳未満の夫婦または親族2人以上(原則) ④就農時400万円程度の資金を有していること	※現役園芸農家を講師として、2年間の研修を行い、その後独立就農・定住をしていただきます。また、研修から就農までJA、県、市、地域が一体となったサポートを行います。 【研修手当】 農業次世代人材投資資金最大150万円/年(準備型・経営開始型)交付。また、交付対象とならない研修生に対しては独自に120万円/年を給付。 【研修費用】 無料 【住居】 研修期間中は宿泊施設を確保し、居住支援として家賃補助あり。 【その他】 移住支援あり(引越費用等助成)、研修生募集時には短期研修を予定(旅費、宿泊費助成あり)。専任講師(現役園芸農家)による指導。就農時の農地・家賃取得の斡旋。	4月～8月頃	2組(4名)	農業振興課 生産者育成係 0952-40-7118	2,6,7,8
	明日の農業者チャレンジ支援事業	【対象者】 次の1～3の全てを満たす親元就農者 1 50歳未満の市内在住者 2 認定農業者の子・孫 3 平成31年4月1日以降に就農した人 【給付要件】 次の要件をすべて満たすこと 1 年間農業従事日数150日以上 2 家族経営協定の締結 3 就農先の親等の前年総所得が400万円未満 4 生活費の確保を目的とした他の事業による給付等を受けていないこと 5 市税の滞納がないこと	1人当たり 60万円/年 (夫婦就農の場合は、1組当たり90万円/年) 初回申請日より最長2年間給付	令和3年6月下旬～令和3年7月30日	予算の範囲内		9
唐津市	新規就農者ステップアップ支援事業	【主な給付要件】 <研修生> 次の1～7の全てを満たす市内在住者または研修終了までに転入することが見込まれる者 1 新規就農を希望する者で、農業経営を開始していないこと 2 研修終了後1年以内に市内で就農し、2年以上継続して農業経営を行うこと 3 18歳以上で、かつ就農時の年齢が60歳未満であること 4 受入農家等の3親等以内の親族でないこと 5 国・県等が行う新規就農者への研修に対する支援等を受けていないこと 6 生活費の確保を目的としたその他の事業による給付等を受けていないこと 7 市税の滞納がないこと	【研修給付金】 市内在住者：研修生1人当たり月額10万円 転入予定者：研修生1人当たり月額12.5万円 ※夫婦で研修を受ける場合は1.5倍を支給	随時	予算の範囲内	農政課 0955-72-9128	2,3
	新規就農者ステップアップ支援事業	<受入農家等> 次のいずれかに該当する者 1 認定農業者 2 5年以上の農業経営を行う者で、市長が特に認めたもの ※その他にも細かな要件等がありますので、詳しくはお問い合わせください	【研修指導料】 研修生1人当たり月額1,500円(上限額：月額3万円) ※夫婦を受入れる場合は、1.5倍(上限額：4.5万円)を支給	随時	予算の範囲内		2,6
	就農相談窓口	【就農相談窓口】 ・唐津市内での就農を望む者	【就農相談窓口】 各関係機関(市・農業委員会・県農林事務所・県普及センター・JA)による就農に向けた各種相談への対応。	随時	特になし		1
鳥栖市	ワンストップ支援窓口事業	市内に居住する(予定含む)就農希望者	各関係機関(市・農業委員会・県農林事務所・県普及センター・JA)による就農に向けた各種相談への対応。	随時	—	農林課 0942-85-3563	1
多久市	ワンストップ就農相談会	就農希望者	【就農相談窓口】各関係機関(市・農業委員会・県農林事務所・県普及センター・JA)による就農に向けた各種相談への対応	随時	—	農林課 0952-75-4825	1
	就農相談会	就農希望者	関係機関(普及センター・県・市・JA)による就農に向けた各種相談への対応。 時期：毎月第3火曜日 14:00～ 場所：伊万里総合庁舎 内容：就農相談会	年間	特になし		1
伊万里市	伊万里市梨栽培研修給付金	○研修開始時の年齢が50歳未満 ○研修終了後は、伊万里に居住し、市内で梨栽培を行うこと ○直系親族に梨栽培をしているものがないこと ○年間研修時間が1,200時間を超えること ○梨園を守る会による研修を受講すること	給付金額：100万円(夫婦の場合は150万円) ※年度途中で研修を開始する場合は、月割計算 給付期間：最大24ヶ月	随時	予算の範囲内	農業振興課 0955-23-2557	9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

佐賀県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
武雄市	ワンストップ就農相談窓口	【対象者】 市内に居住する(予定含む)就農希望者	各関係機関(市・農業委員会・県農林事務所・県普及センター・JA)による就農に向けた各種相談への対応 ※毎月第2水曜日に就農相談会を開催。(要予約)	随時	—	武雄市農林課 0954-23-9335	1
	武雄市農業近代化資金融通助成	【対象者】 市内農業者等に農業近代化資金を貸し付けた融資期間、農業協同組合へ助成する。	予算の範囲内において、貸付利率の2分の1以内で助成する。	随時	—		9
	武雄市新規就農研修者家賃助成事業	【対象者】 市外からの転入者で、武雄市内に居住し、研修終了後市内での就農を目指す新規就農研修者。 ※農業次世代人材投資事業資金(準備型)の交付対象であること。	【家賃助成】 上限5万円/月、最長2年間助成する。	随時	予算の範囲内		8
	武雄市農業用給水施設整備事業補助金	【対象者】 市内に住所を有する認定新規就農者等。	農業用井戸等の整備にかかる経費の10分の1(上限20万円)を補助。	随時	予算の範囲内		4
	武雄市農の里親事業	【給付要件】 ＜研修生＞ 市内に住所を有するもので、 ①研修終了後1年以内に市内で就農し、2年以上の継続を目指すこと。 ②18歳以上で、かつ、就農予定時の年齢が50歳未満であること。 ③受入農家等の3親等以内でないこと。 ④研修開始時に農業次世代人材投資資金の交付を受けていないこと。 ＜受入農家等＞ ①認定農業者、または農業経営を5年以上行っているもの。	1年以内の研修(研修日数20日以上/月)に対し、支給。 【研修給付金】 研修生1人当たり月額100,000円 【研修指導料】 研修生1人当たり月額20,000円	随時	予算の範囲内		6
	武雄市新規就農者経営改善事業補助金	【対象者】 市内に住所を有する認定新規就農者で、農業経営開始から1年以上経過しているもの。	【対象経費】 ①施設・設備等の整備・改良等 ②農作業の効率化に資する整備・改良等 ③収量増加や所得向上に資する整備・改良等 対象経費の2分の1(上限50万円)を補助。	随時	予算の範囲内		4
	武雄市新規就農スタートアップ支援事業補助金	【対象者】 市内に住所を有する認定新規就農者で、農業経営開始から3年未満のもの。 【対象経費】 ①種苗・肥料・農薬等の生産資材 ②農地・機械にかかる賃借料	対象経費の2分の1(上限30万円)を補助。	随時	予算の範囲内		4
	武雄市定住就農者支援事業	【対象者】 市内に住所を有する認定新規就農者で、5年以上営農の継続を目指すもの。	【家賃助成】 家賃月額2分の1以内(上限2万5千円)を補助。 最長2年間	随時	予算の範囲内		8
武雄市新規就農農地提供協力金	【対象者】 市内に住所を有する認定新規就農者に、農地の提供を行うもの。	【協力金】 1,000㎡当たり3万円支給。	随時	予算の範囲内	7		
鹿島市	ワンストップ支援窓口相談	市内に居住する(予定含む)就農希望者	各関係機関(市・農業委員会・県農林事務所・県普及センター・JA)による就農に向けた各種相談への対応。	随時	—	農林水産課 0954-63-3413	1
	就農・農業経営相談会	市内に居住する(予定含む)就農希望者、経営転換や新規作物等に取り組みたい農業者	就農支援策の紹介 事業紹介・説明 圃場見学会 (希望があれば)農業経営アドバイザーへ派遣依頼をし、対応する	年2回程度(土日開催)	—		1
	鹿島市農林漁業者応援プロジェクト事業	【給付要件】 ①鹿島市に住所を有し、かつ市内において農業を行う人(18歳以上50歳未満) ②鹿島市で農業を行う3親等以内の者で後継者として意欲のある人 ③後継者・経営主が市税などの滞納がないこと ④農業次世代人材投資資金の交付対象者でない者 申請後、審査をします	【給付額】 最大150万円 活動助成金 50万円 農業用施設・機械・土地改良費等農業を行う上で必要な経費に対し1/2以内を助成(上限100万円) 【事業期間】 3年間	7月末までに申請書提出	予算の範囲内		1
	鹿島市トレーニングファーム研修生応援事業	市外からの転入者で、鹿島市内に居住し、研修終了後鹿島市に就農するみどり地区トレーニングファーム研修生	【家賃助成】 3万円/月×2年間 【引越助成】 最大10万円	随時	予算の範囲内		8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他



佐賀県								
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野	
小城市	ワンストップ就農相談会	小城市内での就農希望者	関係機関(市、県農林事務所、県普及センター、JA、金融公庫)による就農に向けた各種相談への対応	随時	—	農林水産課 0952-37-6125	1	
嬉野市	嬉野市新規自営就農者支援事業	嬉野市内に在住し、新規に自営就農を行う者であって、青年等就農計画の認定を受けた者又は公的機関が認めたカリキュラムでの研修を修了した者	資材、機械や設備等の導入・整備等に要する経費で、国・県等の補助の対象にならないもの。経費のうち2分の1以内で500,000円を上限(ただし、土地の造成又は水源確保のための井戸掘削の場合は、1,500,000円を上限) ※起業チャレンジ応援金との併用不可	随時	予算の範囲内	嬉野市役所 農業政策課 0954-66-9119	1	
	入植方式によるハウス団地整備事業	施設園芸による就農希望者であって、トレーニングファーム修了生又は先進農家の元で農業基礎・農業経営等を習得し、嬉野市内に居住し就農できる者	・施設園芸の開始に必要な基盤整備を市が実施(全8区画程度) ・市外からの転入による入植者に対する家賃補助(月額家賃の半額以内で月50,000円上限)	事業の進捗により随時決定	事業の進捗により随時決定		8	
	ワンストップ支援窓口事業	嬉野市内での就農を希望する者	関係機関(県・市・JA・金融公庫など)による就農に向けた各種相談への対応。	随時	—		1	
	住宅取得応援金	嬉野市外に3年以上居住する者が、嬉野市内に転入し建物本体が500万円以上の家屋を購入した場合。	住宅1戸につき50万円 転入する世帯員1人につき10万円 同居する高校生以下の子1人につき8万円などを支給	転入、住宅取得前までに要申請	予算の範囲内		8	
	起業チャレンジ応援金	嬉野市外に3年以上居住する者が、嬉野市内に転入して2年以内に起業する場合(農業を含む)	敷金、人件費を除く、起業に要した費用の1/2最大100万円を支給 ※嬉野市新規自営就農者支援事業との併用不可	転入前までに要申請	予算の範囲内		9	
	空き家バンク	居住、起業などを検討している方	空き家を紹介	随時	—		嬉野市役所 企画政策課 0954-66-9117	8
	空き家バンク利用促進補助金	空き家バンク登録物件を利用する方で、リフォームする場合など	リフォーム費用の1/2最大50万円を支給など	リフォーム前までに要申請	予算の範囲内		8	
	農業ターンウェルカム応援金	嬉野市外に居住する者が、嬉野市内に転入し、就農又はトレーニングファームで研修を行う場合(1親等以内の親族から市内の農地又は経営を引き継ぐ者を除く)	1世帯10万円	転入前に要申請	予算の範囲内		9	
神埼市	①就農相談窓口 ②アグリチャレンジ相談会	①【新規就農相談窓口】 ②神埼市内での新規就農希望者	①・②【就農相談窓口】 各関係機関(市・農業委員会・県農林事務所・県普及センター・JA)による就農に向けた各種相談への対応。	①随時 ②10月～3月	特になし	農政水産課 0952-37-0117	1	
吉野ヶ里町	吉野ヶ里町担い手育成支援対策事業費補助金	吉野ヶ里町の農林業の担い手及び、農業後継者	農業大学校又はそれに準ずる研修機関で農業資格及び技術を修得するための研修に要する経費に対して、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1とし、千円未満は切捨て。補助金の限度額は、8,000円以内の額とする。	随時	予算の範囲内	産業振興課 0952-37-0347	1	
基山町	ワンストップ就農相談会	就農希望者	【就農相談窓口】 各関係機関(町、農業委員会、県農林事務所、県普及センター、JA)による就農に向けた各種相談会の実施	随時	—	産業振興課 0942-92-7945	1	
上峰町	就農相談窓口	【新規就農相談窓口】 上峰町内在住者(予定者含む)で新規就農希望者	【就農相談窓口】 各関係機関(町・農業委員会・県農林事務所・県普及センター・JA)による就農に向けた各種相談への対応。	随時	特になし	産業課 0952-52-7415	1	
みやき町	ワンストップ就農相談会	就農希望者	【就農相談窓口】 各関係機関(町・農業委員会・県農林事務所・県普及センター・JA)による就農に向けた各種相談への対応。	第3木曜日	—	産業課 0942-96-5534	1	
有田町	就農相談会	就農希望者	関係機関(普及センター・県・町・JA)による就農に向けた各種相談への対応。 時期: 毎月第3火曜日 14:00～ 場所: 伊万里総合庁舎 内容: 就農相談会	年間	事前予約制	農林課 0955-46-5616	1	
	園芸用パイプハウス設置事業補助	設置後5年間は園芸用施設として使用し、生産品の主たる部分または全部を町内の農産物直売所もしくは市場へ出荷すること(3年間販売実績報告義務有)	新たに設置するおおむね100平方メートル以上の農業用ビニールハウスの設置資材及び工事費とする。 ただし、当該経費について、他の制度による補助又は融資を受けない場合に限る。対象経費の1/2以内の額とし、20万円を限度とする。	随時	予算の範囲内		4	
	親元就農者支援事業	農業後継者の育成・確保を図るため、農業次世代人材投資資金の交付対象とならない親元就農者等に対し、親元就農等交付金を交付。 ○共通要件 ・町内に住所を有すること。 ・町内において農業に従事すること。 ・年間農業従事日数が150日以上であること。 ・就農時の年齢が18歳以上50歳未満であること。 ①親元就農者 ・認定農業者の2親等内の直系単属であること。 ②認定新規就農者 ・自らが青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になること。	30万円/年(3年間)	随時	予算の範囲内		9	

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

佐賀県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
大町町	ワンストップ就農相談会	就農希望者	【就農相談窓口】 各関係機関(町・農業委員会・県農林事務所・県普及センター・JA)による就農に向けた各種相談への対応。	第3水曜日	—	農林建設課 農政係 0952-82-3151	1
	転入奨励金	3年以上大町町以外の市町に居住する者が大町町内に定住することを目的として新築住宅又は中古住宅を取得した場合(専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が500万円以上のもの) ※除外要件あり	住宅1戸につき1,000,000円 ただし、中古住宅取得の場合は、取得価格(土地代含む)の3%以内で1,000,000円を限度とし支給 同居する中学生以下の子1人につき300,000円支給	転入、住宅取得前に要申請	予算の範囲内		8
	大町町引越費用助成金	新たに転入して大町町内に居住する世帯の者 ※除外要件あり	引越費用の2分の1以内とし、1世帯当たり5万円を上限	転入時に申請	予算の範囲内	企画政策課 0952-82-3112	8
	空き家バンク	居住、起業などを検討している方	空き家を紹介	随時	—		8
	大町町空き家活用対策事業補助金	大町町空き家バンク制度を活用して、空き家を購入又は賃貸若しくは賃借した者 ※除外要件あり	・空き家の改修 補助対象事業に要した経費に2分の1を乗じて得た額(限度額50万円) ・空き家を利用するための不要物の撤去 補助対象事業に要した経費に2分の1を乗じて得た額(限度額10万円)	リフォーム前までに要相談	予算の範囲内		8
江北町	新規就農支援事業	江北町に住居登録され、農業次世代人材投資事業(国)の交付要件を満たす者	家賃補助 自らの居住に供するために賃貸住宅(町内物件)を借り上げて、家賃を払う者 上限5万円 経営補助 国・県補助金対象事業を除く井戸・排水施設整備・生産資材等に係る経費等 対象事業費の10/10 上限100万円(1回限り)	随時	予算の範囲内	地域振興課 0952-86-5615	9
白石町	白石地区いちごトレーニングファーム	①研修開始日の満年齢が18歳以上で就農開始時におおむね50歳未満であること ②研修終了後、白石町に在住して農業経営を開始し、5年以上の農業に従事できる者 ③農業技術や農業経営力を身に就けるための研修制度であることを十分理解し、農業研修、就農について家族の同意を得ていること ④普通運転免許を所持し、パソコン操作ができること ⑤新規就農のための準備金として概ね300万円以上の自己資金を有すること	トレーニングファームでの高設いちご栽培技術(品種「いちごさん」)及びいちご経営原則として研修に関する費用は無料 【研修手当】 農業次世代人材投資事業(準備型)申請後、承認されれば一人当たり年間150万円の支給可能(夫婦の場合は年間225万円)	5月1日から12月1日まで	3組6人以上		
	農業をやってみようセミナー	町内新規就農希望者	セミナーの開催 ①作物の栽培・経営状況説明 ②就農支援策の紹介 ③先輩農業者の体験談発表	毎年7月頃	—		
	ワンストップ相談会	就農希望者	就農相談窓口 各関係機関(町・農業委員会・県農林事務所・普及センター・JA・融資機関)による就農に向けた各種相談への対応。	R3.6月から毎月第4水曜日	事前予約制	農業振興課 0952-84-7121	2
	しろいし農業塾	【資格要件】 ①日本国籍を有し、研修開始日の満年齢が18歳以上で就農開始時におおむね50歳未満であること ②心身ともに健康で、誠実に研修ができること ③応募の際、佐賀県外に在住しており、研修開始時白石町に住居登録でき、2ヶ年以上継続できること ④研修終了後、白石町内に居住しながら農業経営を開始し、5年以上の農業に従事できる者 ⑤農業技術や農業経営力を身に就けるための研修制度であることを十分理解し、農業研修、就農について家族の同意を得ていること ⑥普通運転免許を所持し、パソコン操作ができること ⑦新規就農のための準備金として概ね300万円以上の自己資金を有すること	【研修内容】 施設園芸を基本とし農業講座(講習会)、農業実践研修、その他農業経営に関する各種研修会を実施する 【研修手当】 農業次世代人材投資事業(準備型)申請後、承認されれば一人当たり年間150万円の支給可能(夫婦の場合は年間225万円) 【研修時間】 1日8時間、月20日を基本とし、月160時間勤務とする 【住居】 住居の確保・家賃は農業塾の負担 【車両】 営農車(軽トラック又は軽バン)1台貸与し、400/月分の燃料費を支給 今後変更の可能性あり	毎年7月ごろから12月ごろまで	6人以上		
太良町	太良町親元就農支援事業	【給付要件】 ①国庫事業の農業次世代人材投資資金を受給できない者(該当しない者) ②太良町で農業を営む農業者の子か孫で後継者として意欲がある者 ③太良町に住居を有し、かつ、町内において農業を行う者(年齢18歳～50歳未満) ④町税などに滞納がないこと ⑤年間の農業従事日数が150日以上であること	【給付額】 申請者1人につき年間36万円(最長5年間)	—	—	農林水産課 0954-67-0315	9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

長崎県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
長崎市	農業新規参入促進事業	<p>【事業対象者】 人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられ、又は位置付けられる見込みの者で、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1 農業に新規参入しようとする企業又は個人</p> <p>2 その他、遊休農地等を活用して農業規模拡大により雇用の拡大を図ろうとする企業又は個人で、農業の担い手育成に資すると市長が認めるもの</p>	<p>1. 対象事業 ・生産基盤整備事業(ハウス/付帯施設等) ・小規模土地基盤整備事業(圃場への進入路/農地造成・改良/灌排水施設/整地・客土等)</p> <p>2. 面積要件:実施面積が300㎡以上であること</p> <p>3. 補助率:対象事業経費の2分の1以内(予算の範囲内において、1事業主体当たり補助額上限400万円とし、事業期間中1回の利用に限る。)</p>	—	—	<p>農林振興課 095-820-6564 <a href="http://www.city.nagasaki.lg.jp/">http://www.city.nagasaki.lg.jp/</a></p>	4
	農業研修制度	<p>長崎市農業センター:18歳以上で研修場所まで通える方で、研修終了後、農業ヘルパーとして市内農業者のお手伝いができる者</p> <p>一般財団法人長崎市地産地消振興公社:満18歳以上で研修場所まで通える方で、研修終了後に就農する者</p>	<p>長崎市では戸石町の長崎市農業センターにおいては、農業者の手助けを行う農業ヘルパーの育成を、布巻町の一般財団法人長崎市地産地消振興公社においては、新規就農者の育成を目的とした農業研修会を開催している。研修終了後は、遊休農地の紹介や小型耕運機の貸し出し等を行い、新規就農体制のフォローアップを図るとともに、農業ヘルパー登録者に対しては、無料職業紹介事業により市内農業者への就労紹介等も行っている。</p> <p>【長崎市農業センター】 ＜場所＞長崎市戸石町34-2 ＜期間＞5月～3月(平日40回程度) ＜時間＞午前9時～午後4時 ＜研修内容＞野菜・花き・果樹等農作物全般 ＜研修場所＞市内農家圃場及び農業センター圃場 ＜費用＞無料 ＜募集方法＞広報ながさき3月号に掲載 ＜募集人員＞30名 ＜問い合わせ先＞095-830-1124</p> <p>【一般財団法人長崎市地産地消振興公社】 ＜場所＞長崎市布巻町111-1 ＜期間＞4月～3月(週に3回) ＜時間＞午前8時30分～午後5時 ＜研修内容＞露地野菜 ＜研修場所＞周辺研修圃場 ＜費用＞無料 ＜募集方法＞広報ながさき2月号に掲載 ＜募集人員＞15名 ＜問い合わせ先＞095-892-2824</p>	左記のとおり	左記のとおり		2
	長崎市中高年新規就農給付金	<p>【事業対象者】 新規就農者であって、次に掲げる要件などを満たす者(記載以外にも要件有) ○就農時の年齢が50歳以上65歳未満で、専業で農業を新たに開始する者。親の農業経営を継承する者は、10a以上の耕作放棄地を解消する者 ○独立・自営就農であること ○農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること ○青年等就農計画の認定を受けた者であること ○人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれ、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 ○生活費の確保を目的とした給付等を受けていないこと ○市税等の滞納がないこと</p>	<p>【給付金の額】 1人当たり年間120万円 (耕作放棄地解消加算あり)</p> <p>【給付の期間】 就農後、最長2年間</p>	—	予算の範囲内		4
佐世保市	佐世保市新規就農者支援事業	<p>1. 新規就農者育成支援 ・独立自営就農時の年齢が原則60歳未満で、新規就農を目指す者 ・研修計画及び就農計画を作成しその実現性が認められた者。</p> <p>2. 賃貸住宅入居支援 ・上記1.の条件と併せ、新たに市外から佐世保市に移住する者。</p> <p>3. 農機等購入費補助・農地賃借料補助 ・上記1.の条件と併せ、新たな経営の開始又は経営規模拡大のために必要で、就農計画の実現に必要と認められるもの。</p>	<p>1. 新規就農者育成支援 ・佐世保市の農業研修を受講する者と受入れ主体(農業士等)への研修経費を支援 ・研修生:800円×研修時間数 (上限32千円/月×10カ月) ・受入主体:20千円/月(上限10カ月)</p> <p>2. 賃貸住宅入居支援:賃借料の1/2以内(上限25千円/月×12カ月)</p> <p>3. 農機等購入費補助・農地賃借料補助 ①農機等購入費補助:営農開始、継承発展の際に必要な農機・施設・資材等の購入費の1/3以内(上限400千円以内) ②農地賃借料補助:上記①対象の新規就農者が農地賃借する際の賃借料の1/2以内(上限30千円/年以内)</p>	随時	<p>1. 3名 2. 4名 3. ①5名 ②5名</p>	<p>農業畜産課 0956-24-1111 <a href="https://www.city.sasebo.lg.jp/nourinsuisan/nouchiku/hajimetaita.html">https://www.city.sasebo.lg.jp/nourinsuisan/nouchiku/hajimetaita.html</a></p>	2・3・4・6・7・8
	農業担い手育成事業	<p>・農業の担い手として活動している団体 ・農業後継者が組織している団体</p>	<p>組織の活動費に対する支援 補助率:事業費の1/2または1/3</p>	随時	—	9	

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

長崎県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
島原市	農業後継者就農奨励金支給事業	①本市で農業経営を行っている親等の経営を継承する方(農業後継者) ②市内に居住し、市内に住所がある方 ③平成21年4月1日以降の新規就農者で、年間農業従事日数がおおむね250日以上の方 ④就農時40歳未満の方(ただし、就農した年度に満40歳になられる方も対象となります。)	①専業として就農し、1年経過後(研修期間を除く) 50,000円 ②専業として就農し、3年経過後(研修期間を除く) 100,000円	随時	予算の範囲	農林課 0957-68-1111 <a href="https://www.city.shimabara.lg.jp">https://www.city.shimabara.lg.jp</a>	9
	Uターン農業研修支援事業	・本市に定住する意思をもって転入し、市内で就農を目指す人。 ・長崎県が登録する研修受け入れ団体等の指導のもと研修を実施すること。 ・研修開始時において64歳未満であること。	・農業研修期間の生活費月額2万3千円を補助。 ・定住支援・就農相談員による定住および担い手として自立をめざす支援。 (長崎県新規就農相談センターによる技術習得支援事業と連携する事業)	随時	予算の範囲		9
	新規就農者自立支援事業	・本市に定住の意思をもって転入又は他産業から参入し、農業経営を始める者。 ①平成29年4月1日以降に転入又は他産業から参入し、新たに独立自営による農業経営を開始する者であって、経営開始時において45歳未満であること。ただし、親元就農又は経営継承するものは、除く。 ②農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に規定する青年等就農計画の認定を受けた者。 ③島原市に住所を有し、経営基盤の農地の総面積の7割以上が島原市にあること。	農業経営の開始に伴い必要となる物品の購入又はリースに要する費用で、市長が認めるものとする。ただし、他の補助事業によりその経費が交付される場合は、補助金の対象としない。また、補助金の交付については、1人につき1回限りとする。 《補助対象経費》 (農業用機械) 管理機、運搬車、噴霧器、草刈機等 (農業用資材等) 収穫用コンテナ、園芸用支柱・ネット等 (その他) 市長が必要と認めるもの ※数年間資材等の形で残り営農に一定の継続的使用する物品を対象とし、農薬、肥料、燃料、電気等物品として残らないものは対象としない。 《補助率及び補助額》 ・対象経費の2分1以内(上限:100万円)	随時	予算の範囲		4
	農林水産業雇用促進事業	・補助対象者が、市内に在住する認定農業者であること ・市外からの転入者を新たに雇用すること ・転入者については、転入の日から雇用開始までの期間が1年未満であり、かつ、転入の日前1年間に市内に住所を有していないこと。雇用については、申請の日より概ね1年間以上雇用される見込みであること。なお、親元就農の場合は、対象としない。	・農林水産業において、労働力不足を解消するとともに移住を促進することによる地域活性化を目的として、市外からの転入者の新規雇用を支援する	随時	2名程度		5
諫早市	諫早市認定農業者等支援事業	◆支援対象者 認定農業者等(認定農業者もしくは認定農業者となることが確実と見込まれるもの又は認定新規就農者)で下記の①②の要件をすべてを満たす者 ◆要件 ①農業経営改善計画書又は青年等就農計画書に掲げた目標を達成するために行う事業であること。 ②原則農用地区域内の事業であること。ただし、生産施設を建設する場合にあっては農業振興地域内でも可とする。	①小規模土地基盤整備 国、県の補助対象とならない概ね10a以上の農地の基盤整備(畝町直し)に要する費用への助成。(整備面積は同一人の累計で50aまでとする。) <内容> 事業費の2分の1以内又は10aあたり25万円を上限に補助 ②生産施設整備 国、県の補助対象とならない施設整備及び施設整備と併せて行う付帯施設整備に要する費用への助成。(同一部門で一人一回限りとし、施設は共済保険への加入が条件) <内容> 事業費の3分の1以内で一人あたり200万円を上限に補助	随時	予算の範囲内	農業振興課 0957-22-1500 noshin@city.isahaya.nagasaki.jp	9
	諫早市施設園芸経営支援事業	◆支援対象者 以下のすべてに該当する者 ・市内に住所を有する認定農業者、新規就農者 ・下記の要件に掲げた園芸施設において営農する者(リースによる営農を含む) ・市税等の滞納がない者 ◆要件 平成22年4月1日以降、国、県、市の補助事業又は制度資金を活用して新たに諫早市内に整備された園芸用ハウスの営農であること。	新たに整備された園芸施設において営農する者の経営費の一部を3年度以内で助成 <補助対象経費> ・園芸施設に係る前年の経営費で、生産に投入した種苗費、肥料費、農薬費、動力光熱費、その他の物財費を対象とする。 <補助額> ・補助対象経費に相当する額。ただし、対象経費が当該園芸施設の整備費の1%に相当する額を超えるときは、その1%に相当する額とし、交付期間中の補助額の合計額は100万円を限度とする。	—	予算の範囲内		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

長崎県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
大村市	<1.農業を始める前> 農業就業体験支援 (インターンシップ)	・農業に関心があり、将来農業を やってみたい高校生・大学生  ・Uターン・Iターンなどの就農を 希望する一般社会人	・3泊4日(1日目午後～4日目午前) 農家に滞在し、農業を体験できる。  ・参加費、宿泊費、食費は無料  ・交通費は基本的に自己負担 ※県外からの参加は、 実費の1/2を助成・最高3万円 (女性2人以上の場合は、最高6万円)	随時	10人	大村市農業経営室 0957-53-4111 http://www.city.omura.nagasaki. jp/	2.3
	<1.農業を始める前> 新たな担い手支援事業 【農業後継者育成支援事業】	①研修を開始する時に、 年齢が65歳未満の者で 市内に住んでいる者  ②研修終了後に、市内で就農する者  ③過去に農業次世代人材投資資金など、 国費を受給していない者	【給付金】 研修期間中に給付金を支給する。 ※就農希望者1人あたり日額6千円 (農業次世代人材投資資金【準備型】の 受給対象者を除く)  【家賃】 市内に住むために借り入れた アパートなどの家賃の一部を助成 ※家賃の1/2 (最高月額2万5千円)	随時	—		3.8
	<2.農業を始めた後> 新たな担い手支援事業 【経営開始支援事業】 (施設整備)	65歳未満の新規就農者で  ①相当の農業技術を習得し、 市内で、独立自営により 続けて5年間以上営農を行う者  または、  ②就農5年以内の後継者	【補助の対象となるもの】 初期投資や、経営を始めるときの 作物などの導入に必要な経費に 対して補助する。  【補助額】 ①大村市の主要品目 (いちご・トマト・きゅうり・みかん) …経費の1/2(最高200万円)  ②その他の品目 …経費の1/4(最高50万円)	随時	—		4
	<2.農業を始めた後> 新たな担い手支援事業 【経営開始支援事業】 (賃借料)	65歳未満の新規就農者で  ①相当の農業技術を習得し、 市内で、独立自営により 続けて5年間以上営農を行う者  または、  ②就農5年以内の後継者	【補助の対象となるもの】 新たに就農するときに必要な農地や、 規模の拡大に必要な農地の 賃借料の1/2を、5年間継続して補助する。  【補助額】 賃借料の1/2 10a(1000㎡)あたり最高2万円	随時	—		7
	<2.農業を始めた後> 経営規模拡大資金融資	大村市内の農業者	・低金利の融資 (認定農業者…0.5%、その他…0.8%) ※令和3年4月1日～令和4年3月1日実行分 ※固定金利 ・借入れに関わる保証料相当分 0.43%を助成	随時	—		9
	<3.軌道に乗ってきたら> 農業経営向上チャレンジ事業 【高品質化研究支援事業】	農業者が組織する団体	【補助の対象となるもの】 新しい品目の導入、品種改良など 経営の向上を図るための調査研究費  【補助額】 調査研究費の1/2(最高40万円)	随時	—		4
	<3.軌道に乗ってきたら> 農業所得向上支援事業 【女性農業者所得向上支援事業】	女性農業者及び農業者が組織する団体	【補助の対象となるもの】 所得向上のために必要な生産・加工・販売に かかる経費  【補助額】 対象経費の1/2(最高40万円)	随時	—		4
	<3.軌道に乗ってきたら> 認定農業者所得向上支援事業	農業所得が概ね400万円に達していない 認定農業者及び認定農業者で組織する団 体	【補助の対象となるもの】 所得向上のために必要な生産・加工・販売に かかる経費  【補助額】 対象経費の1/2(最高40万円)	随時	—		4
	<3.軌道に乗ってきたら> 農業所得向上支援事業 【農地利用促進支援事業】	認定農業者 (人・農地プランに入っている者)	【補助の対象となるもの】 農地を新しく5年間以上借りる場合の初年度の 賃借料  【補助額】 賃借料の1/2 ※10aあたり最高1万円	随時	—		7
	<3.軌道に乗ってきたら> 【家族協定締結奨励金】	経営の近代化、改善のために 家族経営協定を締結する農家	家族協定を結んだら3万円を給付	随時	—		9
<3.軌道に乗ってきたら> 農業所得向上支援事業 【農業経営改善支援事業】	家族経営協定を締結した農家	【補助の対象となるもの】 パソコンなどで経営の管理をする 農業簿記会計ソフトなどの導入や ICT化にかかる経費 ※ICT…インターネットやコンピュータを使った システム全般  【補助額】 経費の1/2 (最高10万円)	随時	—	9		

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援  
8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

長崎県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
平戸市	平戸式もうかる農業実現支援事業 (就農準備支援事業)	市が認めた研修機関等で研修を受ける新規就農希望者で、研修後、市内に就農する者 ①国県事業の対象者(上乗せ) ②国県事業の対象とならない者で、就農予定時の年齢が55歳未満の者(市単独)	新規就農希望者に対し、研修期間中の生活費を支給(1年間) ①上乗せ 年間90万円(月額7.5万円) ②市単独 年間120万円(月額10万円)	随時	-	農林課 0950-22-9152 chikusan@city.hirado.lg.jp 及び https://www.hirado-nova.com/	3
	平戸式もうかる農業実現支援事業 (経営開始支援事業)	上記就農準備支援事業の対象者又は同等の技術を習得していると市が認めた新規就農者で、5年以内に農業で生計が成り立つ経営を成し遂げる者 ①国県事業の対象者(上乗せ) ②国県事業の対象とならない者で、就農時の年齢が55歳未満の者(市単独)	新規就農者に対し、就農初期の生活費を支給(2年間) ①上乗せ 年間90万円(月額7.5万円) ②市単独 年間120万円(月額10万円)	随時	-		4
	平戸式もうかる農業実現支援事業 (中核的経営開始型支援事業)	市内に住所を有し、上記就農準備支援事業の対象者又は同等の技術を習得していると市が認めた新規就農者で、5年以内に地域の中核的農家となりうる経営を成し遂げる者 ①国県事業の対象者(上乗せ) ②国県事業の対象とならない者(市単独)	新規就農者に対し、施設等の整備費用の一部を補助 ①上乗せ 補助対象経費の4/5以内 ②市単独 補助対象経費の2/3以内	随時	-		4
	産地を支える人材確保推進事業	生産部会から推薦された研修インストラクターで、新規就農希望者(研修生)を指導する者 ※国県事業の対象とならない者のみ	インストラクターに対し、新規就農希望者(研修生)への指導に要する経費を補助 研修生1人当たり月額3万円	随時	-		6
杵岐市	JA杵岐市新規就農者支援事業	①育成型:経営の柱となる品目の研修を行い、早期の経営確立を図る。 対象者:45歳未満で研修終了後直ちに就農するもの。 ②平行型:自らの農業経営開始と同時に研修を行い、経営の確立を図る。 対象者:45歳未満で研修開始とともに就農するもの。 ③研修型:定年退職後等の就農等、新規就農の窓口を広げたような就農者の確保を図る。	①育成型 研修期間:1年間(月20日以上) 研修支援金:研修期間中月額10万円を上限 ②平行型 研修期間:6ヵ月~1年間(月10日以上) 研修支援金:研修期間中月額5万円を上限 ③研修型 研修期間:3ヵ月~6ヵ月(月10日以上) 研修支援金:対象外	随時	-	JA杵岐市担い手支援室 0920-45-0301	2
五島市	五島市農業研修支援事業	五島市内で農業研修を受け、農業者になる事を志す原則60歳以下の者及び、その農業研修受入先農家に対し農業研修期間(一人当たり最長2年)の支援を行う。	【研修手当=農業研修生】 自営又は雇用就農開始予定日が50歳未満の者:月12.5万円 (50歳以上60歳以下の者は月12万円) 【住居手当=農業研修生】 五島市内にて住居を三親等以外の者と賃貸契約する者:家賃の1/2(2万円上限、千円未満切捨て) 【指導手当=研修生受入先】 研修期間内に農業研修生一人当たり月5万円(二人以上受入の場合は7.5万円) ※上記支援は全て研修期間内(最長2年)に限る。	随時	3名程度	農林課 0959-72-7816	2.3.6.8
西海市	西海市新たな就農者支援事業補助金	<共通要件> ・市内に住所をおく ・市税等の滞納がない ・本事業の支援認定を受けるまたは認定新規就農者となる ・交付年数の倍以上の営農と市内在住及び自治会加入の継続 ※最低3年以上 ①営農生活支援(生活費の支援) ア)新規参入者 ・就農して2年以内 ・年齢50歳以上61歳未満 ・長崎県等の研修制度を経て就農イ)親元就農者等 ・就農して2年以内 ・年齢61歳未満 ・農業次世代人材投資事業を受けられない ②施設等整備支援(導入整備費の支援) ・年齢61歳未満 ・就農1年前から就農して2年以内	①営農生活支援 ア)新規参入者 就農支援金120万円×3年 合計360万円 ※本人以外の転入する世帯員で所得税法上の被扶養者1人当たり10万円/年を加算イ)親元就農者等 ・年齢40歳未満で西海市青年農業者の会加入者 就農支援金:1年目60万円、2年目30万円、3年目30万円 合計120万円 ・年齢50歳未満 就農支援金:60万円×1年 ・年齢50歳以上61歳未満 就農支援金:30万円×1年 ②施設等整備支援 補助率:1/2以内 補助下限額20万円上限額400万円(1回限り)	随時 ※予算の範囲内	随時 ※予算の範囲内	西海ブランド振興部 農林課 0959-37-0070 nourin@city.saikai.lg.jp	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

長崎県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
雲仙市	光り輝く雲仙カアップ事業 担い手育成支援事業	1 農業機械導入事業 ・事業主体は雲仙市内に居住し、市の認定新規就農者の認定を受け、認定日後5年未満の者とする。 ・導入する機械は、受益面積に基づいた作業能力を有する機械であることとする。 ・導入する機械は汎用性の高いものとし、その基準は別に定める。	1 対象経費 ・農業機械及びその機械の付属品の購入費 2 補助率等 当該事業に関する経費の1/5以内 (補助金限度額1,000千円以内) ※なお、農業次世代人材投資資金(経営開始型)を受給しない者は2/5以内 (補助金限度額2,000千円以内)	随時	予算の範囲内	農林課 0957-38-3111 <a href="http://www.city.unzen.nagasaki.jp/">http://www.city.unzen.nagasaki.jp/</a>	4
		2 農業施設整備事業 ・事業主体は雲仙市内に居住し、市の認定新規就農者の認定を受け、認定日後5年未満の者とする。 ・面積が概ね10a以上かつ間口2.5m以上の園芸用ハウス(AP、ガラス、硬質ビニールハウス等)並びに面積が200㎡以内の畜舎及び家畜糞尿処理施設	1 対象経費 ・園芸用ハウス及びそのハウスの付帯設備(灌水設備、加温設備、電気設備等)、既設の園芸用ハウスの付帯設備、畜舎又は家畜糞尿処理施設を新規に整備するために要する経費 2 補助率等 当該事業に関する経費の1/5以内 (補助金限度額1,000千円以内) ※なお、農業次世代人材投資資金(経営開始型)を受給しない者は2/5以内 (補助金限度額2,000千円以内)				4
		3 新規就農者移住促進事業 ・事業主体は長崎県外から移住してきた新規就農者(ただし、非農家に限る)で、住民票を移して5年以内のものとし、かつ、市の認定新規就農者の認定を受けた者で、当該認定後5年未満のものとする。 ・導入する機械は、受益面積に基づいた作業能力を有する機械であることとする。 ・導入する機械は汎用性の高いものとし、その基準は別に定める。	1 対象経費 ・農業機械購入補助にあつては、農業機械(中古機械を含み、耐用年数が2年以上の機械に限る)の購入に要する費用 ・施設借上補助にあつては、施設(土地を含む)の借上に要する費用 2 補助率等 当該事業に関する経費の1/2以内 (補助金限度額 農業機械購入補助は1,500千円、施設借上補助は500千円)				4, 7
		4 経営簿記ソフト購入事業	経営簿記ソフトの購入費用(上限6万円)				9
雲仙市	農業就業者確保育成対策事業	1. 就農意欲向上対策事業 新規就農を希望し、かつ、市内の農業者から研修を受ける者で、次の要件を全て満たすものとする。 (1)事業完了後、市内に在住し、及び就農すること。 (2)農業次世代人材投資事業(準備型)の研修計画を提出し、県の承認を受けていること。 (3)県の技術習得支援事業に応募し、及び合格すること。 (4)農業に係る知識及び技術の習得だけでなく、地域の行事、他の農業者との交流等へ積極的に参加すること。	1. 就農意欲向上対策事業 月額 50,000円 (ただし、農業次世代人材投資事業(準備型)を受給している期間)	随時	予算の範囲内	農林課 0957-38-3111 <a href="http://www.city.unzen.nagasaki.jp/">http://www.city.unzen.nagasaki.jp/</a>	3, 4
		2. 研修指導体制支援事業 就農意欲向上対策事業による研修生を受け入れる市内の農業者で、次の要件を全て満たすものとする。 (1)技術習得支援事業実施要領により、受入団体等として登録されていること。 (2)研修生を労働者として扱わず、年間を通じた効果的な研修となるように努め、かつ、労働の対価として金銭を支給しないこと。	2. 研修指導体制支援事業 月額 20,000円 (就農意欲向上対策事業を活用する者に自らの農業経営を研修させている期間)				6
南島原市	南島原市農業振興対策事業(農業後継者育成事業)	農業大学校等において、修学又は研修する者を扶養している農業者等が、その者を、当該修学又は研修の終了後3年以内に就農させることを目的として、当該機関等において、修学又は研修させるために要する経費につき、市長が認める経費	月額 5,000円	6月まで	21	農林課 0957-73-6661	3
	新規就農者就農支援事業	(1)南島原市に住所を有する者 (2)本年度に農業次世代人材投資事業(経営開始型)の対象となる者もしくは対象となる見込みの者。(ただし、親元就農又は経営承継する者は除く。) (3)就農準備中又は就農後1年未満の者	就農1年目に必要となる経費(物品の購入、リース、農地の取得、農地の借用及びほ場整備に要する費用)を補助率10分の10で100万円を限度に補助	随時	3	農林課 0957-73-6661 <a href="https://www.city.minamishimabara.lg.jp/page/8583.html?type=search&amp;q=%e6%96%b0%e8%a6%8f%e5%b0%b1%e8%be%2%e8%80%85&amp;radiobutton=4&amp;now_P=1&amp;show_num=20&amp;sc_id=2">https://www.city.minamishimabara.lg.jp/page/8583.html?type=search&amp;q=%e6%96%b0%e8%a6%8f%e5%b0%b1%e8%be%2%e8%80%85&amp;radiobutton=4&amp;now_P=1&amp;show_num=20&amp;sc_id=2</a>	4
	農業研修支援事業補助金	(1)南島原市にお住まいの方で市内で農業研修を受ける者 (2)他市から南島原市へ転入し、1年経過していない者 (3)本年度に農業次世代人材投資事業(準備型)の対象となっている者 (4)南島原市内で就農する者	農業研修を受ける期間における賃貸住宅の家賃(敷金・礼金は除く。)の2分の1以内(ただし、月額2万5,000円を上限とする。)	随時	5	農林課 0957-73-6661	8
	農業後継者給付金	(1)令和3年4月1日以後に転入し親元就農をする者 (2)修学後、市外で3年以上就労した者 (3)就農時の年齢が、原則50歳未満である者。 (4)前年の世帯の所得が600万円以下である者。	就農1年目に100万円、2年目及び3年目は30万円の給付金	随時	5	農林課 0957-73-6661	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

長崎県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
東彼杵町	—	①持ち家奨励金 新たに土地を取得し、居宅を新築後、転居された場合(中古住宅取得の場合も助成あり)。床面積50㎡以上、取得価格500万円以上。 ②空き家登録奨励金 空き家バンクへ登録した所有者等 ※空き家バンク: 空き家の情報を提供 ③空き家提供奨励金 空き家の所有者等で移住者等と賃貸借契約を交わした者 ④空き家改修等奨励金 空き家の機能向上を図る改修を行う者(所有者等・移住者のどちらでも可) ⑤移住等奨励金 20歳以上で、空き家を活用した移住者等	①持ち家奨励金 ・家屋(定額): 町内業者70万円、町外業者35万円 ・土地(補助率1/2以内)上限30万円 ・中古住宅: 定額30万円(宅地含む) ※子育て世帯支援加算措置: 高校生以下の子ども1人につき10万円 ②空き家登録奨励金: 定額15万円 ③空き家提供奨励金: 定額10万円 ④空き家改修等奨励金 ・町内施工業者 補助率1/2以内、最大100万円 ・町外施工業者 補助率1/3以内、最大60万円 ⑤移住等奨励金 10万円/人(世帯上限20万円)	—	—	農林水産課 まちづくり課 0957-46-1111 <a href="https://www.town.higashisonogi.jp/index.html">https://www.town.higashisonogi.jp/index.html</a>	1,7,8
波佐見町	波佐見町新規就農者祝金事業	祝金の支給対象者は波佐見町で新規に農業に従事する者で、町が定める「人・農地プラン」で今後の地域の中心となる経営体として位置づけられた次の各号に該当するものとする。このほか、特別に町長が対象者と認めた者とする。 (1) 町内に居住している者 (2) 50歳未満の者 (3) 次のいずれかに該当する者 ア 非農家等、既存の農業経営基盤を持たない者で、農業で生計を立てることを目的に新たに農業経営を開始する者 イ 農家の後継者で一旦他の職業に就き、その職を辞して新たに就農する者	祝金の支給額は、対象者1人当たり10万円とする。 (定額補助、就農時1回のみ支給、使途について農業経営の一助とするものに使用。)	—	—	農林課 0956-85-2980 nousei@town.hasami.lg.jp	1
	小値賀町農業研修支援制度	16歳から概ね45歳までの者であって、農業に対する固い意志と意欲がある農業後継者や新規就農希望者等で、研修終了後も、引き続き町内に居住し、就農すること。	研修期間: 1年間 地域おこし協力隊として、1年間を通して農家研修を実施。(ただし、1年間の内2か月間を疎早の農業大学校にて基礎研修を行う。)2年目以降は、下記の担い手公社研修制度に移行する。 生活保障: 生活支援 月額 200,000円 国民健康保険及び国民年金保険料の補助を含む。	周年	最大2名/年	総務課(募集) 産業振興課(事業実施) 0959-56-3111 <a href="http://ojika.net/">http://ojika.net/</a>	1.2.3.7.8
	小値賀町 (一財)小値賀町担い手公社研修制度	16歳から概ね45歳までのものであって、農業に対する固い意志と意欲がある農業後継者や新規就農希望者等で、研修終了後も、引き続き町内に居住し、就農すること。	研修期間: 2年間 施設野菜を主に、露地野菜、育苗技術の研修を実施。 品目に応じて、公社での研修若しくは農家研修を実施。 生活支援: ○単身で研修の場合 基本額 月額 160,000円 扶養手当: 配偶者 13,000円、子 5,000円/1人 住居手当: 10,000円(1ターン者のみ) ○夫婦で研修の場合 基本額 月額 240,000円(夫婦合わせて) 扶養手当: 子 5,000円/1人 住居手当: 10,000円(1ターン者のみ)	周年	最大6名/年	産業振興課 0959-56-3111 <a href="http://ojika.net/">http://ojika.net/</a>	1.2.3.7.8
新上五島町	新上五島町農業振興奨励事業	【支援対象者】 ○以下のいずれかに該当する者 ・認定農業者 ・認定新規就農者 ・町内の意欲ある農家 【支援条件】 ・町が認めた研修会等への参加に限る。	【対象となる経費】 ○実費の1/2以内の額とする ・船代、宿泊費、汽船代、バス代 ・参加費、資料代など町が認めた経費	随時	—	農林課 0959-53-1166	3

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他



熊本県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
熊本市	【就農営農相談会の実施】	本市での就農を希望する若者等又は農業以外からの参入を含めた新規就農者	月2回の相談会を実施。県、市、農業委員会、JA、日本政策金融公庫等で構成する新規就農支援サポートチームが新規就農者の就農から営農の定着まで「経営技術」「営農資金」「農地」などの分野から総合的に支援を行います。	—	—	農水局農政部農業支援課 096-328-2384 <a href="http://www.city.kumamoto.jp/">http://www.city.kumamoto.jp/</a>	1
	【熊本市夢と活力ある農業推進事業】	青年農業者(認定新規就農者等)	競争力の高い農業の振興を図ることを目的として、低コスト化、省力化、高品質化、災害防止対策、家畜防疫対策、鳥獣害対策、労働者確保等の内容で農業者の取り組みを支援しています。 (支援内容) 例1)園芸用ハウスの付帯施設整備(循環扇、防虫ネット等)の整備に対し1/3以内、上限50万円の補助。 例2)インシンの捕獲用わな等の整備に対し、2/3以内、上限30万円(個人では10万円)の補助。 例3)ハウスの補強、防風施設に対し1/2以内・上限100万円の補助。	令和3年(2021年)4月1日～4月30日	—		9
八代市	①農業技術者養成講座 ②土壌分析診断支援事業 ③営農支援員の設置	①②③新規就農者を含む農業者	①レベルに応じた段階別の講座を開講する。基礎講座は特に新規就農者を対象とする。11月から4回程度開講予定。 ②市内に居住する農業者が土壌分析を行う場合、3検体まで土壌分析手数料を免除する。ただし、認定新規就農者が自ら耕作する農地及び農業経営者が農地中間管理機構から借り受けている農地については、検体数の上限は設けない。 ③農業普及指導等に精通する者を農林水産政策課内に2名配置し、就農・営農相談、新規就農者の園場で栽培技術等の指導を行い、営農定着を支援している。	①担当課(八代市農事研修センター)へ直接お問い合せください。 ②③通年	①20名程度 ②③通年	農林水産政策課 0965-33-4117 農事研修センター 0965-52-1815 <a href="http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/">http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/</a>	1・2・4
八代市担い手育成総合支援協議会	八代農業塾	八代市に就農している人、就農する予定の人、または農業に興味があり農業を職業選択の一つとして考えている人。八代農業高等学校の在学中で、就農を目指している者や農業に興味がある人。	農業生産や各種制度に関する講座や、多様な農業経営者の事例を学び、異年齢間での交流をすることで、いろんな農業のカチ子を学び、就農・定着できるよう支援しています。 開講 5月～2月 10回程度予定 受講料 一般 10,000円 高校生 5,000円	年度当初に募集	30名程度		2
人吉市	人吉市農業担い手対策事業(新規就農者支援事業、農業研修支援事業、就農者結婚成立事業)	(新規就農者支援事業) 人吉市の新規就農者(認定農業者の子息又は人吉市の認定就農者の認定を受けた者)で、おおむね45歳までの農業後継者。 (農業研修支援事業) 認定農業者、新規就農者、農業生産法人及び集落営農組織等。 (就農者結婚成立事業) 人吉市の認定農業者及び新規就農者(認定農業者の子息又は人吉市の認定就農者の認定を受けた者)。	(新規就農者支援事業) 新規就農者が農業機械等の購入を行うときへの補助【最高20万円】 (農業研修支援制度) 先進的な農業経営及び農業技術の向上を目的とした研修を行うときへの補助【最高10万円(経費の3分の1を上限とする)】 (就農者結婚成立事業) 認定農業者及び新規就農者が配偶者を迎え、共に農業専従者となるときに交付。【5万円】	随時	予算の範囲内	農業振興課 0966-22-2111 <a href="https://www.city.hitoyoshi.lg.jp">https://www.city.hitoyoshi.lg.jp</a>	9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

熊本県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
荒尾市	荒尾市農業用機械等整備事業補助金	市内在住の農業者や就農希望者(10a以上の耕作が必要)	新規就農や規模拡大、生産性向上等を目的とした設備投資に対して一部補助 ◇本補助制度を活用した者は、補助金の交付年度を除く5年間は本補助金の交付は受けられない ◇1申請者につき、1機械又は1施設の申請とする ◇国・県等の補助金を活用した設備投資は補助対象外 ◇本補助事業を活用した者は補助事業実施年度分から翌々年度分まで目標達成状況報告を行うものとする 【補助対象経費】 ◇農業用機械(トラクター、田植機、コンバイン、スピードスプレーヤー、農業用ドローン、自走草刈機等の水稲栽培、園芸栽培、果樹栽培等に用いる機械) ◇農業用施設(ビニールハウス、加温装置、自動開閉装置、防油堤、棚、灌水施設等の園芸栽培、果樹栽培等に必要施設) ◇農作物の栽培に係る管理システム等 ※運搬用トラック、パソコン、倉庫等の汎用性の高いもの、中古の農業用機械等、消費税は補助対象外。 【補助率】 1/4以内 【補助金の額】 下限50千円、上限1,000千円	令和3年6月25日～7月21日	予算の範囲内 ※ポイント制による審査あり	農林水産課 0968-63-1443	4
	荒尾市果樹苗木の定植支援事業補助金	市内在住の農業者や就農希望者(10a以上の耕作が必要)	果樹の新植や改植に対して一部補助 ◇果樹の苗木を10本以上購入すること(苗木本数の上限は150本) ◇樹園地5,000㎡以下の範囲で行うこと 【補助対象経費】 県や市が推奨する果樹の苗木購入費、土壌改良材購入費 【補助率】 1/2以内 【補助金の額】 上限:苗木2,000円/本、土壌改良材300円/本 ※品目ごとに上限額が異なる。	令和3年6月25日～7月21日	予算の範囲内		4
	荒尾市野菜園芸栽培支援事業補助金	市内在住の農業者や就農希望者(10a以上の耕作が必要)	県や市が推奨する野菜の新規栽培や規模拡大の取組に対して一部補助 【補助対象経費】 県や市が推奨する農作物の苗・種子の購入費 【補助率】 1/2以内 【補助金の額】 上限20千円/品目、40千円/人	令和3年6月25日～7月21日	予算の範囲内		4
玉名市	玉名市農業機械等整備事業	申請時に本市に住所を有し、かつ継続して6ヶ月以上在住している認定農業者及び認定新規就農者	・本市で指定した農業機械及び各種免許等に係る費用を25%以内(予算の範囲内)で補助する ・対象となる農業機械により限度額あり ・各種免許等については、予算内で先着順	【農業機械】令和3年5月10日～令和3年5月31日 【各種免許等】令和3年5月10日～令和4年3月31日	予算の範囲内	農林水産政策課 0968-75-1126 <a href="https://www.city.tamana.lg.jp/">https://www.city.tamana.lg.jp/</a>	4
山鹿市	地域農林業担い手育成支援事業	対象者は、次の各号のいずれにも該当する者 (1)地域を担う農業又は林業の担い手となることについて強い意欲を有する者 (2)市内に引き続き6か月以上住所を有する者 (3)新たに農業または林業に従事して5年以内の者 (4)年間1200時間以上農業及び林業に従事し、又はしようとする者 (5)本市の区域内に存する農地又は林地を耕作等をし、又はしようとする者 (6)その属する世帯の合計所得金額が原則600万円未満の者 (7)市民税等を滞納していない者 (8)暴力団員でない者又は暴力団員と関係を有していない者	(補助対象経費) 一定規模以上の投資を要する作物の栽培、商品開発、加工販売等に新たに取り組む際に必要となる次に掲げるものに要する経費とする。 ①施設、機具等の購入及び賃借並びに施設の工事 ②苗木、種子、資材等の購入  (補助金の額) ①に要する経費の額の1/2 上限300万円 ②に要する経費の額(定額) 上限60万円	公募期間(8月～9月)を予定	予算の範囲内	農業振興課 0968-43-1556 nshin@city.yamaga.kumamoto.jp	4
	農業後継者研修支援事業	・令和3年4月1日以降に後継者として三親等以内の親元に就農した者 ・市長が指定する研修を受講する者	1回の研修(6か月間)に対し18万円を支給する。研修は2回まで受講できる。	随時要相談	予算の範囲内		3

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

熊本県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
菊池市	菊池市担い手育成対策奨励金 (1):新規農業就業奨励金 (2):結婚祝い金	【対象者と要件】 (1): ① 菊池市内に住所を有していること。 ② 新たに農業に就業し、申請しようとする年度の初日における年齢が満45歳未満の者 ③ 農業生産を主とし、農作業従事日数が年間250日以上、かつ、年間2,000時間以上見込まれる者 ④ 過去に就農奨励金の交付を受けていない者 ⑤ 申請しようとする年度の初日において、就農から5年を経過していない者 ⑥ 新規参加者については、就農後2年を経過し、定着可能な者 ⑦ 市税等の未納がないこと。 (2): ① 菊池市内に住所を有していること。 ② 認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。)若しくは認定農業者(法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。)の認定を受けている者、又は認定農業者の認定を受けている親族の農業に従事し、農業で生計を立てている者 ③ 過去に結婚祝い金の交付を受けていない者 ④ 市税等の未納がないこと。	(1):1人30万円以内(うち10万円分を菊池市商工会の発行する菊池市内共通商品券(以下「助成商品券」という。))とし、予算の範囲内において市長が定める額を交付する。ただし、交付対象者が夫婦のときは、どちらか1人にものみ交付する。 (2):1人5万円以内(全額を助成商品券)とし、予算の範囲内において市長が定める額を交付する。ただし、交付対象者が夫婦のときは、どちらか1人にものみ交付する。	(1)年1回 (2)随時	—	菊池市 農政課 農政係 0968-25-7221 メール : noushin@city.kikuchi.lg.jp	9
上天草市	上天草市新規就農者支援事業	(1)上天草市内に住所を有する者 (2)申請前2年以内に、青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者 (3)事業終了後3年以上、市内で営農の継続が見込まれる者 (4)市税及び水道料金の滞納がない者	【支援内容】 地域営農の担い手となる新規就農者に対し、円滑な就農を支援するために、予算の範囲内で補助金を交付 【交付金額】 事業費の50パーセント以内で、限度額は5万円以上20万円未満	随時	予算の範囲内	農林水産課農業振興係 0964-26-5516 http://www.city.kamiamakusakuamamoto.jp/	4
阿蘇市	阿蘇市新規就農者支援事業	事業対象者は、新たに農業経営を開始し、次の条件をすべて満たす者とする。 (1)阿蘇市内に住所を有する者 (2)熊本県知事から就農計画の認定を受けた者又は阿蘇市長から青年等就農計画の認定を受けた者。ただし、農業経営改善計画の認定を受けた者を除く。	○支援内容 農業用機械・施設等の導入に要する費用とし、農業経営の開始に必要な経費を補助。 ○支援額 (1)補助対象経費額の2分の1以内の額で150万円を上限とする。 (2)国又は県事業を実施する者は自己負担額の4分の1以内の額で50万円を上限とする。	年度内	予算の範囲内	農政課 0967-22-3274 http://www.city.aso.kumamoto.jp/	4
天草市	新規就農者支援事業	国の投資事業の対象とならない新規就農希望者で年齢50歳以上65歳未満の者	①新規就農者給付金 【準備型】給付金額 年額1,500千円(半年ごと給付) ・支給年数 研修2年以内 【経営開始型】給付金額 年額1,500千円(半年ごと給付) ・支給年数 経営開始後3年以内	随時	—	農業振興課 0969-32-6792	2.4
		国の投資事業の対象とならない親元での就農を希望する年齢65歳未満の者	②親元就農チャレンジ給付金 【準備型】給付金額 年額1,200千円(年2回に分けて給付) ・支給年数 経営継承前1年以内 【経営開始型】給付金額 年額1,200千円(年2回に分けて給付) ・支給年数 経営継承後3年以内	随時	—		2.4
		施設整備を行う新規就農者(市の給付金受給者)	③新規就農者施設整備補助金 施設整備費補助 対象経費の1/2以内(上限500万円)	随時	—		4
		認定農業者以外の定年就農希望者、兼業農業者など小規模の農業を営業者	④セカンドライフチャレンジ補助金 簡易ハウス設置等補助 対象経費の1/2以内(上限150万円)	随時	—		4
美里町	農業用機械等導入補助事業	町で町で経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けており、かつ町内に住所を有する者 ※導入する機械等の価格が50万円以上であること(中古は対象外) ※その他要件及び導入後の事業報告義務等有り	○支援内容 農業経営に必要な農業機械・設備及び農業用ハウス(新規・増設に限る)に要する費用(消費税を除く)の一部を助成 ○支援額 補助対象経費額の10分の3以内の額で100万円を上限とする	実施年の前年の10月(要望調査)	予算の範囲内	経済課 0964-46-2114	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

熊本県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
南関町	産業経済費補助金 (農業高度化推進事業)	(1) 認定農業者 (2) 認定新規就農者 (3) 人・農地プランに位置付けられた中心経営体	(1) 農業用施設(事業費の10分の3、上限40万) (2) 農業用機械(事業費の10分の3、上限40万) (3) 農業用運搬車輛(事業費の10分の1、上限20万) (4) 農業用施設、機械、車輛のリース(事業費の10分の3、上限40万) (5) 農業経営管理電算化整備(事業費の10分の1、上限5万)	実施年の前年の11月(要望調査)	予算の範囲	経済課 0968-57-8504	4
	新規就農者等対策助成金	(1) 南関町に居住している者又は事業所を有する法人 (2) 年齢が50歳未満の者 (3) 人・農地プランに位置付けられた中心経営体 (4) 町税等の未納がないこと (5) 農業次世代人材投資事業(経営開始型)等の交付がない者	1経営体あたり 20万円 ※交付対象者当たり1回を限度とする。	随時	予算の範囲	経済課 0968-57-8505	4
	水田の暗きょ排水事業補助金	(1) 農業者 (2) 農業者等が組織する団体	延長1m当たり750円 (上限10a当たり7万円以内)	実施年の前年の11月(要望調査)	予算の範囲	経済課 0968-57-8506	4
	有害鳥獣電気防護柵、金網防護柵設置補助金	(1) 農業者 (2) 農業者等が組織する団体	事業費の2分の1 (上限10a当たり7万円以内)	随時	予算の範囲	経済課 0968-57-8505	4
	農林業育成補助金	(1) 認定農業者 (2) 認定新規就農者 (3) 人・農地プランに位置付けられた中心経営体	(1) 大型特殊免許 (2) けん引免許 (3) 刈払機講習会 (4) チェーンソー講習会 上記の免許所得費、講習会受講費の2分の1 (上限5万)	随時	予算の範囲	経済課 0968-57-8506	3、4
和水町	新規就農者対策助成金	○将来の認定農業者として、町農業を担っていくと認められる者で次に掲げるものとする。 1) 本町に住所を有する者 2) 年齢50歳までの者 3) 新規に就農した者 ○町内に住所を有する青年等就農認定者	○助成金 20万円	随時	予算の範囲	農林振興課 0968-34-3111 <a href="http://www.town.nagomi.lg.jp/">http://www.town.nagomi.lg.jp/</a>	4
	新規就農者支援事業	○町内に住所を有する青年等就農認定者	農業用機械施設等整備事業 事業費の30%以内 (上限150万円/戸)	実施年の前年の11月(要望調査)	予算の範囲		4
産山村	産山村新規就農者受入れ事業	① 農作業従事者2名以上(夫婦・親子も可)で、概ね50歳以下 ② 農業に対する強い熱意があること ③ 産山村に家族単位で定住する意志があること ④ 普通自動車免許を取得していること ⑤ 就農及び定住について親族の理解を得ていること ⑥ JAの組合員になる意思があること ⑦ 地域活動に積極的に参加する意思があること ⑧ 生活を営むための最低限の資金があること ⑨ 心身共に健康なこと	☆独立採算型の農業研修 【作目:ホウレンソウ(施設)】 ① 無料で下記物件を2年間程度貸与する。 ・ビニールハウス7棟 計15a ・軽トラック(ホロ付き) ・トラクター(他研修生と共同利用) ・動力噴霧器 ・その他簡易機材 ・収穫後の選別作業棟 ・簡易な機械資材器具保管ハウス ・滞在施設(3DK) ※家賃無料、光熱水費は研修生が負担 ② 営農指導は、地元のベテラン農家が行う。 ③ 2年間の研修終了後は、村が住宅・土地・ハウスのあっせんを行う。 ④ 国の農業次世代人材投資資金や村独自の補助事業等に係る申請の支援を行う。	随時	2戸	経済建設課農林係 0967-25-2213(直通) <a href="http://www.ubuyama-v.jp/">http://www.ubuyama-v.jp/</a>	1,2,7,8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

熊本県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
南阿蘇村	①南阿蘇村新農業人育成事業	南阿蘇村農業研修生受入協議会にて研修生を随時募集。 ※年齢要件、短期農業研修実施済であるなどの条件あり。短期農業研修随時実施中。 ※短期農業研修(3日間程度)については、事前に申込が必要。経費等については研修生全て自己負担。 新規参加者については就農時50歳未満で研修後南阿蘇村に就農する見込みがある方。通勤費、食費、住宅費等については研修生負担。	①農業次世代人材投資事業(準備型) ・150万円/年 ②受入農家での実践研修 ・定植、収穫、肥培管理、出荷作業等 ③座学研修 ・県や農業大学等が開催する座学研修会 ・税に関する研修等 研修費15千円/月(ただし、座学研修費の負担がない月は10千円)	短期農業研修:随時募集 農業研修生募集:随時募集	特になし		1,2,3
	②新規就農者支援事業	村内で農業を生業とする後継者または新規参加者の就農準備金補助。ただし認定農業者の後継者または申請者が、認定新規就農者もしくは認定農業者であること。(認定予定含) 新規参加者または、南阿蘇村農業研修生受入協議会における農業研修生への家賃補助。 ただし、南阿蘇村内にて住宅を賃貸し、居住した場合。	予算の範囲で補助対象経費の10分の10以内。ただし、20万円を限度とする(夫婦で就農する場合は上限30万円)。 予算の範囲で「住居手当」として月額家賃の定額(月額上限30千円)を補助。	年度内	予算の範囲内	農政課 0967-67-2706 http://www.vill.minamiaso.lg.jp/soshiki/8/	4,8
	③施設園芸振興対策事業	認定新規就農者、認定農業者又は生産部会会員。	ハウス施設建設補助。ハウス本体は新設、増設に限る。更新の場合は、8年以上経過が必要。予算の範囲で補助対象経費の2分の1以内。ただし、200万円を限度とする。設備(電照設備・灌水設備)については1戸当たり20万円を限度とする。	年度内	予算の範囲内		4
	④有機農業農産物推進事業(土づくり支援)	村内に居住する農業者	南阿蘇村堆肥センターで購入した有機堆肥購入の補助。対象経費の2分の1以内。ただし5万円を上限。	年度内	予算の範囲内		4
	⑤下限面積(別段の面積)の設定	新規参加で施設園芸を営む認定新規就農者	新規就農者の受入促進による農地の有効利用等を図るため、下限面積(別段の面積)を30aに設定。	-	-		7
山都町	山都町農業後継者就農交付金	・山都町に住居があること ・就農日における年齢が45歳未満であること ・農業後継者(継承予定者)または農業経営者 ・国が行う『農業次世代人材投資資金(経営開始型)』の未交付者 ・認定新規就農者または認定農業者(共同申請を含む) ・申告が青色申告の経営体であること ・町税等の滞納がない経営体であること ・交付後、3年度間は農業に従事すること	就農時1回に限り50万円(夫婦及び兄弟で就農の場合は70万円)を交付	随時	予算の範囲内		4
	山都町有機JAS認証補助金交付事業	・山都町内に住所を有する者 ・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づき、新規又は継続して有機JASの認定を受けた者(その者が団体にあってはその構成員)	【交付額】(定額) 新規取得者:上限5万円 継続者:上限3万円 【対象経費】 認定機関における有機農産物(生産行程管理者)の認証に係る経費 ・認定事業者の年次調査結果の判定を含む ・審査員の宿泊費、交通費を含む(審査員が同時に複数の調査を行った場合は、認証申請者で案分)	随時	予算の範囲内		4
	山都町農林振興事業(農業用ドローン導入事業)補助金	山都町に住所を有した2人以上の農業者または農業団体	・水稲の防除のための農業用ドローン導入に係る機体代(ドローンに付属する充電器、バッテリー、その他町長が必要と認める機器の購入金額を含む。)を補助する。 ・事業費(税抜き)の1/2以内、限度額1,000,000円(千円未満の端数切捨て) ・事業費が500,000円以上で、国が推奨する機体(農林水産省「スマート農業技術カタログ(水稲・畑作)」に掲載されているもの)またはそれと同等と認められるものであること。他の助成制度による財政支援を受けていない、または受ける予定ではないもの。 ・当該年度に事業が完了するものであること。 ・国土交通省への航空法に基づく飛行の許可承認の申請を行い、許可承認を受けること。	随時	予算の範囲内	農林振興課 0967-72-1136 norin@town.kumamoto-yamato.lg.jp	4
山都町有害獣被害防止対策事業補助金	町民のうち対象区域において農林産物を生産している農業者、山都町の有害鳥獣捕獲従事者であるもの	1世帯、1事業体の補助対象者が行う電気柵の購入費及び設置に係る電気工事費にあってはその額が7万円(消費税込)以上のもの、防護ネット、ワイヤーメッシュ柵、わな、特定小電力無線機又は鳥獣対策用資材の購入費にあってはその額が4万円以上のものとする。 補助金の額は、補助対象経費に100分の50を乗じて得た額以内とし、電気柵、ワイヤーメッシュ柵及びわなについては100万円を、特定小電力無線機及び鳥獣対策用資材については50万円を限度とする。	随時	予算の範囲内		4	

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他

熊本県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
津奈木町	津奈木町農業後継者・新規就農者育成支援事業	(交付対象者) 本町に住所を有し、心身ともに健康且つ、農業経営を意欲的に取り組もうとする者で、次の条件のいずれかに該当する者。  (1) 農業以外の産業に従事(学生含む)し、親又は親族が町内で農業を営み、その経営を継承することが確実と見込まれる者であり、年齢が18歳以上50歳未満の者で営農開始後5年以内及び補助金交付後5年以上営農を継続する者	(1) 農業後継者就農奨励金 15万円 (2) 新規就農者就農奨励金 10万円 (3) 農業用機械・施設等取得補助金 (1/2以内 上限80万円) ※(1)、(2) 該当者  (1)～(3)いずれも1回のみ	随時	予算の範囲内	農林水産課農林水産班 0966-78-5520 <a href="http://www.town.tsunagi.lg.jp/">http://www.town.tsunagi.lg.jp/</a>	4
		(2) 農業以外の産業に従事(学生含む)し、町内に就農を希望する者であり、年齢が18歳以上50歳未満の者で営農開始後5年以内及び補助金交付後5年以上営農を継続する者	農業体験(研修)受入農家に1人1日あたり8千円を助成 (上限1週間4万円)  農業体験(研修)受入(宿泊含む)農家に1人1日あたり16千円を助成 (上限1週間8万円)				6
		(3) 実践的農業研修の受入農家及び実践的農業研修者の宿泊受入農家					
多良木町	多良木町農林商工担い手就業祝い金	農林商工業の中で新たな事業主又は現事業主の後継者を指し、将来において本町の中核的担い手と成りえる50歳以下の方で、以下の条件を満たす必要があります。(原則として令和3年4月1日以降に該当者になった方。) (1) 就業前から多良木町内に住民登録を有し、就業から2年が経過した者又は就業開始から1年以内に多良木町内に住民登録し、本町住民となつてからの就業期間が2年以上となった者 (2) 本町での就業後、各年で概ね200日以上主たる生業として従事している者 (3) 町税、町施設使用料等の滞納がない者 (4) 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない者	・新規就農者へ就業祝い金を支給1回を限度とし、50万円を支給。又は、条件により30万円を支給(※)。 ※令和3年3月31日以前に就業した者で、町外からの就業期間の2年間を経過していない者や、申請期間が十分に確保できない者に対して交付金額を30万円として対応する。	令和3年度から令和7年度までの5年間	対象者に 応じて補 正対応可	産業振興課 0966-42-1252(直通) <a href="http://www.town.taragi.lg.jp/">http://www.town.taragi.lg.jp/</a>	9
湯前町	農業後継者等支援事業	次に掲げる全ての要件に該当し、徴税等を滞納していないもの (1) 国の農業次世代人材投資事業に該当しないもの (2) 就業時の年齢が満50歳未満であり、就農に対し強い意欲を有していること (3) 農業で生計をたてることのできる経営計画を有していること (4) 農業従事日数が年間250日以上見込まれること (5) 申請時に農業に従事してから3年以内のもの (6) 5年以上継続して就農すること  ※湯前町再生協議会事務局において審査する  ※6か月を経過するごとに、直前の6か月の就業状況報告書を提出しなければならない  ※その他、休止・中止・返還事項あり	給付金の支給 (1) 1年目 月額10万円 (2) 2年目 月額 8万円 (3) 3年目 月額 6万円  ※給付は基準日から6か月を経過することに支払う	随時	申請者の 人数に 応じて補 正対応可	農林振興課 0966-43-4111 <a href="https://www.town.yunomae.lg.jp/">https://www.town.yunomae.lg.jp/</a>	4
		(目的) 農業の分野で活躍していくために、視野を広め知識や技術を身に着けること、また、地域が抱える課題解決の手法を体得するために国内外の先進地での研修や視察について支援し、その成果をもって町の発展に寄与することを目的とする。  (対象者) 湯前町に住所を有し、主たる農地が湯前町にあり、町税等を滞納していないものただし、過去3年以内に本事業の補助を受けたものは対象としない	(補助対象経費) 交通費、宿泊費の実費額及び研修に必要と認められる費用 ただし、国、県及び他団体からの助成がある場合には、対象経費から控除する  (補助率) 1/2以内  (補助額) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、国内は50,000円、国外は100,000円を上限とする				申請者の 人数に 応じて補 正対応可
水上村	水上村産業担い手支援事業	1. 目的 農林商工業に自らが就業し、将来本村の中核的担い手を目指す水上村に住所を有する者に、就業給付金を給付し、将来有望な人材を育成することを目的とする。  2. 対象者 農林商工業の中で、現事業主の後継者及び新たな事業主を目指し、将来において、本村の中核的担い手と成りえる45歳未満の就業者。ただし、青年就業給付金を受給している者は対象外とする。なお、以下のいずれかの条件を満たす必要がある。 ① 本村の農林商工業者の後継者として就業した者 ② 農林商工業以外の職業(学生を含む)から本村の農林商工業に、新規に就業した者	3. 事業対象者の範囲 平成28年4月1日以降に就業した方ただし、平成24年4月1日以降に該当者になった者についても対象とするが、平成28年3月31日までの期間は支払の対象としない。 4. 給付額 年間50万円を最大5年間給付する。 5. 就業等の報告 年間1回(4月)に就業報告書を提出  6. 補助金の返還 受給終了後3年以内に当該者が転出及び離職した場合は、給付金の全額を返還する。ただし、村長が特に認めた場合にはこの限りではない。	随時	予算の範囲内	産業振興課 0966-44-0314 (産業振興課直通)	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

熊本県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
相良村	①相良村農林業新規就労サポート事業 ②相良村農林業研修等支援補助事業	①について ・令和2年4月以降に就労した者 ・申請時に50歳未満の者 ・農林業従事日数が年間200日以上見込まれること。 ・主たる生計が農林業収入であること。 ・新規就労者本人が村税等を滞納していないこと。 ・補助金交付後、5年以上農林業に従事すること。 ②について ・適切な研修、資格取得計画を立て承認された場合 ・農林業経営に取り組む強固な意志を有する者	①について ・地域農林業の中心的な担い手を目指す意欲ある者を育成するため。 (補助額について) 単身者：一人当たり年額500,000円×3年間 夫婦等：年額750,000円×3年間 ②について 農林業に経営力・技術・知識・資格等の習得に必要な経費の一部を補助する。 (補助額について) 一人当たり自己資金額の1/2(上限5万円)	随時	予算の範囲内	産業振興課 0966-35-1034(内線141) <a href="http://www.vill.sagara.lg.jp">http://www.vill.sagara.lg.jp</a>	①9 ②3
あさぎり町	農業後継者育成支援事業	・町内に住所を有し、申請時の年齢が50歳未満の者で、今後10年以上農業に従事し農業で生計を立てる見込みの者 ・農業生産を主とし、農業従事日数が年間250日、農業従事時間が年間2,000時間以上見込まれる者 ・申請時に親若しくは祖父母の農業に従事してから5年以内、又は独立就農してから5年以内の者 ・農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付を受けていない者	・給付金額は、給付期間1年間につき1経営体あたり75万円。 ・給付期間は承認申請日から最長5年間、既に就農している者については就農日から最長5年間	随時	申請者の人数に応じて修正予算対応	農林振興課 0966-45-7218	4
JAたまな	新規就農者育成事業	①研修会開始日における満年齢が18歳以上、48歳以下であること。 ②研修終了後、原則当組合管内の就農希望地(以下「就農希望地」という。)において、就農または農業経営を開始することが見込まれること。 ③就農希望地の市町村に住居登録していること、又は、研修終了後速やかに住民登録ができること。 ④研修開始後、原則当組合の組合員となる意思があること。	【研修作物】 ①トマト ②ミニトマト ③イチゴ ④ナス ⑤スイカ 【研修内容】 ①農業実習研修(地元農家での栽培技術等) ②座学研修(農業の基礎知識等) ③その他(農村生活等)	随時	特になし	企画営農室 企画課 0966-72-5563 kikaku@jatamana.or.jp	1, 2
JA鹿本	新規就農者育成事業	(研修生の資格) ①概ね50歳未満の者 ②心身ともに健康で農業に意欲的な者 ③研修終了後、JA鹿本管内において居住し、管内で農業経営を行う者 ④農業経営開始にあたり一定の自己資金が準備できる者	(研修受入施設) (1)JA鹿本地域担い手育成センター ①研修科目：ミニトマト・なす・西瓜 ②研修内容：実習研修・座学研修 ③管内篤農家(7ドハイザー)による指導 ④先進事例視察研修 (2)受入農家研修 ①管内主力品目篤農家・農業法人	9月上旬～12月下旬 ※2募集あり	6名程度	営農部 営農企画課 0966-41-5146 einoukikaku@ja-kamoto.or.jp	1,2,7,9
JA菊池	新規就農者育成事業	<研修対象者> 新規参入者、他産業からのUターン就農希望者等であって、次の要件のすべてを満たす方 ①研修開始日における満年齢が18歳以上65歳以下であること ②研修終了後、菊池地域管内において新たに農業に就き、経営開始を目指す方 ③就農希望地の市町村に住居登録をしている、または研修開始後速やかに住民登録ができる方	<研修作物> ①イチゴ ②アスパラガス ③小玉すいか ④酪農、肉用牛(繁殖)、肉用牛(肥育) <研修内容> ①農業実習研修 ②座学研修 ③その他(農村生活等)	随時受付	6名程度	営農部 営農企画課 0966-23-3205 畜産部 畜産企画課 0966-23-3210	1, 2
JAあまくさ	新規就農者育成事業	①研修開始日における満年齢が18歳以上、48歳未満であること。 ②研修終了後、当組合管内の就農希望地(以下「就農希望地」という。)において、就農または農業経営を開始する意思があること。 ③就農希望地の天草市、上天草市に住居登録をしていること、または研修開始後速やかに住民登録ができること。 ④研修開始後、当組合の組合員となる意思があること。	独立就農のために以下の項目について相談・支援活動を行う。 ①生産基盤(農地、施設、農機等) ②栽培技術、経営管理 ③農産物販売 ④生活基盤(住居) ⑤情報交換、交流	随時	5名程度	指導販売部 営農企画課 0969-22-1100 <a href="http://jaamakusa.or.jp/">http://jaamakusa.or.jp/</a>	1,2,7,8
NPO法人九州エコファーマーズセンター	新規就農者育成研修	農業を生業としていきたいと熱望する、誠実・前向きで協調性のある独立・雇用就農希望者。	現役プロ農業経営者である会員受入農業法人・農家のもとでの実践研修。座学研修、視察研修など。 また、就農相談全般。 加えて、NPO法人熊本県就農支援機関協議会を通じ、県内各認定研修機関、関係機関等と連携して、当NPOだけでは対応できない事案についても相互連携・情報共有を行い、相談者に対して幅広い対応を実施。	随時	年間10～20名程度	事務局 096-247-3333 <a href="http://www.asoeco.jp">http://www.asoeco.jp</a>	1, 2, 7, 9
特定非営利活動法人 熊本県有機農業研究会	新規就農支援事業 (熊本県有機農業者養成塾)	・熊本県内で有機農業をめざす方(年齢：18歳～55歳) ・養成塾研修生 ・養成塾研修修了者	・就農相談 ・有機農業研修 ・有機農業実習、集合研修(座学、見学等) ・就農状況の確認、フォロー ・就農、営農などの情報提供	随時 (研修期間：1年または2年)	15名程度	事務局 096-223-6771 <a href="http://www.kumayuken.org/yousei/index.html">http://www.kumayuken.org/yousei/index.html</a>	1,2,7,8
熊本県酪農業協同組合連合会	新規就農者家畜導入支援事業	・本会会員の組合員であり、年度内に所属組合を通じ生乳出荷を開始 (経営開始(生乳出荷日)から5年間は酪農経営を継続) ・牛群検定事業に加入し本会の経営診断に必要な書類を4年間提出 ・認定新規就農者証(写)、就農計画書(写)を提出	・本会を経由して導入した乳用牛代金に対し各区分の助成単価以内を助成。 但し、他の事業を活用して牛代金が各区分の助成単価を下回った場合は、負担額の1/2以内を上限 各区分とは、育成牛80千円、初妊牛150千円、経産牛100千円	年度内	2戸程度	経営支援課 096-388-3516	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

大分県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
国東市	国東市農業後継者育成補助金	大分県立農業大学校又は大分県畜産研修センターに入学又は入所し、卒業後市内で農業経営を希望する者。	月額10,000円とし、期間は2年間を限度とする。	随時	予算の範囲内	農政課農政係 0978-72-5167	3
	国東市青年就農給付金事業(準備型)	①就農予定時の年齢が50歳以上55歳未満であり農業経営者となること。 ②市が認めた研修機関で研修を受けること。 ③概ね1年以上かつ1200時間以上、1月における研修日数は16日以上研修を必要とする。 ④研修終了後国東市に就農する者。	市が単独で給付する。 150万円/年×研修期間(最長2年間)	随時	予算の範囲内		3
	国東こねぎトレーニングファーム(H26年度から実施)	①研修期間は2年間とし研修終了後は、国東市内に「こねぎ」で就農し、定住すること。また、大分県農協 大分味-ねぎ生産部会東部エリアに加入すること。 ②概ね50歳未満の夫婦、兄弟、親子2名以上で就農すること。 ③2～3年間の生活資金を有し、農業経営開始に必要な資金を調達できること。 ④研修期間中は傷害保険に自ら加入すること。 ⑤普通自動車第1種免許を有し、研修期間中、車等移動手段を準備出来ること。	①実地研修 栽培、出荷調整 ②座学研修 栽培基礎、経営基礎、政策制度、就農準備 ③部会研修等 大分味-ねぎ生産部会活動への参加 ④宿泊施設 月額5,000円(3K、風呂、トイレ、ケーブルテレビ付き)	要問合せ	3組以内		2
	中高年移住就農給付金	県事業と同条件	県の事業費(100万円/年×研修期間(最長2年間))に、50万の上乗せをする。 150万円/年×研修期間(最長2年間)	随時	予算の範囲内		3
	ファーマーズスクール(七島イ、ミニマト)	①研修期間は概ね1～2年間とし研修終了後は、国東市内に就農し、定住すること。 ②概ね50歳未満の夫婦、兄弟、親子2名以上で就農すること。 ③2～3年間の生活資金を有し、農業経営開始に必要な資金を調達できること。 ④研修期間中は傷害保険に自ら加入すること。 ⑤普通自動車第1種免許を有し、研修期間中、車等移動手段を準備出来ること。	①実地研修 栽培、出荷調整 ②座学研修 栽培基礎、経営基礎、政策制度、就農準備 ③部会研修等 大分県農協の生産部会活動への参加	要問合せ	予算の範囲内		2
国東花学校	①研修終了後、国東市内に「花き」で就農し、定住すること。また、JAおおいたくにさき花き部会に加入すること。 ②概ね45歳以下であること。 ③2～3年間の生活資金を有し、農業経営開始に必要な資金を調達出来ること。 ④研修期間中は傷害保険に自ら加入すること。 ⑤普通自動車第1種免許、軽トラックを有し、研修期間中、車等移動手段を準備出来ること。	①実地研修 栽培、出荷調整 ②座学研修 栽培基礎、経営基礎、政策制度、就農準備 ③部会研修等 JAおおいたくにさき花き部会活動への参加	要問合せ	3組以内	大分県農協東部事業部 0978-72-0617	2	
杵築市	杵築市農業後継者育成に関する条例	(1)農業大学校(農協経営科を除く。)、農業高等学校3年の在学中で専業として農業経営を志し、卒業後杵築市内にとどまって農業の後継者となる者 (2)農業後継者の会運営に必要な経費	(1) 1 農業大学校 1人に対し、月額2,000円 2 農業高等学校3年在学生 1人に対し、30,000円以内 (2)運営補助 年間60千円 市内2組織の後継者団体に対し、会員の人数按分により補助金を交付する。	毎年12月10日まで申請受付	予算の範囲内	農林水産課農政企画係 0978-62-1809	3,9
	杵築市ファーマーズスクール	主な要件 (1)新規就農希望者 ア 1組2名であること。(2名での研修が無理な場合は、就農時に1組2名以上)イ 年齢が概ね50歳以下であること。 ウ 研修期間中から杵築市内に住むこと。 エ 面接・審査までに5日間程度の短期体験研修を受けることができる者。 オ 就農コーチ、市及び関係機関等の指導に従う者。 (2)農業参入企業の役員・正社員以下のいずれかの要件を満たす法人の役員又は正社員 ア 杵築市と農業参入に係る協定を締結した法人 イ 県が農業への参入企業として認定した法人 ウ 新規品目導入計画により、県が新たに参入を認定した既参入法人	就農コーチのもとで研修するファーマーズスクールの設置し、研修生が新たな担い手として成長できるよう技術指導、経営指導など、就農に必要な支援を行う。 研修品目: 輪菊、トルコギキョウ、ホオズキ、ヤマシノギク、スイートピー、ハウスみかん 研修期間: 概ね2年間 研修内容: 就農コーチの園場で行う「実習」、「模擬営業」及び別途指定する施設において、土壌肥料、病害虫防除、農業簿記等について講師から研修を受ける「座学」	随時	若干名	農林水産課園芸係 0978-62-1809	2
別府市	就農相談(別府市担い手育成総合支援窓口)	別府市内で就農を希望する方	・就農、営農に関する相談 ・農地に関する情報提供	—	—	観光・産業部農林水産課 0977-21-1133	1
日出町	日出町新たな担い手就農支援事業	・町内に住所を有し、日出町に就農した就農後5年未満の販売農家。	補助対象経費) 機械導入、施設整備、機械・施設改修、生産資材の購入等にかかった経費の1/2を補助。 補助率) 事業費の2分の1以内(補助上限20万円)	随時	予算の範囲内	農林水産課農業振興係 0977-73-3127	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他



大分県								
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野	
大分市	大分市ファーマーズカレッジ事業	○研修生給付金 ・大分市が推進する品目を就農学校または生産者のもとで研修すること ・年間1,200時間以上の研修をおおむね1年以上2年以内で行うこと ・研修終了後は大分市で就農すること 他  ○新規就農給付金 ・大分市で独立自営就農していること ・就農して5年以内に農業所得250万円以上を確保できる見込みがあること 他	○研修生給付金 最大120万円/年 最長2年間  ○新規就農給付金 最大120万円/年 最長3年間  ○居住支援 最大20万円/年 上記の給付金の受給中に限り、家賃の3分の1に相当する額を給付	随時	5名程度	農政課担手育成担当班 097-537-5628 <a href="http://www.city.oita.jp/o158/shigotosangyo/norinsuisangyo/1337919064575.html">http://www.city.oita.jp/o158/shigotosangyo/norinsuisangyo/1337919064575.html</a>	2,3,4,8	
	大分ピーマンファーム	(応募資格) ・令和4年4月1日時点の年齢が55歳未満であること 他	(運営主体)JAおおいち中西部事業部 (講師)小野忠氏(県普及員OB) (研修作物)ピーマン (研修期間)2年(1月開講) 大分市宮尾にあるJA圃場(10a)での実地研修、座学、生産者圃場での実地研修を行う。2年目は模擬営農を実施する。	研修開始年の8月31日迄 ※延長することもある	2名程度	JAおおいち中西部事業部園芸1課 097-546-1115	2	
	新たな担い手経営開始等支援事業	農業経営を開始して5年度以内の認定新規就農者または認定農業者	経営開始時に必要な栽培施設の整備等に対し、補助金を交付します。 補助率:補助対象経費の1/3以内(補助上限額6,000千円)	随時	随時	農政課担手育成担当班 097-537-5628	4	
	援農かつせ隊活動推進事業	自然や農業に興味や関心があり、ボランティアで農繁期の農家を加勢することができる人で、年齢、性別、経験は問わない。ただし、未成年者は保護者の同意が必要。	認定農業者または3戸以上の農業者からなる団体が受入れ先となり、農繁期に農作業の手伝いをしていただく中で、就農にあたっての参考としていただく。  ○作業内容 ・田植え、稲刈り、ワラ立て作業 ・野菜や果樹等(ピーマン、トマト、キュウリ、ミカン、花き等)の栽培に関連する作業	随時	制限無し	農政課農産品流通担当班 097-537-7025 <a href="http://www.city.oita.jp/o158/shigotosangyo/norinsuisangyo/1389338556916.html">http://www.city.oita.jp/o158/shigotosangyo/norinsuisangyo/1389338556916.html</a>	2	
	住み替え情報バンク事業	○空き家を提供(売買、賃貸)したい人  ○空き家の概要情報の閲覧は自由	空き家の所有者等に情報登録をしていただき、市ホームページ等で利用希望者へ情報提供を行う。	随時	制限無し	住宅課住宅活用担当班 097-585-6012 <a href="http://www.city.oita.jp/o168/kurashi/sumajoho/1425962813262.html">http://www.city.oita.jp/o168/kurashi/sumajoho/1425962813262.html</a>	8	
由布市	由布市農林業振興事業補助金(農業大学校等就学補助事業)	農業の担い手として農業大学校等に就学し、農業後継者又は就農者として由布市内に定住すること	卒業までの経費(入学金と2年間授業料・寮費等)1/2、(1,000円未満切捨、上限750,000円/人)	随時	予算の範囲内	農政課 097-582-1111 <a href="http://www.city.yufu.oita.jp">http://www.city.yufu.oita.jp</a>	3	
	由布市農林業振興事業補助金(新規就農者支援事業)	就業研修中や研修終了後、独立・自営就農するにあたり、生活基盤の確保に係る経費に対する補助(本市に居住・就農すること)	家賃の月額1/2(1,000円未満の端数切捨て、上限月額25,000円、最大4年間)(研修期間最大2年間、就業開始後最大2年間(研修終了後5年以内))※公営住宅不可	随時	予算の範囲内		8	
	由布市移住者等居住支援事業費補助金(改修補助)	「由布市定住促進住宅情報(空き家バンク)」に登録されている空き家で、平成26年4月1日以降に売買又は賃貸借契約が成立した物件。市税の滞納等がなく、市内業者を利用して改修を行う方で、対象物件を売る方、購入した方、又は貸す方、借りる方。	工事費の1/2(売買は上限100万円、賃貸借は上限50万円)※別棟の車庫や物置、外構工事等は対象外。	随時	随時	予算の範囲内	8	
	由布市移住者等居住支援事業費補助金(仲介手数料補助)	「由布市定住促進住宅情報(空き家バンク)」に登録されている空き家で、平成26年4月1日以降に売買又は賃貸借契約が成立し、その際支払った仲介手数料の額。	全額(上限50,000円)	随時	随時	予算の範囲内	総合政策課 097-582-1111 <a href="http://www.city.yufu.oita.jp">http://www.city.yufu.oita.jp</a>	8
	由布市移住者等居住支援事業費補助金(引越補助)	県外の市区町村から由布市に転入予定の者(ただし、転勤・出向等職務上や大学進学等による一時的な転入の場合を除く)	住居引越に必要な引越費用に関する経費の2/3(上限20万円)	随時	随時	予算の範囲内	8	
	由布市移住者等居住支援事業費補助金(家賃補助)	県外の市区町村から由布市に転入予定の者(ただし、転勤・出向等職務上や大学進学等による一時的な転入の場合を除く)	移住後の家賃費用における当該補助に要する経費(月額賃料の12か月分)の1/2(上限20万円)※社宅・公営住宅・寮等不可	随時	随時	予算の範囲内	8	
臼杵市	有機農業研修支援制度(地域おこし協力隊制度を利用)	①3大都市圏と政令指定都市又は地方都市(全部または一部が過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村)の区域に在住の満20歳～42歳未満の方 ②心身ともに健康で、有機農業及び地域活動に意欲等を持って参加し、地域住民とコミュニケーションを図れる者 ③地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない者 ④普通自動車免許を持っている者(AT限定は不可)	①期間:就労から1年間(最長で3年間まで延長可能) ②活動内容 ○実証ほ場での主要作物の周年栽培の研究・実証や先進農家の下での有機農業の模擬経営 ○情報発信等によるブランド推進・販路拡大研究及び実際の集荷と搬送 ③期間中の処遇 ○臼杵市会計年度任用職員として採用(報酬:月額166,000円、社会保険等に加入) ○住居、特定の業務で使用する車両等については市が負担	9月～12月	1名	農林振興課有機農業推進室 0972-63-1111 <a href="http://www.city.usuki.oita.jp">http://www.city.usuki.oita.jp</a>	2	
	臼杵市アグリ起業学校(ピーマンコース)	①研修終了後臼杵市に定住し、就農すること。 ②概ね50歳以下であること。 夫婦、親子など2名以上で就農することが望ましい。(独身者も応募可) ③2年程度の生活資金を有し、経営開始に必要な資金(200～300万程度)を調達できること。 ④普通自動車第1種免許を有し、研修期間中、車等の移動手段を準備できること。 ⑤性別、農業経験の有無は問いません。	※研修期間:1月からの1年間 ○実践研修 専用施設で講師の指導のもと、各5a程度の栽培管理を行う ○座学研修 栽培管理、経営基礎、農業施策等 ○部会研修	4月～9月下旬	3組	農林振興課農業振興グループ 0974-32-2220 内線223 <a href="http://www.city.usuki.oita.jp">http://www.city.usuki.oita.jp</a>	2	

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

大分県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
臼杵市	臼杵市空き家改修事業補助金	○臼杵市空き家バンクに登録した物件の所有者、または利用希望者	空き家改修費の補助(補助率1/2、上限100万円)	随時	—	秘書総合政策課協働まちづくりグループ 0972-63-1111 内線2303 http://www.city.usuki.oita.jp	8
	空き家・空き地バンク活用促進補助金	○臼杵市空き家・空き地バンクに登録した物件の所有者、または利用希望者	・仲介手数料の補助(補助率10/10、上限5万円) ※対象者:利用者 ・家財処分費の補助(補助率10/10、上限10万円) ※対象者:空き家所有者又は利用者 ・成約奨励金(1万円) ※対象者:所有者	随時	—		8
	臼杵市農業後継者育成支援事業(周産期における外部雇用に対する補助)	・世帯内に夫婦以外の労働力が無い臼杵市内に居住する青年農業者で夫婦共に農作業に従事していること ・対象期間は産前1ヶ月～産後3ヶ月とする	・周産期に作業が出来ない妻に代わる労働力を外部雇用した場合、要した費用の1/2を助成する(上限:市シルバー人材センターの単価とする(例:ピーマン収穫792円/時))	随時	—	農林振興課農業振興グループ 0974-32-2220 内線223 http://www.city.usuki.oita.jp	5
	移住者居住支援事業	①転入前に5年以上市外に居住していた方 ②今後5年以上定住を確約できる方	①移住支援補助金 ・仲介手数料の補助(補助率10/10、5万円以内) ・引越費用の補助(補助率2/3、県外20万円、県内10万円上限) ・移住奨励金(5万円)	随時	—	秘書総合政策課協働まちづくりグループ 0972-63-1111 内線2303 http://www.city.usuki.oita.jp	8
			②定住促進住宅取得補助金 ・新築補助(補助率1/10、上限100万円) ・購入(新築・中古)補助(補助率1/10、上限100万円) 地元業者加算10万円、地域加算10万円、合計最大120万円				
		①転入前に1年以上、市外に居住していた方 ②今後、5年以上、定住を誓約できる方 ③空き家バンク物件も利用可能	③若年・子育て世帯家賃補助金 ・若年単身者(40歳以下)への家賃補助(共益費を除く家賃月額の1/2、上限10,000円、最長24ヶ月) ・若年夫婦(40歳以下)への家賃補助(共益費を除く家賃月額の1/2、上限15,000円、最長24ヶ月) ・子育て(中学生以下)世帯への家賃補助(共益費を除いた家賃月額の1/2、上限15,000円、最長36ヶ月)				
	①転入前、5年以上市外に居住していた方 ②実家等が空き家となっている場合の改修費補助	④Uターン支援住宅改修補助金 ・実家等の改修費補助(補助率1/2、上限50万円)					
定住促進事業	①今後、5年以上、定住を誓約できる方。 ②移住者居住支援事業等の対象とならない世帯。 ③以前に同様の補助を利用した者がいない世帯。 ④婚姻日から1年以内に補助申請をした世帯	①新婚生活応援補助金 ・仲介手数料の補助(補助率10/10、5万円以内) ・引越費用の補助(補助率2/3、上限5万円)	随時	—	秘書総合政策課協働まちづくりグループ 0972-63-1111 内線2303 http://www.city.usuki.oita.jp	8	
		②新婚世帯家賃補助金 ・新婚世帯(夫婦のみ)への家賃補助(共益費を除く家賃月額の1/2、上限30,000円、最長24ヶ月) ・子育て(中学生以下)新婚世帯への家賃補助(共益費を除く家賃月額の1/2、上限30,000円、最長36ヶ月) ※ただし、令和3年3月31日までに婚姻した夫婦世帯に対する補助金の交付については旧制度を適用する。					
		③新婚世帯結婚祝い品 ・1世帯22,000円分(令和3年4月1日以降に婚姻した夫婦世帯が対象)					
	①中学生以下の子どもがいる子育て世帯と、その親世帯が同居を予定している場合 ②子世帯または親世帯のどちらかが、市内に1年以上居住していること ※改修補助は市内業者であることが必要	①三世帯家族定住支援住宅補助金 ・新築補助(補助率1/5、上限100万円) ・購入(新築・中古)補助(補助率1/5、上限100万円) ・住宅改修補助(補助率1/5、上限100万円)					
①別々に暮らしている二世帯が新たに同居を始める場合 ②どちらかの世帯が市内に1年以上居住 ※改修補助は市内業者であることが必要	①同居家族支援住宅補助金 ・新築補助(補助率1/5、上限50万円) ・購入(新築・中古)補助(補助率1/5、上限50万円) ・住宅改修補助(補助率1/5、上限50万円)						
①5年以内に取壊しや売却によって転居しないこと	①若年・子育て世帯定住促進住宅取得補助金(若年夫婦(40歳以下)及び子育て(中学生以下)世帯) ・新築補助(補助率1/10、上限20万円) ・購入(新築・中古)補助(補助率1/10、上限20万円) 市外通勤者加算10万円、地元業者加算10万円、地域加算10万円、合計最大50万円						

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

大分県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
津久見市	津久見市農業経営者育成事業	○市内における農家の子弟であって将来農業後継者を希望し、大分県農業大学校又はその農業に関する試験研究機関に入学者 ○大分県農業大学校卒業後、農業後継者として、永く市内にとどまって農業を営業者	在学中 1人当たり 15,000円/月	随時	該当事業が あれば補 正予算で 対応	農林水産課 0972-82-9514 <a href="http://www.city.tsukumi.oita.jp/">http://www.city.tsukumi.oita.jp/</a>	9
	津久見市ファーマーズスクール	津久見で就農(専業農家)を目指す方	1年以上2年以内(年間1,200時間以上)の長期研修によって、技術の修得や就農の準備、既存農家とのマッチングを行う。	随時	—		2
	移住者居住支援事業補助金	対象: 平成30年4月1日以降に市外から津久見市へ移住予定の65歳未満の方(5年以内に市外への転出の可能性が高い転勤者、大学・各種専修学校への入学者などの就職、転勤、進学等により転入する者を除く) 条件: ○申請日において65歳未満であること。 ○津久見市へ転入する前、1年以上市外に居住していること。 ○津久見市への転入後、市内に5年以上生活の拠点を置くことが誓約できること。 ○自治会へ加入すること。 ○市の実施する各施策に関する調査等に協力すること。 ○補助金申請者の世帯員全員が市区町村税を滞納していないこと。 ○補助金申請者の世帯員全員が生活保護等を受けていないこと。 ○移住(予定)者、物件所有者等が暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。 ○年度内に補助金の交付の対象となる事業が完了し、転入すること。 など	・仲介手数料補助(10分の10補助、限度額5万円/物件) ・家財処分補助(空き家バンク登録物件、10分の10補助、限度額10万円/物件) ・新規建設・住宅購入補助(10分の10補助、限度額100万円/物件) ・改修補助(中古住宅又は空き家バンク登録物件、3分の2補助、100万円/物件) ・引越補助(3分の2補助、限度額20万円) ・移住奨励金(10万円/世帯)	随時	—		8、9
	新婚世帯・子育て世帯家賃補助金	対象: 新婚世帯…平成30年4月1日以降に婚姻の届出をし、かつ転入・転居をし、婚姻の届出日から1年以内かつ夫婦の合計年齢が80歳未満の夫婦を含む世帯。 子育て世帯…中学生以下の子をもつ世帯で、平成30年4月1日以降に転入・転居をした世帯。 条件: ○申請日において、市内に定住する意思を持っていること。 ○同一世帯として本市の住民基本台帳に記録されていること。 ○自治会に加入していること。 ○生活保護等を受けていないこと。 ○世帯員全員が市税等本市に納入すべき納入金を完納していること。(市外からの転入者については、前住地に納入すべき納入金を完納していること。) ○家賃を滞納していない者であること。 ○世帯員全員が暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。	家賃補助: (家賃-住宅手当)÷2=家賃補助金の月額 上限1万円 仲介手数料補助: 補助対象経費の10/10以内 上限3万円/物件 引越補助: 補助対象経費の2/3以内 上限5万円/世帯 移住奨励金: 5~7万円/世帯 ○下記該当の場合、家賃補助の加算あり。 ・市外から転入された新婚世帯… 市外からの転入者1人:月額5千円加算 市外からの転入者2人:月額1万円加算 (転入前1年以上市外に居住し、婚姻の届出日を挟んだ前後6か月以内に本市に転入した者に限る。) ・子育て世帯… 子どもが2人いる世帯:月額5千円加算 子どもが3人以上いる世帯:月額1万円加算 注)家賃…賃貸借契約に定められた賃借料の月額であり、共益費、管理費、駐車場使用料などは除く。 注)家賃補助を行う期間は、最大24か月	随時	—	商工観光・定住推進課 地域活力・定住推進班 0972-82-2655 <a href="https://ju-tsukumi.jp/">https://ju-tsukumi.jp/</a> (移住・定住ポータルサイト)	8
佐伯市	新規就農者支援事業	主な応募資格 ・研修終了後、佐伯市で就農される方 ・就農時の年齢が50歳未満の方 ・農業次世代人材投資事業の交付要件を満たす方 ・労働力が2名以上確保出来る方	研修期間:2年間 研修科目:施設花き・施設野菜・施設果樹 研修内容: ・1年目、就農コーチャームでの栽培研修。 ・2年目、1年目と同様の栽培研修及び、模擬 営農 ・毎月1回の集合研修会(座学)	8月末 (有機は 随時)	若干名	農政課 0972-22-3239 <a href="http://www.city.saiki.oita.jp/">http://www.city.saiki.oita.jp/</a>	2

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

大分県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
豊後大野市	新規就農者技術習得研修施設(インキュベーションファーム)	研修期間:2年間 応募資格 ①研修に2人以上で参加できる55歳未満の方 ②研修終了後、豊後大野市内に居住し就農する方 ③申込みをする年の6月から9月の間に、短期の農業体験研修を行える方 ④当面必要な生活費や施設整備の資金を有する方 ⑤普通自動車第1種免許の資格を有する方 ⑥研修期間中は宿泊施設に入居できる方	新規就農者技術習得研修施設(インキュベーションファーム)では、西日本で第1位の生産量である「夏秋ピーマン」を研修品目に定め、ピーマンを主とした農業起業者の育成を行っています。 1年目は7.5アールのハウスで、優秀な農家の指導、またインキュベーションファームに配置している営農指導員の指導によりピーマン栽培についての研修を行います。また、病害虫防除や土壌肥料など産学も研修していきます。 2年目は15アール以内のハウスで自分達で収支を管理しながら、1年目で習ったことを行う模擬経営方式の研修を行います。 研修終了後、スムーズに就農できるよう、空き家情報の提供や農地の斡旋も行っています。	随時(締め切りは9月末)	3組6名	農業振興課 担い手支援係 0974-22-1001 市HP <a href="https://www.bungo-ohno.jp/">https://www.bungo-ohno.jp/</a> インキュベーションファームHP <a href="https://incubation-farm.jp">https://incubation-farm.jp</a>	2,7,8
	後継ぎ支援交付金	【交付対象者】 認定農業者の農業後継者(3親等以内の親族)で、親元就農後に農業経営を継承するか、共同経営者になる者 【交付要件】 ○60歳以下で継承時期を明記した家族経営協定が締結されていること ○親元就農時の年齢が50歳以上55歳以下の方 ○5年後の規模拡大の経営計画書を作成していること ○国・県・市の事業と重複しないこと ○市税を完納していること ○平成28年4月1日以降に就農する者で年間200日以上農業に従事する者	一人当たり 月50,000円×36カ月 年度毎に交付  二人での就農 (共に200日以上営農) 月50,000円×2人×36カ月 年度毎に交付	随時	予算の範囲内	農業振興課 担い手支援係 0974-22-1001	4
	新規就農支援交付金	【交付対象者】 独立自営就農時期が50歳以上55歳以下の認定新規就農者 【交付要件】 ○2人以上(夫婦、兄弟及び3親等以内の親族)の就農、市内出身者の帰農の場合は家族内労働力の確保ができ2人以上で営農活動を行うことができる者 ○就農後5年後に認定農業者を目指し、農業経営者になる強い意志を持つ者 ○人・農地プランの「中心経営体」に位置づけられること ○国・県・市の事業と重複しないこと ○市税を完納していること ○平成28年4月1日以降に就農する者で年間200日以上農業に従事する者	一人当たり 月50,000円×36カ月 年度毎に交付  二人での就農 (共に200日以上営農) 月50,000円×2人×36カ月 年度毎に交付	随時	予算の範囲内		4
竹田市	竹田市農に生きる人材育成支援プロジェクト事業	①就農実践研修者家賃助成事業 就農実践研修者等が市内で賃貸住宅(アパートを含む)を借りる場合 【条件】 ・研修終了後、本市に移住定住し営農を開始する意志があるもの ②新技術習得チャレンジ事業 市内に住所を有する者で、新たな技術習得研修を行う農業後継者や新規就農者等。 【条件】 ・短期研修 3日以上 ・長期研修 30日以上	①最長2年間、賃貸住宅家賃の月額2分の1を助成(上限25,000円/月、千円未満切捨て) ②研修に係る経費の助成 【短期研修】上限一人あたり 110,000円 【長期研修】上限一人あたり 175,000円 ※交通費や宿泊費等、支出項目と上限額の設定あり。	随時	予算の範囲内		3
	親元就農支援交付金	①給付対象者 ・50歳未満 ・市内在住者 ・平成28年1月以降の就農者 ・市内在住農業者の経営を継承する就農者 ②給付要件 ・年間労働日数が概ね250日程度 ・5年後の農業所得の目標が概ね250万円以上となる経営発展計画の作成 など	就農後3年間に限り給付金を年60万円給付(ただし、国・県就農給付金との重複は不可。また、給付期間中の離農不可)	随時	予算の範囲内	農政課農業振興係 0974-63-4805 <a href="https://www.city.taketa.oita.jp/">https://www.city.taketa.oita.jp/</a>	9
	農業大学校入学者奨励金	市内に住所を有する者の子(農業後継者)で大分県立農業大学校に在学しているもので次の条件全てを満たすもの。 農業大学校を卒業、及び当該卒業後、引き続き5年間農業に従事するとともに、5年以内に農業に従事することが見込まれること。	支給額は、1人につき月額1万円とし、青年就農給付金等これに類する奨励金や補助金等の受給を受けることができる場合には、奨励金は支給しない。	随時	予算の範囲内		3
	農業後継者雇用安定事業	市内に居住する認定農業者や、認定農業者と経営を共にする後継者等を対象に、妊娠出産期における人件費の支払いを支援	母子健康手帳の交付日から産後8週間までの間で、人件費の支払いがあった場合に、1日1人の雇用を上限とし、当該年度4月1日時点の大分県最低賃金の単価に総時間数を乗じて得た額(上限30万円)を補助	随時	予算の範囲内		5
	竹田市ファーマーズスクール	研修終了後竹田市で就農すること。 就農時の年齢が50歳未満。 農業次世代人材投資事業(準備型)の交付要件を満たすこと。	研修期間:2年間 研修科目:施設野菜(トマト・ピーマン) 研修内容: ・1年目、就農コーチ現場での栽培研修。年数回の集合研修会(座学)。 ・2年目、模擬営農	要問合せ	若干名		2

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

大分県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
日田市	農業大学校就学支援事業	農業後継者として、九州内の農業大学校又は試験研究・研修期間に、農業関係の知識と経験の習得のために就学し、将来、農業経営者として農業の振興に貢献すると認められるもの。	農業大学校等の就学に必要な経費を補助。 ・月額 20,000円 ・補助対象期間は、農業大学校等において就学する期間(最長2年間)	—	—		9
	えのき・梨・チンゲンサイ・ぶどうファーマーズスクール	就農希望者が満18歳以上であること。 日田市内で就農・定住すること。 研修期間は1年以上2年以内。	研修費に係る費用(講師謝礼・圃場借り上げ料・座学)は無料。 研修期間中の家賃の一部補助あり。 (家賃の1/2以内、上限2万円)  国の「農業次世代人材投資事業」の要件を満たす人は、最長2年間、年間150万円交付を受けられます。	要問合せ	年間各2名	農林振興部農業振興課 0973-22-8211 <a href="http://www.city.hita.ota.jp/">http://www.city.hita.ota.jp/</a>	2
	日田空き家バンク制度	日田市への移住・定住を希望される方。	①補助率(10/10以内) 仲介手数料:5万円以内。 家財の処分:10万円以内。 情報通信環境整備:4万円以内。 ②補助率(1/2以内) 空き家の購入:100万円以内。※ ③補助率(2/3以内) 空き家の改修:50万円以内。※ 引越料:20万円以内。 ※空き家の購入と改修は併せて上限額100万円 空き家バンク登録物件に付随した農地については、農地法第3条に定める下限面積が緩和されます。	随時	予算の範囲内	企画振興部ひた暮らし推進室 0973-22-8383 <a href="http://www.city.hita.ota.jp/">http://www.city.hita.ota.jp/</a>	8
	農業後継者育成支援事業(大分県親元就農給付金事業)	【準備型】 就農予定時の年齢が50歳未満 大分県立農業大学校の農学部生2年生もしくは農大準備研修生であること等 【開始型】 就農時の年齢が50歳未満 「人・農地プラン」の担い手として位置付けられていること 5年後の所得が250万円以上となる経営発展計画を作成し、市町村長に認められること 家族経営に関わる者の所得が3年間平均で1人当たり400万円以下であること等	【準備型】 給付金額 最大150万円/年 給付期間 最長1年間 【開始型】 最大100万円/年 最長2年間 *ただし、準備型給付期間を含む。	随時	予算の範囲内	農林振興部農業振興課 0973-22-8211 <a href="http://www.city.hita.ota.jp/">http://www.city.hita.ota.jp/</a>	3、4
玖珠町	空き家リフォーム事業補助金	町外からの移住者	空き家バンク登録物件を購入・賃借した移住者が当該家屋の改修を行う場合、その費用の1/2を補助する。 上限50万円(18歳以下扶養親族がいる場合80万円) 空き家活用準備補助金一律20万円	随時	予算の範囲内	企画商工観光課 0973-72-9031 <a href="https://www.town.kusu.ota.jp/">https://www.town.kusu.ota.jp/</a>	8
	玖珠町人材育成事業	玖珠町在住者又は将来にわたり玖珠町の町づくり及び活性化等に精進できると認められる者とし、次に掲げる人材育成事業とする。 (1)童話の里の教育文化事業 (2)産業別技術研修等派遣事業 (3)国内及び国際交流事業 (4)その他人材育成達成と認められる事業	・国内や海外への先進地研修に対する助成 ・先進地からの講師派遣や国際交流に対する助成 ・6次産業化やブランド商品化を目指す勉強会に対する助成等	随時	予算の範囲内	企画商工観光課 0973-72-1151	3
	ファーマーズスクール(新規就農コース)	町内に住ままたは町への移住希望者で、町内での就農を目指す者	実習・講義により栽培技術と農業経営に必要な知識を身に付ける(1~2年間)。 実習は町が認定した先進農家(就農コーチ)のもとで技術を学ぶとともに、模擬営農を行う。 ※45歳以上~55歳以下については、町単独により75万円給付(1回のみ)	随時	予算の範囲内		2
	新規就農者家賃助成事業	町内に住居を借りてファーマーズスクール(新規就農コース)を受講する研修生	研修期間中(最大2年間)の賃貸住宅家賃の1/2を助成 (上限25,000円/月)	随時	予算の範囲内	農林課 0973-72-7164 nousei@town.kusu.ota.jp	3
	牛増頭対策事業	町内に移住した肉用牛もしくは酪農経営を目指す新規就農者	50万円(1回のみ)	随時	予算の範囲内		4
	農業後継者等育成事業	町が認める学校での奨学費として、卒業後、農業後継者として玖珠町で農業に従事する者	奨学費補助 年15万円(在学中)	随時	予算の範囲内		3

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

大分県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
九重町	大分県立農業大学校就学補助	対象者 町内の大分県立農業大学校入学者及び在校生  条件:卒業後、農業後継者として町内にとどまり農業に従事する者	就学費用の補助 年30万円(2年間)	毎年 4月～	応募状況 による	農林課 0973-76-3804 nourin@town.kokonoe.lg.jp	9
	ファーマーズスクール(農業研修)	町内で就農・定住する方でトマト・椎茸を主とした就農を目指す者	栽培管理の実践的研修や座学、模擬営農によりトマト、椎茸、梨の経営に必要な知識・技術を身につける農業研修。大分県、JA、農業委員会、町等が連携し、就農希望者がスムーズに就農できるようにサポート。	トマト:11 月末まで 椎茸:9月 末まで 梨:1月末 又は8月 末まで	若干名		2
	就農者研修支援事業	①短期研修(2日以上) 町内に住所を有する者あるいは町内に住所を有すると見込まれる者 ②長期研修(1ヶ月以上) 町内に住所を有する者あるいは町内に住所を有すると見込まれる者で研修終了後町内で就農する者等 ③体験研修(2日以上) 町内での就農を希望する者	農業の生産販売に必要な技術や知識を習得するための研修費用助成 ①短期研修 農業研修に係る交通費、宿泊費は1/2以内、資料代、謝礼等は全額 ②長期研修 基本月額5万円(教育施設は2.5万円)、交通費1/2以内(4万円を限度) ③体験研修 農業体験研修に係る交通費、宿泊費は3/4以内(7.5万円を限度)	随時	予算の 範囲内		3
	新規就農者支援事業(農用地賃借料支援)	年齢が45歳までの町内に住所を有する方で、就農から5年以内の認定新規就農者であり、以下の要件を満たす方 ①利用権等設定農地(賃借権)であること ②利用権等の設定期間が5年間以上 ③貸付人が3親等以内の親族でないこと ④国や県などのその他の補助事業の対象経費でないこと等	賃借料の1/2以内とし、1人につき年間20万円を限度とする(営農開始から60ヶ月を限度)	随時	予算の 範囲内		4
	新規就農者支援事業(小規模機械導入支援)	年齢が45歳までの町内に住所を有する方で、就農から5年以内の認定新規就農者であり、以下の要件を満たす方 ①国や県などのその他の補助事業の対象経費でないこと ②購入日から起算して6ヶ月以内であるもの	管理機又は小型トラクター(中古も含む)の購入経費の1/2以内とし、1人につき10万円を限度(1人につき1回のみ)	随時	予算の 範囲内		4
	九重町営農青年組織育成補助金	農業就農者(後継者)	営農組織へ補助	—	—		3
	民間賃貸住宅家賃助成事業	平成20年4月1日以降、新たに民間賃貸住宅に入居した方で定住の意思のある方。 2親等以内との賃貸借契約でないこと。 申請者及び同居人が町内に住所を有すること。 など	単身世帯の場合 実質家賃額の2分の1(10,000円を限度) 同居世帯の場合 実質家賃額の2分の1(15,000円を限度) 最大36か月	9月 3月	応募状況 による		9
	あつぎ促進奨励金事業	町内に住所を有し、新たに家業の後継者となる50歳未満の者	家業を継ぐための費用として50万円	—	—		4
	空き家活用定住促進事業(改修補助)	定住を目的とした移住希望者	空き家に入居しようとする方が必要な改修費 2/3以内 ・限度額 売買:2,000,000円	—	—		8
	空き家活用定住促進事業(引越補助金)	定住を目的とした移住希望者で大分県外の者	県外から移住しようとする方の引越し費用に関する補助 2/3以内 ・限度額:200,000円	—	—		企画調整課 0973-76-3807 kikaku@town.kokonoe.lg.jp
空き家活用定住促進事業(家財処分補助金)	定住を目的とした移住希望者	賃貸や売買を行うために家財等の不要物を処分する費用に関する補助 10/10 ・限度額:100,000円	—	—	8		
空き家活用定住促進事業(仲介手数料補助金)	定住を目的とした移住希望者	契約の際に発生する宅地建物取扱業者の仲介手数料に関する補助 10/10 ・限度額50,000円	—	—	8		
空き家活用定住促進事業(移住奨励金)	定住を目的とした移住希望者で大分県外の者	県外から空き家への入居が完了し、町民となった方に対する奨励金 ・定額 100,000円	—	—	9		
空き家バンク事業	定住を目的とした移住希望者	町内の空き家情報を九重町ホームページにて紹介	—	—	8		

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

大分県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
中津市	農業後継者育成対策事業	中津市内に住所を有する農家の子弟で次にあげる者  (1)大分県立農業大学校、大分県立宇佐産業科学高等学校、大分県立玖珠農業高等学校へ入学し、卒業後、市内にとどまり農業の後継者となる者 (2)農業後継者で県内外の長期研修(1ヶ月以上)を受講する者。	(1)学生 年度に係る授業料の1/2以内で市長が定める額。 (2)研修生 研修その他の農業技術等の取得のために受ける講座等の受講に要する経費の1/2以内で市長が定める額。	(1)学生:補助金を受けようとする年度に行われる最後の授業の日まで (2)研修生:研修等の受講を修了する日まで	—	農政振興課農政振興係 0979-62-9047	3
	空き家バンク制度 (移住・定住支援事業補助金)	空き家バンクに登録した空き家登録者・利用希望登録者	※旧下毛地域に限る。 ・空き家改修補助 (限度額50万円 対象経費の1/2以内) ・不動産契約仲介手数料補助 (限度額5万円) ・中津市ケーブルネットワークサービス加入補助 (限度額3万円 対象経費の1/2以内) ・家財等処分補助 (限度額:10万円)	随時	—	地域振興・広聴課移住推進係 0979-62-9033 http://iju.city-nakatsu.com/	8
	梨学校	・研修終了後、中津市内に「梨」で就農し、定住すること、かつ地域の生産組合等に加入すること。 ・申し込み後、市内の梨生産者のもとで5日程度の短期体験研修及び関係者による面接を受けること。 ・概ね50歳以下であること。夫婦・兄弟・親子等の2名以上で就農することが望ましい。 ・2～3年間の生活資金を有し、農業経営開始に必要な資金を調達できること。 ・研修期間中は、傷害保険に自ら入ること。 ・普通自動車第1種免許を有し、研修期間中、車等移動手段を準備できること。	(1)短期体験研修 研修期間:5日程度 研修場所:中津市山国町内生産者園場 研修内容:ナシ栽培を体験し判断、最終日面接を行う。 (2)長期実務研修 研修期間:2年間 研修場所:公社研修施設 研修内容:①実地研修…講師指導のもと、既存施設で栽培技術の習得、研修生が自ら栽培管理 ②座学研修…栽培基礎、経営基礎、政策制度 ③部会研修等…山国町梨生産部会活動への参加	随時	2組以内	中津市山国支所農林建設課 農業公社係 0979-62-3111 内線230	2
	中津市畑地化推進事業	・農業協同組合又は市内で産直野菜を生産し、直売所等に出荷を行う2戸以上の農家で構成した組織。	【目的】 ・小規模農業者の農産物直売所向け野菜の作付を拡大し、農家所得向上を目的に、ミニハウス施設の導入を支援する。 【補助対象経費・補助率】 ・農地を畑地化するために新設するパイプハウスの導入に要する経費(原材料費、工事費)とする。ただし、1棟当りのハウスの面積は90㎡を標準とし、事業費は640,000円を上限とする。(補助率:1/2以内)	要問合せ	—	農政振興課農政振興係 0979-62-9046	4
	中津市地域おこし協力隊 (一次産業枠(山国支所管内))	・申込み時点で、3大都市圏をはじめとする都市地域等に在住の人、又はこれまで地域おこし協力隊員として2年以上活動し、かつ解職から1年以内の人で、中津市に住み票を移動し居住できる人。 ・心身ともに健康で、地域住民等とのコミュニケーションを図り、地域づくり活動に意欲と情熱をもって参加できる人。 ・普通自動車免許(AT限定免許可)を持っている人。 ・基本的なパソコン操作(ワード・エクセル・パワーポイント)ができインターネットで情報提供ができる人。 ・地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない人。	【勤務日数】月17日 【勤務時間】午前8時30分～午後5時15分 【委嘱期間】委嘱日から1年間、3年間勤務を最長として、1年ごとに延長を行う場合があります。 【報酬】月額:166,000円(社会保険料含む。賞与あり。)社会保険・雇用保険加入。 ※活動期間中の住居、活動に必要な車両やパソコンは市が用意します。 ※引越しにかかる費用は自己負担。	R3.6.1～ R3.6.30	1名	地域振興・広聴課移住推進係 0979-22-1111 内線246 http://iju.city-nakatsu.com/ 中津市山国支所農林建設課 農業公社係 0979-62-3111 内線230	2
	中津市自立経営農家育成資金貸付事業	・農業経営をもって、自立しようとする農家(JA組合員及びJA系統共販出荷された生産者組織)であること。	【貸付の方法及び限度額】 ・関係機関の指導により自立経営計画を樹立し、その計画において、短期の資金を投入することによって事業を促進し成果をあげることができると認められたものについて、資金を貸付ける。 ・貸付限度額:一農家あたり300万円迄 【貸付の期間】 ・5年度を限度として2年据置3年支払い。	随時	—	農政振興課農政振興係 0979-62-9047	4

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

大分県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
豊後高田市	アグリチャレンジスクール(新規就農コース)	・豊後高田市内に在住して研修を受け、研修終了後、市内で就農し、定住すること ・研修期間中、自ら傷害保険に加入すること ・普通自動車免許を有し、車等の移動手段を有していること ・原則就農予定時の年齢が50歳未満であること ・研修期間中に最低限必要な生活費を有していること ・申込前に研修希望品目の体験・見極め研修に参加済であること	実習・講義により栽培技術と農業経営に必要な知識を身に付ける(1~2年間)市が認定した先進農家(新規就農サポーター)のもとで技術を学ぶ。 ※研修期間中は要件を満たせば、農業次世代人材投資資金(準備型)の活用が可能	随時	予算の範囲内	農業振興課 0978-25-6243 http://www.city.bungotakada.oit.a.jp/	2
	新規就農者家賃助成事業	市内に住居を借りてアグリチャレンジスクール(新規就農コース)を受講する研修生	研修期間中(最大2年間)の賃貸住宅家賃の1/2を助成(上限25,000円/月)	随時	予算の範囲内		3
	みんなで育む新規就農促進事業	アグリチャレンジスクール(新規就農コース)を受講する研修生	研修期間中の生活支援として25,000円/月を交付 [研修期間中最大1年間]	随時	予算の範囲内		3
	新規就農者自立支援事業	アグリチャレンジスクール(新規就農コース)を受講した後に、市内で独立・自営就農する者(経営継承を除く)	経営開始時に必要な種苗、肥料、農薬等の資材にかかる費用の助成として、20万円を交付	随時	予算の範囲内		4
	空き家バンク事業	空き家バンク利用登録者	市内の空き家と宅地の情報提供を行う(その他) ・空き家仲介手数料奨励金(上限5万円) ・空き家DIY奨励金(上限10万円) ・レンタカー費用助成奨励金(上限1万円) ・空き家リフォーム事業補助金 ①改修上限40万円 ②下水道接続工事10万円 ③撤去上限10万円④仏壇処分上限5万円⑤入居者決定後のハウスクリーニング上限3万円等	随時	予算の範囲内	地域活力創造課 0978-25-6392 https://bungotakada-iju.jp/	8
宇佐市	宇佐市ぶどうのファーマーズスクール	・概ね45歳以下であること ・研修終了後、宇佐市内にぶどうで就農し定住すること ・2~3年間の生活資金を有していること ・研修期間中、傷害保険に自ら加入すること ・普通自動車第1種免許を有していること ・事前に短期研修(5日程度)の受講が可能であること	・研修内容:①実地研修②座学研修③部会研修 ・研修場所:JA安心院事業部ぶどう部会員の圃場 ※研修期間中は、要件を満たせば、に農業次世代人材投資資金(準備型)を活用できる場合があります。	要問い合わせ	2組以内	農政課 0978-27-8155 https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/nosei/1/2_1/3813.html	2
	大分味ーねぎトレーニングファーム	・概ね45歳以下であること ・研修終了後、宇佐市内に小ねぎで就農し定住すること ・2~3年間の生活資金を有していること ・研修期間中、傷害保険に自ら加入すること ・普通自動車第1種免許を有していること ・事前に短期研修(5日程度)の受講が可能であること	・研修内容:①実地研修②座学研修③部会研修 ・研修場所:大分味ーねぎトレーニングファーム(宇佐市大字中敷田) ※研修期間中は、要件を満たせば、農業次世代人材投資資金(準備型)を活用できる場合があります。	要問い合わせ	2組以内	農政課 0978-27-8155 https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/nosei/1/2_1/3763.html	2
	宇佐市青年就農資金交付事業	・宇佐市内の就農学校(大分味ーねぎトレーニングファーム・宇佐市ぶどうのファーマーズスクール)にて、長期研修(1~2年)を受ける研修生	・長期研修の研修期間中に、月50,000円を交付	要問い合わせ	-	農政課 0978-27-8155 https://www.city.usa.oita.jp/material/files/group/52/jyunbi.pdf	2
	宇佐市農業後継者育成支援事業	・市内に住所を有する者の子で次に挙げるもの (1)大分県立農業大学校に在学する者で、卒業後は宇佐市内において農業の後継者となるもの (2)本人及びその保護者が農業後継者となることを確約できるもの	・大分県立農業大学校に在学する間、1年度につき1度、50,000円を補助する	随時	-	農政課 0978-27-8155 HPなし:毎年本人に直接案内を出している	-
	宇佐市興農会農業後継者育成支援事業 ※宇佐市興農会=基金	・宇佐市農業後継者育成支援事業の補助対象となるもの	・大分県立農業大学校に在学する間、1年度につき1度、50,000円を補助する	随時	-		-

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他



宮崎県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
宮崎市	新規就農者定着支援事業	①農政アドバイザー活用事業 ・対象者:新規就農者 ②生産基盤整備支援事業 ・対象者:認定新規就農者、又は認定農業者 ・条件:就農2年以内	①農政アドバイザー活用事業 ・栽培や経営に関する知識・技術をベテラン農家(20名を嘱託)が伝授する。 ②生産基盤整備支援事業 ・機械導入に対する助成:経営開始時に必要な機械購入費の1/3を助成(上限事業費は200万円)	①随時 ②5月頃(それ以降は要相談)	予算の範囲内	農政部農政企画課 0985-21-1785 http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/search/departments/nousei/15nousei/	4.9
	新規就農者確保・育成支援事業	JA出資型法人(有)ソレイイファームみやざき中央が実施する新規就農研修事業に対し費用の一部を助成する。	【研修生受入助成】 対象者:JA出資型法人において農業研修を行う研修生に対し、生活費を助成(10万円/月5万円、JA5万円) ※農業次世代人材投資事業準備型の対象者は除く 【研修指導者助成】 対象:研修講師の件費助成	7月頃(それ以降は要相談)	10名程度		2.3
	新規就農者中古ハウス有効利用支援事業	対象者:認定新規就農者	中古ハウス有効利用に対する助成:中古ハウスの補修等に要する経費の1/2以内を助成(補助金上限:240万円)	5月頃(それ以降は要相談)	予算の範囲内		4
	農業後継者確保・育成支援事業	対象者:認定新規就農者、又は認定農業者(共同申請含む)	市外への転出や就職・進学などしている農業後継者が実家の農業経営に取組み、地域営農の担い手となる場合に支援金を交付(就農1回に限り120万円)する。	5月頃(それ以降は要相談)	予算の範囲内		9
	新規就農者ハウス整備支援事業	対象者:新規就農者	JA宮崎中央等が主体的に行う新規就農者用のAPハウス2号改良型の整備を支援する。(補助率:150万円/10a(定額))	随時	予算の範囲内		4
	新規就農者地域定住支援モデル事業	①空き家改修費補助 ・対象者:空き家の所有者又は新規就農者 ②空き家片付け費用補助 ・対象者:空き家の所有者又は新規就農者 ③空き家の家賃補助 ・対象者:新規就農者(園場と居住地が同一地域でない者)	①空き家改修費補助 農業集落の空き家を新規就農者に貸し出場合にかかる改修費用の一部を補助。(補助率:1/2以内(補助上限600千円/回)) ②空き家片付け費用補助 農業集落の空き家を新規就農者に貸し出す場合にかかる不要な家財道具を処分する費用の全部を補助。(補助率:10/10(補助上限100千円/回)) ③空き家の家賃補助 新規就農者が、園場と同一地域にある空き家に住む際、家賃の一部を補助。(補助率:1/2以内(補助上限25千円/月)、補助期間:最長2年間)	随時	予算の範囲内		8
	新規就農者入植団地受入支援	対象者:新規就農者	JA宮崎中央が新規就農者に対して園芸施設(アパート方式、就農時3年間に限る)を貸し付ける。(整備費の一部を市が補助)	随時	—		4
都城市	新規就農者確保・育成・支援事業	【対象要件】新規学卒者、離職者等で就業を希望する者、または、県内外の新規参入者(非農家)で、原則として公的機関等で基礎的な研修を受けた者	【概 要】JA都城が「行う研修事業の研修生への研修費助成 【助成額】12万円以内/月(このうち、1/4を都城市が助成) 【研修期間】1年間 【研修内容】体験研修(1か月程度)と本研修の2段階とし、研修生の資質ならびに習熟度に応じて研修内容を決定する。	毎年5月末(予定)	2人	農政部農政課 0986-23-2768 http://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp	3
	都城市農業後継者等支援事業	①市内に居住し、申請時に56歳未満であること ②農業に専業に従事すること ③【親元就農者の場合】 ・市内に就業に必要な農業用施設、農業用機械などを本人又は親族等が所有して、その経営を継承し規模拡大する意思があること ・申請日から起算して3か月以内に就業予定又は就業後1年以内であること 【新規参入者の場合】 ・市内に就業に必要な農業用施設、農業用機械などを本人が確保している又は確保が見込まれていて、農業で独立自営する意思があること ・申請日から起算して3か月以内に就業予定又は就業後2年以内であること ・研修経験、実務経験、農業に関する知識等が全くない状態で独立自営就農を開始しようとしていると市が判断する新規就農参入者は、農業技術の習得のため、申請の前に、市が適当と認める農家等において、農業経営に関する研修を市が適当と認める期間受けていること	①親元就農者の場合、1か月5万円の年間60万円を2年間 ②新規参入者の場合、1か月10万円の年間120万円を2年間	随時	予算の範囲内		4
	アグリチャレンジ!「トラサポ」事業	市内に居住し、農業に専業に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ①新規参入者の場合 申請から3ヶ月以内に就業予定、または就業後2年以内であること ②親元就農者の場合 親族等が農業経営をしていて、2年以内に家族経営協定を締結し、かつ、農業経営体の経営主ではない農業後継者	トラクター、軽トラック及びトラックの車両本体価格(税抜き)の1/4以内を補助。ただし、トラックは200万円、軽トラック・トラックは50万円を上限とする。	随時	予算の範囲内		4
	都城市農業施設情報バンク	新規参入希望者等	①登録希望者が、遊休施設等の情報登録申し込み ②市ホームページに遊休施設等掲載 ③施設利用希望者から申し込み ④市から情報登録者へ利用希望者情報連絡 ⑤登録者、希望者へ連絡先提供 ⑥両者による直接交渉 ⑦市へ交渉結果報告	随時	—		8
	園芸振興対策事業	認定新規就農者	中古ハウス及び簡易型補強ハウスの導入(解体、運搬、設置費含む)に対し、補助対象経費の1/2以内を助成。ただし、1戸当たり100万円を上限とする。	随時	予算の範囲内		農産園芸課 0986-23-2425 http://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

宮崎県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
延岡市	新規就農者研修助成事業	①研修終了後、3年以内に市内で就農し、3年以上に亘って市内で継続して就農することが確実な者 ②原則として、55歳以下の者 ③研修期間が6ヶ月以上、1年以内の者 ④市税等の滞納のない者 ※申込み希望がなされた場合、JAにおいて面接審査が行われた後、農業再生協議会での協議を経て可否が決定される。	(事業内容) ・地域農業を担う人材を確保・育成するため、JAが就農希望者へ農業技術の研修を行うことに対しその費用を助成するもの。 (補助先)延岡農業協同組合 (助成期間)最長1年間(4月～翌3月) (助成費用) 120,000円(一人当たりの事業費)×12ヶ月×1名=1,440,000円 (助成機関)延岡市・JA中央会・JA延岡・農業振興公社それぞれ1/4 助成する。→360,000円(市助成額)	1月～3月 ※年度途中の場合、要相談	1名	JA延岡営農総合対策課 0982-23-1891 http://www.ja-nobeoka.or.jp/	1,2,3
	新規就農者確保・育成支援事業	(支援対象者) 新規就農者又は新規就農者を雇用する法人 ※市内で新たに就農する人 ※就農時の年齢が55歳未満の人 (共通要件) 農水省の補助事業・制度の要件に該当しない者。<=国の補助事業・制度の隙間を埋め、多様な希望者を就農につなげる。> ※申込後に審査があります。	市では、新規就農者または新規就農者を雇用する法人に、経費の一部を助成する事業を行っています。 (補助対象経費) 次の費用の一部を助成します。 ・新規就農者の就農後2年以内の生活費など ・新規就農者の就農後2年以内の家賃 ・新規就農者などの就農後2年以内の農地の賃借料 ・新規就農者などの農業用機械・設備導入費用 ※法人のみ	随時 ※募集人数に達する事業採択がある場合、年度内の支給が難しいため、要相談	各1～2名	総合農政課 0982-22-7073 http://www.ja-nobeoka.or.jp/	4,5,7,8
	園芸用ハウス整備加速化支援事業	【支援対象者】 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織 【支援対象経費】 次のとおり、①②③④の支援対象区分があります。①と③の組合せを除く2区分までの申請が可能です。 ①1アール以上のAPハウス等 ②循環扇、加温機などの機械設備 ③中古ハウスの解体・運搬・組立 ④ビニールの被覆	【支援率】 ①②③④=支援対象経費の1/3以内 【負担割合】 延岡市1/3 自己負担2/3 【上限額】 ①=1,500千円 ②=300千円 ③=600千円 ④=300千円(市より支援) 【加算額】 ・中間地域(旧南方村※市街化区域を除く) 算出支援額の5%加算 ・過疎地域(旧南浦、北方、北浦、北川) 算出支援額の10%加算 ※加算額については、市のみ支援	令和4年1月31日まで	無 ※予算の範囲内		4
	産直農産物生産振興事業	【支援対象者】 市内農産物直売所で農産物の販売を行う生産者 【支援対象経費】 産直農産物の新品目導入や作型調整による交流品目から地元産への転換を目的とした農産物生産者に対して必要資材等の支援を行う。 【チャレンジ型】 ・既に農業に従事した者が、新たな作物を導入する場合 【農業始動型】 ・農業を始めようとする者が、栽培技術研修等を経験して、作物を栽培する場合	【支援率】 ・チャレンジ型=1/2以内 ・農業始動型=2/3以内 【支援対象品】 ・種苗費、薬剤、肥料代、ビニールトンネル・マルチ資材等	令和4年3月中旬まで	無 ※予算の範囲内	農業畜産課 0982-22-7018 http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp	4
	のべおかの特産品販路開拓・開発支援事業	【支援対象者】 市内に住所を有し、かつ、市税の滞納がなく、以下のいずれかに該当するもの (1)本市の認定農業者又は認定を受ける見込みのある農業者 (2)認定新規就農者 (3)市内の漁業協同組合の組合員 (4)農業法人 (5)3戸以上の農林漁業者で構成された団体 (6)市内で生産された農林水産物を活用した商品の開発に取り組む連携体	【補助対象経費】 6次産業化・農商工連携に取り組む際の加工設備等の導入に伴う経費や、商品開発、販路開拓、販売促進等に係る経費の一部、または本市の特産品となる農林水産物の販路開拓等に係る経費の一部 【補助率及び限度額】 ①特産品加工設備等補助(ハード) 補助率:対象経費の2/3以内 限度額:2,000千円 ②特産品販路開拓等補助(ソフト) 補助率:対象経費の2/3以内 限度額:200千円	随時 ※事前相談が必要	無 ※予算の範囲内		4
	環境にやさしい農業等普及支援事業	【支援対象者】 次の要件をすべて満たすもの (1)市内に住所を有するもの (2)市内で農林産物を生産する個人若しくは個人が共同管理により生産を行う任意組織又は法人であること。ただし、補助対象者が組織の場合は、対象とする農林産物に係る統一的な生産出荷基準を定め、当該基準の遵守を管理する事務局を有すること。	【補助対象経費】 ・宮崎県版GAP(以下、「ひなたGAP」)又は国際水準GAP認証取得のために必要な管理用備品等の購入及び検査等に要する経費 ・ひなたGAP認証又は国際水準GAPを活用した販路開拓、販売戦略、販売促進等に要する経費 【補助率及び限度額】 補助対象経費の3分の2以内の額で、申請した年度において上限を100千円とする	随時 ※事前相談が必要	無 ※予算の範囲内		4
小林市	後継者支援事業	○市内在住若しくは移住見込みの者 ○年齢要件18歳～55歳まで。 ○農業次世代人材投資資金と同時受給不可。 ○三親等以内の親族であって市内において専業で農業を営むものから、その経営を継承することが見込まれる者 ○年200日以上かつ、1,600時間以上の農作業に従事する者 ○本人及び継承する親族が市税等滞納していないこと。 ○令和2年4月1日以降に継承予定農家に就農している方、又は予定の方 ○申請した日の時点で、継承予定農家の前年度の農業所得が市長が別に定める額以下である者	○農業後継者として市に認定された者に、支援を行う。 ○就農時に1回限り1,000,000円	令和3年6月1日から6月30日まで 令和3年12月1日から12月28日までの年2回	10人	農業振興課 0984-23-0300	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

宮崎県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
日向市	日向市農業施設付帯設備設置促進対策事業	日向市に住所を有していること。 市税、国民健康保険税を滞納していないこと。	農業施設の付帯設備を設置する際の事業費を補助(補助対象経費の1/3以内、個別に補助対象経費の限度額を設定)	随時	予算の範囲内		9
	農業人材投資事業	①就農時の年齢が原則50歳未満かつ平成31年4月以降に農業経営を開始した者。 ②国の農業次世代人材投資事業(経営開始型)の交付対象でない者。 ③農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。 ④農業経営開始5年以内に、定められたとおり付加価値額の拡大を行うこと。 ⑤青年等就農計画の認定または経営改善計画の共同申請の認定を受けた者、または認定が確実と見込まれる者。 ⑥県や市町村等が実施する研修会等を通じて技術向上に努めること。 ⑦原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けておらず、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。 ⑧園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入が確実と見込まれること。	(内容) 農業後継者等に対し、就業初期に係る運転資金、基盤整備費及び生活費等に活用できる使途を限定しない資金を交付する。 (補助率等) 県より1/3以内、市より2/3以内を補助。ただし、補助額の上限は1人当たり50万円、夫婦型の場合は75万円。	随時	予算の範囲内	農業畜産課 0982-66-1027	9
串間市	きりり輝く！若い農業者就業促進事業	(対象者) 次の項目全てに該当する者。 ①認定新規就農者であること。 ②国の農業次世代人材投資資金と重複受給がないこと。 ③市内在住者であること。 (条件) 5年以上営農を継続しなかった場合は、補助金の返還となる。	(内容) 新規就農者や農業後継者が、安定した農業経営を図るために必要な経費を補助し、新規就農者の定着を図る。 (助成額) ○補助上限150万円(1回限り)	通年	9名		
	農業にやさしいまち事業	(対象者) 次の項目全てに該当する者。 ①応募時点で、3大都市圏をはじめとする都市地域等に置く者で、任用日以降に串間市へ住民票を移動させて移住できる方 ②心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方 ③地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、地域を元気にするために精力的に活動できる方 ④最長3年間の活動期間終了後も串間市に定住し、就業・起業する意欲のある方 ⑤パソコン(ワード、エクセル、SNSなど)を日常的に利用されている方 ⑥普通自動車運転免許を取得(採用までに取得見込みも含む)できる方 ⑦市の規則等を遵守し、職務命令に従うことのできる方 ⑧上記に関わらず、地方公務員法第16条の欠格事項に該当する場合は応募することができません。	(内容) 地域おこし協力隊として、農業者及び農業法人への農作業等の営農支援や、農業活動や研修活動を通じ、農業経営を展開するためのノウハウの修得や、就農による定住への支援を図る。 (地域おこし協力隊として、最長3年間雇用) ※現在、令和2年1月から令和4年12月までの地域おこし協力隊を2名採用しており、令和3年度中に1名が就農予定。令和3年度採用者について募集予定。	通年	2名	農業振興課 0987-72-1111 <a href="http://www.city.kushima.lg.jp">http://www.city.kushima.lg.jp</a>	4
西都市	農業実践研修支援事業	西都市外から転入し、本市で実践的な農業研修を行う新規参加者で、以下の要件を満たす者。 ・申請日において転入日から1年を経過しない者 ・本市の先進農家において実践的な研修を連続して半年以上受ける者 ・研修終了後、本市で農業経営を開始することが確実に見込まれる者	研修期間中の助成として、以下のとおり支給する。 ・助成額: 3親等以内の親族と同居していない場合:5万円/月 3親等以内の親族と同居している場合:3万円/月 (夫婦の場合、1.5を乗じた額) ・助成方法:3か月毎に支給 ・助成期間:最長2年間	特に定めなし		農林課 農業創生係 0983-43-0382 <a href="http://www.city.saito.lg.jp">http://www.city.saito.lg.jp</a>	3
	新農業戦略事業(親元就業育成支援事業)	・市内に住所を有する個人で市税等の滞納がないこと。 ・概ね45歳未満かつ農業次世代人材投資事業(旧青年就業給付金も含む)のうち経営開始型の交付を受けていない者 ・農業後継者で、親元等就農後5年を経過していないこと。	農業後継者の資機材導入に要する経費を対象とし、補助対象経費の1/2以内を助成する。(上限20万円)				4
	施設園芸振興対策事業	市内に住所(主たる事務所)を有し、市税等の滞納がない認定農業者又は認定就農者(認定新規就農者)	①中古ハウス導入事業 中古ハウスの導入(解体、移設等)に要する経費を対象とし、補助対象経費の1/5以内又は対象ハウス面積100㎡あたり2万円のいずれか低い額を助成する。上限100万円。 ②ハウス補強等事業 ハウス本体の補強、修繕及び改修に係る要する経費を対象とし、補助対象経費の1/4以内を助成する。上限20万円。ただし補助対象経費が5万円以上のものに限る。 ③施設園芸省エネルギー設備導入事業 ヒートポンプ・内張2層・循環扇・多段式サーモを対象とし、補助対象経費の1/5以内を助成。		随時	農林課 園芸特産係 0983-32-1003 <a href="http://www.city.saito.lg.jp">http://www.city.saito.lg.jp</a>	4
	新農業戦略事業(環境整備事業・研修事業)	市内在住の農業者3経営体以上で作る組織 ①整備事業:認定農業者2経営体以上もしくは認定農業者1経営体以上と認定新規就農者1経営体以上または農事組合法人 ②研修事業:認定農業者1経営体以上	①整備事業 ・内容:施設機械の共同整備。新品目の導入を目的とした種苗・資材の共同購入。 ・補助率:補助対象経費の1/2以内。 (新技術導入にあたっては上限100万円、それ以外は上限50万円) ②研修事業 ・内容:生産・出荷・加工・販売の技術向上、効率化、新品目の導入を目的とした研修等の共同事業。 ・補助率:補助対象経費の1/2以内。 (上限20万円)			農林課 農政企画係 0983-43-0382 <a href="http://www.city.saito.lg.jp">http://www.city.saito.lg.jp</a>	①4 ②3

支援分野の内容は、1. 就業相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他

宮崎県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
えびの市	新規就農者定住促進事業	(対象者) ○市内在住若しくは移住見込みの者で、住居等の生活支援を実施。 ○年齢要件18歳～55歳まで。 ○就農計画(5年間の計画)を作成し市の認定を受ける。  (条件) ○農業次世代人材投資資金と同時受給不可。 ○親族(三親等以内の親族)から農業経営の全部又は一部を継承し新規就農するものでない者、又は親族に農業経営を行っているものがない者	新規就農者としてえびの市に認定された者に、生活・住居支援を行う。 ○月額100,000円/1人×12月=1,200,000円(3年間)	通年			4.9
	農業後継者規模拡大支援事業	(対象者) ○年齢要件18歳以上55歳未満の者 ○就農計画(5年間の計画)を作成し市の認定を受ける。 ○市内に住所を有する者  (条件) ○農業次世代人材投資資金と同時受給不可。 ○補助の対象となる事業は、補助対象者の農業経営規模若しくは農業所得の1割以上の拡大又は経営コストの削減に必要となるもの。	意欲ある農業後継者の機械導入、施設建設、母牛導入等の規模拡大に必要な取組の支援を行う。 ○補助金の上限額は、交付期間内において400万円とし、補助金の額は事業費の2分の1又は400万円のいずれか低い額とする。	通年	予算の範囲内	畜産農政課 0984-35-3744 http://www.ebino-syunou.jp/	4
	農業継承準備研修生補助金	(対象者) ○市外から移住し、就農しようとするもの ○継承する農家において、短期研修(1週間以上)、中期研修(1月以上)及び長期研修(1年以上)を行ったもの	(研修生への補助) ①短期研修滞在費助成 6,000円×10泊 ②中期研修滞在費助成 6,000円×10泊+3,000円×80泊 ③長期研修滞在費助成 月額20万円(配偶者・扶養親族有りの場合) ※単身者の場合は月額15万円 ※農業次世代人材投資事業対象者(準備型)は差額を支給 (研修生受入期間中の指導に伴う補助) ①短期研修生受入…10,000円 ②中期研修生受入…30,000円 ③長期研修生受入…30,000円		通年		
三股町	施設園芸振興対策事業	(対象者) 次のいずれかを満たす者 ・三股町に居住する農業者 ・三股町に住所を有する農業団体	(概要) 施設園芸振興のためのビニールハウス及び付帯機械等の整備費補助  (補助額) 補助対象経費の4分の1以内(上限250万円/戸)。ただし、新規就農者が以下に記載するものを導入する場合は2分の1(上限250万円/戸のうち100万円まで) 中古ハウス(単棟強化ハウス・APハウス2号改良型・中期展強強化ハウス・硬質ビニールハウス)または簡易型補強ハウス	前年度の7月頃までに要相談	予算の範囲内	農業振興課農政企画係 0986-52-9086	4
	農業人材投資資金	(対象者) 次の要件を満たす者 ・三股町に住所を有している方 ・50歳未満の方 ・農業後継者等 ・農業次世代人材投資事業の対象外の方 ・三股町農業次世代人材投資事業経営開始型審査委員会において青年等就農計画若しくは経営改善計画の共同申請の認定を受けた者	(概要) 農業後継者等の就業意欲の喚起及び就農の定着を図るための資金  (交付額) 1人100万円とし、夫婦の場合は150万円	通年	予算の範囲内		4
高原町	きばる高原町の園芸農家情熱的活力支援事業(園芸作物基盤強化支援事業)	(対象者) 新規就農者、農業後継者、農業法人、営農集団及び任意団体(JAの部会等)	(対象取組) 園芸に対する機械導入費やハウス施設整備に係る経費(部会等で取組む場合に限り、生産向上を目的とする資材の導入も対象) (補助率) 1/3以内(上限500,000円)	随時募集	予算内	農畜産振興課 0984-42-5132	4
	きばる高原町の園芸農家情熱的活力支援事業(園芸作物基盤強化支援事業)	(対象者) 認定農業者、今後経営改善計画の認定を受ける意思のある方	(対象取組) 園芸に関する機械導入費やハウス施設整備に係る経費 (補助率) 1/4以内(上限200,000円)				4
	きばる高原町の園芸農家情熱的活力支援事業(園芸用ハウス新設、移設支援事業)	(対象者) 畑かん受益地でのハウス新設または畑かん受益地へのハウス移設を行う園芸作物生産者	(対象取組) 園芸用ハウスの新設、移設に係る経費 (補助率) 1/3以内(上限500,000円)				4
	高原町農業人材投資事業	交付対象者 ・高原町に住所を有している方。 ・18歳以上50歳未満の方。 ・農業後継者等 ・農業次世代人材投資事業の対象外の方。	就業し、要件を満たした段階で100万円を交付。	通年		農政林務課 0984-42-5134	4
	農業短期研修生滞在費助成事業	交付対象者 ・高原町内でためし就業された方。	宿泊費の1/2を最大10日間助成。 1日当たり7,000円×1/2	通年			3
農業短期研修生受入農家謝礼	交付対象者 ・高原町内でためし就業を受け入れた農家に対する謝礼。	1日10,000円×受け入れ日数	通年			6	

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

宮崎県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
国富町	農業担い手育成対策事業	JA出資型法人(有)ソレイワームみやざき中央が実施する新規就農研修事業に対し費用の一部を助成する。	【研修生受入助成】 対象者:JA出資型法人において農業研修を行う研修生に対し、生活費を助成(10万円/月町5万円、JA5万円) ※農業次世代人材投資事業準備型の対象者は除く  【研修指導者助成】 対象:研修講師の人員費助成	7月頃(それ以降は要相談)	予算の範囲内	農林振興課 0985-75-3609	3
	未来を拓く就農者育成支援交付金事業	国等の制度事業要件を満たさない状況で、町内に新規就農する者に対し支援。	親元就農(※1) 20万円×3年=60万円 親元から独立(継承) 20万円×3年=60万円 新規独立自営就農(※2) 40万円×3年=120万円 ※1 交付申請前1年以上の就農経験要 ※2 1年以上の営農研修経験要	通年	予算の範囲内		4
綾町	新規就農者確保・育成支援事業	JA綾町が実施する新規就農研修事業に対し費用の一部を助成する。	【研修生受入助成】 対象者:JAトレーニングハウスにおいて農業研修を行う研修生に対し、生活費を助成(3万円/月) ※農業次世代人材投資事業準備型の対象者は除く	6~7月頃(それ以降は要相談)	2名程度		2.3
	新規就農者等施設ハウス整備事業	新規就農者等	離農による空きハウスでの就農を推進するとともに施設ハウスの集約化を目的としたエリアに移設することで空きハウスと農地の有効利用を図る。 空きハウス整備 1,000,000円/10a×1/2 空きハウス移設 2,000,000円/10a×1/2	通年	予算の範囲内	農林振興課 有機農業振興係 農政係 0985-77-0100 <a href="https://www.town.aya.miyazakijp">https://www.town.aya.miyazakijp</a>	4.7
	新規就農者受入支援交流施設	新規就農者	新規就農者の住居確保及び交流のための施設 単身 18,000円/月額 家族 30,000円/月額	通年	—		8
高鍋町	新規就農者支援事業	①高鍋町内に居住する認定新規就農者又は親元就農者(新規) ※新規就農から5年目までの方  ②高鍋町内に居住する認定新規就農者 ※新規就農から3年目までの方	①農業用機械、農業用施設の取得に係る経費の1/2を補助 (新規就農者は上限100万円、親元就農者(新規)は上限30万円) ※1経営体につき2回限り  ②利用権設定をした農地の借地料を補助(上限年額10万円)	随時	—		4
	農業後継者親元就業支援事業	高鍋町内に居住し、かつ、平成31年4月以降に営農を開始し、将来営農を引き継いで農業経営者になろうとする後継者。  ※50歳未満で3親等以内の親族 ※農協青年部等に所属すること ※特別な理由がない限り、経営後2年以上継続して営農すること ※認定新規就農者又は共同申請により認定農業者の認定を受けていること ※農業次世代人材投資事業の交付対象者の要件を満たさないこと	年額100万円支援(夫婦が共同経営者であることが規定されている家族経営協定を締結している場合は、夫婦で150万円)  ※交付期間は当事業承認日より1年間とする ※後継者1人につき1回限り	通年	—	農業政策課 0983-35-4977 <a href="http://www.town.takanabe.miyazakijp">http://www.town.takanabe.miyazakijp</a>	4
新富町	新富町就農支援交付金	交付対象者は、専業農家(法人を含む。)の後継者(現農業経営者1人につき交付対象後継者は、1人とする。)又は新規就農者(親元から独立し、主宰権を持っている場合を含む。)で、次の各号の要件を満たすものとする。  (1) 就農時において、年齢が55歳以下であり、営農への強い意欲を有していること (2) 農業次世代人材投資事業(経営開始型)の助成対象でないこと。 (3) 5年以上の就農期間が見込めること。 (4) 平成20年4月以降に就農した者であること。 (5) 新富町に住所を有していること。 (6) 新規就農者、後継者及び現農業経営者に町税及び町への納付金等の滞納がないこと。	就農支援のための交付金である。交付金の額は、予算の範囲内において、就農時に、50万円を交付する。	通年	予算内	産業振興課 0983-33-6034 <a href="http://www.town.shintomi.miyazakijp/">http://www.town.shintomi.miyazakijp/</a>	4
西米良村	西米良村農林業後継者就業奨励金交付事業	本村に住民票を有し、かつ、本村に生活の根拠を有する満45歳以下の者で、次の各号の一に該当すると認められた者という。 (1) 農林業後継者として就業し、主として農林業で生計を営む者 (2) 新たに農林業に就業し、主として農林業で生計を営む者 (3) 後継者として村長が特に認めた者	農林業後継者・新規就農者に対し、後継者就業奨励交付金を支給し、農林業後継者の定着化と、本村の農林業の振興を図ることを目的とする。  奨励金として100万円を交付する。	随時	—	農林振興課 0983-36-1111	1.3.4

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

宮崎県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
	小型農業機械等導入支援事業	(1)人・農地プランに位置づけられた中心経営体 (2)認定農業者又は認定新規就農者 (3)販売農家(前年中住民税申告における農産物販売額50万円以上の農家) (4)現在研修中で助成の対象となる年度内に就農する者 (5)上記に該当する者で75歳以上の者については後継者がいること	10万円以上200万円以下の小型機械導入支援。 補助率 ①第1期支援事業を活用したことがない農業者の場合1/3以内。 ②第1期支援事業を活用したことがある農業者の場合1/4以内。 申請は1個人1回のみ。 汎用性の高い軽トラ等の車両類、トラクター、コンバイン等は補助対象外。 対象となる機械等、詳しい内容は産業振興課まで要相談。	令和2年度～4年度	予算の範囲内		4
木城町	木城町施設園芸再編事業	支援対象者 木城町に住所を有する者で、次のいずれかに該当する者 (1)人・農地プランに位置付けられた中心経営体 (2)認定農業者及び認定新規就農者 (3)販売農家(前年中住民税申告における農産物販売額が100万円以上の農家をいう。) (4)現在研修中の中で、助成の対象となる年度内に就農する者 (5)JA児湯施設園芸部会木城支部会員である者 条件 (1)低コスト耐候性ハウスまたはAP2号改良型ハウスを基本とし、AP及び単軌等パイプハウスについては、関係機関協議の上認めるものとする。 (2)次のア～エの条件を満たすものであること。 ア 整備事業が事業実施年度内に完了すること イ 整備後、農業共済等の保険制度に加入すること ウ 高軒高ハウス又はガラス温室でないこと エ 町税等の滞納がないこと	①新設・更新事業 業者委託 補助率1/3以内 上限350万円/10a 自力施工 補助率1/2以内 上限350万円/10a ②ハウス強化事業 補助率1/2以内 100万円/10a ③ハウス増築事業 業者委託 補助率1/3以内 300万円/10a 自力施工 補助率1/2以内 350万円/10a ④ハウス移設事業 補助率1/3以内 100万円/10a 自動開閉装置、循環扇、自動灌水設備、加温機、炭酸ガス発生装置等環境制御技術、ヒートポンプ、養液培土設備等は補助対象外。 詳細は、産業振興課農林係まで要相談。	令和元年度～3年度	予算の範囲内	産業振興課 0983-32-4739 <a href="http://www.town.kijo.lg.jp/">http://www.town.kijo.lg.jp/</a>	4
	木城町新規就農者支援事業	(1)農業人材投資事業 ①～⑩の全てを満たす者 ①木城町に住所を有する ②町税等に未納がないこと ③令和2年4月以降に農業経営を開始している ④国の農業次世代人材投資事業(経営開始型)の交付対象者の要件を満たさない ⑤原則、農地の所有権又は利用権を有する ⑥経営開始5年以内に付加価値額の拡大を行う ⑦新規就農者又は認定農業者の共同申請の認定を受けている ⑧農業関係組織へ加入している ⑨失業手当など国の他の事業による給付を受けておらず、かつ、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でない ⑩園芸施設共済引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に参加すること  (2)機械導入・施設整備等支援事業 ①～④の全てを満たす者 ①木城町内に住所を有する ②町税等に未納がない ③令和2年4月以降に農業経営を開始している ④令和5年3月31日までに新規就農者の認定又は認定農業者の共同申請の認定を受けている	(1)農業人材投資事業 就農初期に係る運転資金、基盤整備費及び生活費等に活用できる使途を限定しない資金を交付する事業 交付額:100万円×1年間(夫婦で農業経営を開始する場合は150万円)  (2)機械導入・施設整備等支援事業 農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の導入支援等事業 ①事業内容ごとに税抜き価格50万円以上である ②残存耐用年数5年以上のもの。ただし、中古の場合は、残存耐用年数2年以上で、個人売買は不可 ③汎用性の高いものである場合には、農業経営の用途以外の用途に使用しないこと ④国、県、町等の他の補助事業と重複しないこと 補助率:事業費の2分の1以内。補助上限は200万円	(1)令和2年度～4年度  (2)令和2年度～6年度	予算の範囲内		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

宮崎県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
川南町	川南町新規就農者支援事業	新規就農者等(JA尾鈴新規就農者確保・育成・支援事業実施要領により認定を受けた者)で、国や県からの補助金等(農業次世代人材投資事業(準備型))を受けていない者	就農のための研修に関する経費	毎年2月から3月	若干名	産業推進課 0983-27-8011	3
	川南町農業後継者支援給付金(令和元年度開始分)	後継者のうち次の各号の要件を満たすものとする。 (1)就農時において、50歳未満の者で、営農への強い意欲を有していること。 (2)国の農業次世代人材投資事業(経営開始型)の助成対象者でないこと。 (3)5年以上の就農期間が見込めること。 (4)平成31年4月以降に就農した者であること。 (5)就農後も町に住所を有することが見込めること。 (6)後継者及び現農業経営者に町税の滞納がないこと。	150万円/年を給付する。	毎年2月末まで	予算の範囲内		4
	新規就農生活支援助成金	農業研修を受ける者のうち次の各号の要件を満たすものとする。 (1)農業次世代人材投資資金【準備型】の対象者 (2)研修終了後も川南町内に居住すること。 (3)町内の民間住宅の賃貸借契約をしていること。	研修期間中の生活を支援するため最長2年間助成金を交付する。 助成額 月額50,000円。ただし夫婦の場合は月額75,000円	毎月末	予算の範囲内		8
都農町	都農町農業振興対策事業	町内に住所を置き、町内において農業を営営する認定農業者又は認定新規就農者が対象。	①農業用ハウスの新設・更新・改修・補修・移設等に係る経費 ②畜舎関連施設の新設・更新・改修・補修に係る経費 ③農業用機械の導入に係る経費 に対し、1/2～1/3以内(メニューによって補助率及び上限の設定あり)の補助を行う。	年に1回要望調査を行う	予算の範囲内	産業振興課 0983-25-5721	4
諸塚村	諸塚村農業後継者育成支援事業	(1)自営農林家の後継者又は新規就農者等で 支援期間は45歳に達した年度まで。 (2)農林業に関わる就労日数が 年間150日以上のある者。 (3)自営農林家一戸に一人。 (4)相互の研鑽を図るため、組織化に取り組む。  自営農林家の後継者及び新規就農者等の社会保障関係掛金の支援を行うことにより、農林業後継者の自立と定住促進を図る。自営農林家とは雇用関係のない家族労働を主体とした農林家とする。  補足 ・農林業を主とした経営(複合経営)が成り立ち、継続できる者 ・自営農林家の後継者で新しく就農する者。 但し、定住し、1年を経過した者。 ・他の事業の支援を得ている者は対象外とする。	(1)国民年金保険料の年額 補助率:10分の6以内 (2)国民健康保険税の年額 (自営農林家の家族の人数で除した額) 補助率:10分の6以内	通年	定めなし	産業課 0982-65-1128	9
椎葉村	立体園芸振興用ハウス等設置事業補助金	年齢要件は無し。村内在住(住民票あり)の農業者が対象。	農業生産施設(ビニールハウス等)については、2/3以内の補助。 農業用機械については、1/2以内の補助。 (園芸で使用する機械のみ) ※支援は翌年度	毎年秋頃	特に決まっていない	農林振興課 0982-67-3206 http://www.vill.shiiba.miyazaki.jp/	9
	遊休ハウス解消事業費補助金	・年齢要件は無し。村内在住(住民票あり)の農業者が対象。 ・3親等以内の親族が所有していたハウスでないこと。 ・他事業により助成がないこと。	遊休ハウスの改修及び移転整備に係る経費に 対して補助。 認定新規就農者・認定就農者 補助率 1/2 1,000千円限度 認定農業者 補助率 1/3 1,000千円限度	毎年秋頃	特に決まっていない		9
	椎葉村就農サポートセンター【秘境de農業】	Uターン、Iターンし新たに就農しようとする者	・農地及び農業施設のリース相談窓口 ・離村者の農地・家屋等に関する相談 ・農業体験事業 ・その他就農に関する相談窓口	随時	特に決まっていない	地域振興課 0982-67-3203 http://www.vill.shiiba.miyazaki.jp/	1,2,3,6,7,8

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

宮崎県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
美郷町	新規就農給付金事業	美郷町に住所を有していること。 本人及び世帯員等が町税、国民健康保険税及び使用料等を滞納していないこと。 就農時の年齢が、原則50歳未満であること 原則として生活費の確保を目的とした国の事業及び町の他の事業による給付等を受けていないこと。 次のいずれにも該当しないこと 1 暴力団 2 暴力団員 3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 4 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者	農業次世代人材投資資金受給者 月額5,000円(経営開始後3年間) 農業次世代人材投資資金未受給者月額130,000円(経営開始後3年間) 認定農業者等である親元に就農している者 月額30,000円(就農後2年間)	随時	—	農林振興課 0982-66-3605 <a href="http://www.town.miyazaki-misato.lg.jp">http://www.town.miyazaki-misato.lg.jp</a>	4
	新規就農基盤整備対策事業	美郷町に住所を有していること。 本人及び世帯員等が町税、国民健康保険税及び使用料等を滞納していないこと。 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であること。 就農時又は就農後3年以内であること。 研修機関等において、概ね1年かつ概ね1,200時間以上の研修を受けていること。 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始すること。 農業用施設整備事業、林業用施設整備事業及び機械整備事業にあっては、親等から経営を継承していないこと。ただし、親等とは別の経営を行う場合又は町長が認める場合は、この限りでない。	農地を賃借する場合は、賃借料を5年間補助(補助率1/3以内) 農業用施設を整備する場合の事業費を補助(事業費の2/3以内、限度額2,000万円) 農業用施設を整備する場合で、JAリース事業を活用する場合はリース料を補助(補助率2/5以内) 農業用施設を整備する場合で、農業振興基金等を活用する場合は、償還金を補助(補助率2/5以内) 20万円以上の機械を整備する場合の事業費を補助(補助率2/3以内、限度額1,000万円)	随時	特に決まっていない		4,7
高千穂町	高千穂町新規就農支援事業	農業経営を開始して5年以内の者 年齢制限なし	農業経営を開始した農業者に対して支援金を交付(120万円/年、親元就農者に関しては60万円/年)	通年	予算の範囲内	農林振興課 農業振興係 0982-73-1208 <a href="http://www.town-takachiho.jp/">http://www.town-takachiho.jp/</a>	4
日之影町	ひのかげ就農奨励金交付事業	町内居住者やUターン者等の新規就農者 ①5年以上の農業経営を続けていく意思と条件を有する者 ②年間100日以上の農業従事が見込まれる者であって年齢が15歳以上65歳未満の者 ③過去に就農奨励金等の交付を受けたことがない者など	奨励金 100万円 ※夫婦の場合 150万円 但し、5年以内に離農した場合は、期間の区分による返還措置あり。	通年	予算内	農林振興課 0982-87-3804 <a href="http://www.town.hinokage.lg.jp/">http://www.town.hinokage.lg.jp/</a>	4
五ヶ瀬町	五ヶ瀬町新規就農者支援事業	①農業経営を開始して原則5年以内のものであり、かつ今後5年以上の農業経営を続けていく意思と条件を有する者。 ②年間120日以上の農業従事が見込まれる者であって、年齢が15歳以上概ね65歳以下の者。 ③過去に新規就農補助金等の交付を受けたことがない者。	農業経営を開始した農業者に対して最大3年間支援金を交付(最大60万円/年)	通年	予算の範囲内	農林課 0982-82-1705	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他



鹿児島県								
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野	
鹿児島市	新規就農者支援対策事業	・市内に在住する18歳以上70歳未満の者	○農業体験講座 農業の基本的な知識や技術を都市農業センターで学ぶ、半日間の講座	年3回	各10名	農政総務課 099-216-1515 http://www.city.kagoshima.lg.jp/	2	
	新規就農者支援対策事業	就農希望者で次の条件を満たす者 ・市内に在住する18歳以上70歳未満の者 ・将来、本市で就農することを目標としている者	○かごしま市民農業塾 就農希望者が、将来本格的な就農に必要な知識や技術の習得を図る研修	年2回	各5名		2	
	新規就農者支援対策事業	就農希望者で次の条件を満たす者 ・市内に在住する18歳以上50歳未満の者 ・研修終了後、本市内で農業経営に従事し、これを生業とする意欲のある者 ・研修の全課程に参加可能である者	○基礎研修 就農が現実的になってきた者に対し、営農に必要な基本的技術及び知識を都市農業センターで習得する3ヶ月間の研修	随時	3名		2	
	新規就農者支援対策事業	就農希望者で次の条件を満たす者 ・市内に在住する18歳以上50歳未満の者 ・研修終了後、本市内で農業経営に従事し、これを生業とする意欲のある者 ・研修の全課程に参加可能である者	○先進農家研修 就農が現実的になってきた者に対し、営農に必要な実践的な技術や経営ノウハウを市内の先進農家で習得する3ヶ月間から6ヶ月間の研修	随時	2名		2	
	新規就農者支援対策事業	新規就農者で所定の条件を満たす者	○新規就農者の経営開始初期の経営安定を図るため、生産施設(ビニールハウス)の設置及び農業機械等の購入補助を行う。(補助率)4分の3以内(限度額250万円)	—	—		予算の範囲内	4
	鹿児島市農林漁業振興資金	新規就農者で所定の条件を満たす者	○新規就農者が、営農を開始するにあたり必要な資金融資(融資・農協等、利子補給:市)貸付限度額 1,500万円 償還期間 15年以内 (うち据置,3年以内)	—	—		—	9
	園芸振興事業	新規就農者等の団体で所定の条件を満たす者	○園芸作物の生産安定と品質向上を図るためビニールハウス等の施設設置経費に対して助成する。 (補助率)3分の1以内	—	—		予算の範囲内	生産流通課 099-216-1340
日置市	研修等事業	就農希望者で次の条件を満たす者 ・市が指定した研修農場で研修すること ・市内に住所を有すること ・年齢が50歳以下の者 ・指定する就業計画の認定を受けた者 ・日置市内で継続して就農すること ・概ね500万円以上の自己資金のある者	<研修作物> 施設:アスパラガス、ソリダゴ、ミニトマト <研修内容> 農業公社や指定農場で、研修作物の栽培管理や農業技術を2年間研修する。 2年目は、独立採算方式とし、農地の確保や就業計画の作成など就農準備を行う。	随時	若干名	日置市農業公社 099-245-1700 農林水産課 099-273-8870 nousei@city.hioki.lg.jp	2	
	農林漁業新規就業支援事業	就農希望者で次の条件を満たす者 ・市内に住所を有すること ・年齢が50歳以下の者 ・指定する就業計画の認定を受けた者 ・日置市内で継続して就農すること ・概ね500万円以上の自己資金のある者	○研修期間(2年を限度)、次の支援金を支給する。 ・単身者:月額12万円、夫婦:月額18万円 ○研修期間中、家賃を払っている場合月額15,000円を限度として支給する。	随時	若干名		3	
	農林漁業後継者就業支援事業・就業祝い金	新規就農者で次の条件を満たす者 ・市内に住所を有すること ・年齢が50歳以下の者 ・指定する就業計画の認定を受けた者 ・日置市内で継続して就農すること	○就業祝い金50万円を交付する ○1年間を限度に支援金を交付する(市内経営基盤のある者) ・単身者:月額10万円、夫婦:月額15万円	随時	若干名		4	
	農林漁業新規就業住宅改修支援事業	・新規就農者が居住を希望する借家及び取得した家屋 ・借家の場合、所有者の承諾と5年以上の賃貸契約	住宅の改修経費の内100万円を限度として助成する。	随時	若干名		8	
いちき串木野市	新規就農者支援金	新規就農者で次の条件を満たす者 ・新たに専門的に就農した者で、販売農家(経営面積が30a以上又は、農畜産物販売金額が50万円以上の農家)であること。 ・市内に住所を有し、かつ、生活の根拠を有する者であって、おおむね55歳以下である者。 ・実践的な農業経営を1年以上経験し、今後も継続的に就農する意思がある者。	1人につき1回限り、支援金50万円を給付する。ただし、夫婦ともに就農する場合(共同経営者であることが明確である場合)は、夫婦あわせて75万円を給付する。	随時	予算の範囲内	農政課 0996-21-5121 http://www.city.ichikikushikino.lg.jp/	4	
三島村	定住促進対策事業	新規就農者で次の条件を満たす者 ・定住申込書を受理した日に、世帯の代表者が年齢55歳以下の者。	○支度金として、フェリーみしまの航送料か、100,000円のいずれか低い額を支給 ○報償として一定額又は子牛1頭を支給 ○助成金として、①一人世帯月額85,000円以内、②2人世帯(配偶者を含む)月額100,000円以内、③第1子は20,000円、第2子から一人につき10,000円を加算する	随時	若干名	定住促進課 099-222-3141 http://mishimamura.com/	9	
十島村	十島村就業育成事業	農業等にに従事する者で、次の条件を満たす者 ・転入日から2年経過しない者 ・満18歳以上から満66歳未満の者	十島村内において、農林水産業等に従事した日数に応じて奨励金交付 後継者及び新規参入者(最大5年間) 単身従事・・・1日5千円～7千円以内 家族従事・・・1日8千円～1万円以内 体験希望者(3か月限度) 単身従事・・・3千円以内 家族従事・・・5千円以内	随時	若干名	地域振興課産業振興室 099-222-2101 http://www.tokarajp/	4	

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

鹿児島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
枕崎市	農業人材育成事業	就農希望者で次の条件を満たす者 ・枕崎市内に住所を有し(又は有することが見込まれ)、市内で就農する者で農業従事日数が年間150日以上見込まれ、申請時点で18歳以上50歳以下であること。	○ファームサラリーの支援 ・新規参入者(研修):月額15万円(12ヶ月を基本とし24ヶ月を限度とする) ・就農後継者:年額12万円(祝い金とい一括払い) ・新規参入者:単身:月額15万円、夫婦:月額20万円(12ヶ月を限度とする)  支援終了後5年間就農した場合、返還免除	随時	制限なし	農政課(特産振興係) 0993-72-1111(内線333)	3, 4
	農業後継者育成対策事業	就農希望者で次の条件を満たす者 ・枕崎市内に居住し、3親等以内の親族の農業経営を継承することが見込まれる者 ・年間200日以上農作業に従事し、就農開始時に50歳未満である者。	・1人当たり月額10万円とし、交付開始から1年間とする。  (交付期間終了から2年以上農業に従事すること)	随時	予算の範囲内		4
指宿市	農業後継者就農奨励金	新規就農者で次の条件を満たす者 ・指宿市内に住所を有し、新たに専業として就農した者 ・就農時40歳以下の者 ・基準日(10月末日)時点で就農後1年が経過した者	1人当たり5万円の奨励金を支給する	基準日(10月末日)から1ヶ月以内で指宿市農政課が指定する日まで	対象者数による	農政課(農地プラン推進室推進係) 0993-22-2111(内線725) <a href="https://www.city.ibusuki.lg.jp/">https://www.city.ibusuki.lg.jp/</a>	9
南さつま市	(公社)南さつま市農業公社農業担い手育成研修事業	就農希望者で次の条件を満たす者 ・農業で自立しようとする意思と能力を備えている者で、南さつま市農業公社での研修後も引き続き、南さつま市金峰地区に居住する者。 ・概ね50歳未満の者 ・独身者は概ね35歳以下の者 ◇新規参入者:農業外の仕事に従事していた者が新たに就農すること ◇新規就農者:新規学卒者(就学していた者が新たに就農すること)、Uターン者(他産業に従事していた農業後継者)	研修期間及び手当 ◇新規参入者 2年 独身及び単身研修:月額10万円 夫婦研修:月額15万円 ◇新規就農者 1年 独身研修:6万円 ◇その他 住宅・農地の斡旋	通年	若干名	公益社団法人南さつま市農業公社 0993-77-3811	2, 3, 4
	南さつま市農村農業人材育成確保事業	新規就農者で次の条件を満たす者 ・南さつま市加世田、笠沙、大浦、坊津地区に居住又は居住しようとする者。申請時において満50歳未満で、年間農業従事日数が150日以上見込まれること。 ◇新規参入者:新たに農業に従事するようになった者 ◇農業後継者:親の経営を引き継ぐため、新たに農業に従事するようになった者	◇新規参入者「ファームサラリー」 支援期間:1年(研修を必要とする場合は2年)  研修期間中の者:月額15万円 単身で就農する者:月額7万円 夫婦で就農する者:月額12万円 ◇農業後継者「就農一時金」 単身で就農する者:24万円 夫婦で就農する者:36万円 (上記金額のうち6万円は、相当額の小農機具)	通年	特になし	農林振興課農政係 0993-76-1602 (内線2516)	3, 4
	南さつま市新規就農者就農研修支援事業	就農希望者で次の条件を満たす者 ・市内に居住し、又は居住しようとする者 ・就農予定年の年齢が、原則50歳未満である者 ・本市で独立・自営就農又は農業経営の後継者として就農を目指す者 ・常勤の雇用契約を締結していない者 ・生活保護、農業次世代人材投資事業など生活費を支給する他の事業による給付を受けていない者	就農に向けて先進農家において研修を受ける者に対して助成金を支給。 ＜研修内容＞ 公益社団法人南さつま市農業公社が認めた先進農家で、農業経営に必要な技術や知識、農家生活、地域との連携等について習得することを目的とする実践研修。 ＜助成金額及び助成期間＞ 月額125,000円以内(年間150万円) 夫婦で研修の場合、月額187,500円以内 助成期間は、1年以内	通年	特になし	2, 3	
南九州市	新規就農者育成確保対策事業	新規就農者又は就農希望者で次の条件を満たす者 ・市内に居住し、住所を有する者 ・年間農業従事日数が200日以上 ・申請時点で50歳以下 ・研修は南九州市顔姪農業開発研修センター、南九州市農業公社に限る。	○新規就農者 後継者:250,000円(一括支給) 新規参入:単身:月額50,000円(1年間) 夫婦:月額80,000円(1年間)  ○新規研修者(2年間限度)月額35,000円 *新規研修については、南九州市顔姪農業開発研修センター、南九州市農業公社等が月額80,000円を負担する。  ○南さつま農協管内は上記以外に下記金額を追加する。 新規就農者 後継者:小農具 新規参入:単身:月額35,000円(1年間) 夫婦:月額60,000円(1年間)	通年	特になし	農政課農政係 0993-36-1111(内線3231)	3, 4
	農業後継者等育成事業	就農希望者で次の条件を満たす者 ・公益社団法人南九州市農業公社で研修する者 ・南九州市で農業経営を希望する農業後継者及び新規就農者等 ・研修期間2年 ・研修中も研修後も市内に居住し、かつ本市に住所を有する者で、引き続き就農できる50歳未満で健康な者	＜研修作物＞ クルマ、キク、その他花き ＜期間＞原則2年 ＜内容＞研修施設で生産技術や経営管理技術を学ぶ。 ＜生活支援＞ 「新規就農者育成確保対策事業」の助成金対象(区分:新規研修者) 住宅 空き家、農家住宅等の斡旋	4月～10月 月末まで	毎年2名程度	公益社団法人南九州市農業公社 0993-56-1111(内線4259)	2, 3, 9
	新規参入者就農支援事業	就農希望者で次の条件を満たす者 ・南九州市顔姪農業開発研修センターで研修する者。 ・義務教育を終了した者で、農業で自立しようとする意欲のある原則50歳未満の健康な男女で、研修終了後は市内で農業に従事する者。 ・新規就農者は500万円以上の自己資金を有すること。	＜研修作物＞施設野菜・施設花き ＜研修期間＞4月1日から2年間 ＜内容＞顔姪農業開発センターにおいて、野菜・切り花農家として自立できるように栽培技術等を研修する。  ・「新規就農者育成確保対策事業」の新規就農者の助成金対象  ・研修期間中研修手当有り (南九州市農業後継者育成協議会より支給)	随時	若干名	南九州市顔姪農業開発研修センター 0993-38-2881	2, 3

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

鹿児島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
薩摩川内市	産地農業後継者支援事業	新規就農者等で次の条件を満たす者 ・事業年度において55歳以下の認定農業者、または認定新規就農者等 ・本市税等の滞納がない者であること	農業機械、農業施設、優良種苗の導入及び小規模基盤整備に係る事業費の2分の1以内	事業実施前年の8月	予算の範囲内		4
	新規就農支援金補助金	就農希望者で次の条件を満たす者 ・生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていない者であること ・本市税等の滞納がない者であること ・認定新規就農者又は薩摩川内市認定新規就農者であること	・新規就農後年額150万円以内 ・夫婦で研修の場合は、年額225万円以内 ・支給期間：最長5ヶ年	新規就農者については、年4回	予算の範囲内		3
	研修事業	就農希望者で次の条件を満たす者 ・薩摩川内市農業公社研修事業研修生 ・本市に住所を有している方(畜産部門はこの限りではない) ・年齢が60歳以下である方 ・研修終了後、当市で5年以上就農することが見込まれる方	(耕種部門) 1年目 基礎研修(経営、簿記、機械、土壌、肥料、気象、農業、病害虫等) 栽培研修(公社ほ場研修及び農家への派遣研修) 2年目 栽培研修(研修生が選択した作物を主に研修) (畜産部門) 鹿児島県畜産試験場における研修を受講  ・就農前の研修者は年額150万円以内 ・夫婦で研修の場合は、年額225万円以内 ・支給期間：最長24ヶ月	12月～1月	5名程度	農政課 畜産課 0996(23)5111 内線4461・4231	2
さつま町	フレッシュファーマー育成事業	新規就農者で次の条件を満たす者 ・本町に定住し、新規に農業経営を行い、将来農業経営基盤強化促進法の規定による農業経営改善計画の認定を受ける意思がある者。 ・年齢は65歳未満 ・本町において農業を主な職業とし、かつ生計の中心として位置づけ、自己努力と自立経営の意欲をもって年間200日以上農業に専従する者で次の要件に該当する者 ○新規参入者:18～65歳未満の町内非農家または町外出身者等で本町に定住し、就農する者 ○後継者:親から独立して新たな作物の経営を開始する者。国等の研修資金借入者	○新規就農者補助金 毎月5万円を1年間(12か月)支給する。 ○就農支援資金償還助成補助金 国等の研修資金償還金に対して償還(就農5年経過後から)に1/2以内を助成。	随時	予算の範囲内	担い手支援室担い手育成係 0996-53-1111	4
	農の里親制度	就農希望者で次の条件を満たす者 ○研修対象者 新規就農希望者であって次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。 (1)研修終了後、町内で就農が見込まれる者 (2)町の住民基本台帳に記録されている者又は研修期間終了までに、町の住民基本台帳への記録の上、町に定住しようとする者 (3)研修開始時における満年齢が、18歳以上55歳以下で農業に積極的に取り組む意欲のある者 ○里親農家 里親農家は、新規就農者の育成及び農業の担い手確保の観点から、研修生に対して理解と熱意を有し、農業技術と指導技術に優れている農業者とし、農業関係機関と協議のうえ研修生の希望する作物に応じて、里親農家を選定する。 里親農家は、研修生が就農により自立できるよう次に掲げる指導を行う。 (1)農業技術の実地指導、助言等を行うこと。 (2)経営管理の指導を行うこと。 (3)その他、社会人として適切な行動ができるよう助言等を行うこと。 ○研修期間等 (1)研修期間は24月以内とする。 (2)一日当たりの研修時間は、8時間以内。 ○研修の内容 (1)農業技術の実地研修 (2)農業に関する講義方式の研修	○里親農家に対する補助金 研修生1人につき 日額3,000円(上限額:月50,000円)	随時	予算の範囲内	さつま町 担い手育成支援室 0996-53-1111	6
阿久根市	新規就農者支援対策事業	50歳未満の施設、園芸による就農希望者で阿久根市内で就農する方	○研修生の受け入れ(鹿児島いずみ農協アグリセンター) ・研修期間:1年間 (8月～翌年7月)予定 ・研修作物:施設野菜等 (ミニトマト等を予定) ・募集人員:若干名(面接試験あり)  ○研修手当 ・研修期間1年間の支援措置 ・研修生1人当たり月額15万円	2月～4月	若干名	①農政課農政管理係 0996-73-1142  ②鹿児島いずみ農業協同組合園芸農産指導課 0996-64-2630(内線242)	2,3
	阿久根市 阿久根市壮年世代新規就農者支援給付金事業	新規就農者で以下の条件を満たす者 ・45歳以上55歳未満で阿久根市に住所を有する意欲ある新規就農者 ・専業として農業を営み、将来にわたり農業経営により生計が成り立つ計画を持つ者 ・農業を始めて1年未満 ・農地、農業機械の所有権又は利用権を有している者 ・本人名義で出荷取引を行っている者 ・農産物等の売り上げや経費の支出などの経営支出を本人名義の通帳及び帳簿で管理する者	本市における農業の担い手を確保・育成するため、農業を始められた方へ給付金を交付し、新規就農を支援します。  給付金の支給 ・交付期間 最長2年 ・給付金額 一人当たり年100万円 (原則として50万円を2回交付)	随時	2人	農政課農政管理係 0996-73-1142	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

鹿児島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
出水市	新規就農者支援対策事業	就農希望者で以下の条件を満たす者 ・50歳未満で出水市内に住所を有する者 ・研修終了後5年間は市内で就農する者	○研修生の受け入れ(鹿児島いずみ農協アグリセンター) ・研修期間:1年間 ・研修作物:施設野菜等(ミニトマト等を予定) ・募集人員:2人  ○研修手当 ・研修期間1年間の支援措置 ・研修生1人当たり月額15万円	2月～4月	2人	①農政課農業振興係 0996-63-4033  ②鹿児島いずみ農業協同組合 営農支援部営農支援課 0996-68-1038	2.3
	農業者就農資金償還助成金事業	新規就農者で以下の条件を満たす者 ・出水市内に住所を有する就農時年齢満52歳未満の認定新規就農者等 ・平成29年4月1日以降に就農した者 ・就農日から5年以内に対象農業用資金の融資を受けた者	○農地・機械・施設等の取得、果樹・家畜等の導入等、就農のために借り受けた農業用資金の償還にかかる1/2以内の額を助成 ・助成金額:年次償還額の2分の1以内 ※年額最大20万円 ・助成期間:最長5年間	随時	予算の範囲内	農政課農業振興係 0996-63-4033	4
(有)かごしま有機生産組合	鹿児島有機農業技術支援センター	就農希望者で以下の条件を満たす者 ・健康で農業実習に耐えられる気力・体力のある方 ・有機農業に関心をもち、有機農業を志す方 ・研修費用月額3万円が必要 ・研修時の住宅は、月額2万円で支援センター内の宿泊施設を利用できる	<研修作物> 有機農産物(果菜類、葉菜類、根菜類) <研修期間> 原則として1年間(開始時期、期間は相談可) <実習> 有機農家の受け入れによる実践実習、直営農場における実習 <座学> 有機農家や有識者による学科、講習、勉強会等を行う。 <視察等> 県内外の有機生産農家を訪問しての視察、実習を行う。	随時	10名	かごしま有機生産組合 Tel 099-282-6867 fax 099-282-9060 korganic@chikyubatake.jp	2
霧島市	霧島市農業次世代人材投資事業	就農希望者で次世代を担う農業者となることを志向する者 ○準備型 ・独立・自営就農予定時の年齢が、原則55歳未満であること。(国の制度対象者を除く。) ・霧島市に住民票を有すること。 ・主な就農予定地が霧島市内であること。 ・市税に滞納がないこと。 ・就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると市が認めた研修機関等で概ね1年研修を受けること。 ・その他、原則として国の制度に準拠する。	霧島市において次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金を交付する。(国の制度対象者を除く)  ○準備型 ・年間144万円 ・最長1年間	4月～6月末まで	予算の定める範囲内	農政畜産課 0995-45-5111(内線 2342)	3.6
	霧島市農業次世代人材投資事業	新規就農者で次世代を担う農業者となることを志向する者 ○経営開始型 ・独立・自営就農時の年齢が原則55歳未満であること。(独立自営就農であれば、親の営農類型と同じ場合でも可とする。国の制度対象者を除く。) ・霧島市に住民票を有すること。 ・主な就農地が霧島市内であること。 ・市税に滞納がないこと。 ・その他、原則として国の制度に準拠する。	霧島市において次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金を交付する。(国の制度対象者を除く)  ○経営開始型 ・年間144万円 (夫婦型の場合は年間216万円) ・最長2年間	4月～6月末まで	予算の定める範囲内		4

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9.その他

鹿児島県								
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野	
湧水町	湧水町農業後継者等育成事業	<p>農業後継者等(新規就農者、親元就農者及び定年帰農者)が、本町に居住し専門的に就農し若しくは就農する予定の者に対し下記の助成をします。</p> <p>(1)対象者</p> <p>①新規就農者 町外在住者若しくは町内居住者が、新たに専業として農業に就農し若しくは就農する予定のある者で申請日において満45歳未満であること。</p> <p>②親元就農者 町外在住者若しくは町内居住者が、新たに専業として農業に就農し若しくは就農する予定のある者で親族等が経営する農業を継承し、その規模を拡大する意志があること。かつ町内に就農に必要な農業用施設及び農業用機械等を本人または親族等が所有している者で申請日において満55歳未満であること。</p> <p>③定年帰農者 町外在住者若しくは町内居住者が、新たに専業として農業に就農し若しくは就農する予定のある者で申請日において満65歳未満であること。</p>	<p>①住宅家賃補助 町外から転入する農業後継者等に対する住宅家賃に係る補助金で、住宅家賃補助金は、当該年度内における補助対象月数に3万円又は家賃月額のうち低い額を乗じて得た額を申請人が自ら居住するために賃借する住宅家賃(間貸しを含む、以下同じ)に限るものとし、賃貸借契約金の初日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)の初日から起算して12月を限度として補助。</p>	随時(四半期毎の締切設定あり)	予算の範囲内	産業振興課 0995-74-3111 norin-k@town.yusui.kagoshima.jp	9	
			<p>②住宅購入補助 町外から移住又は転入した農業後継者等(定年帰農者を除く。)に対する住宅購入費(3親等以内からの購入を除く。)に係る補助金で、住宅購入費に2分の1を乗じて得た額とし、就農後一定期間内に行われる自ら居住するための住宅の購入に限るものとし、新規就農者に対する補助金の上限額は50万円とし就農後5年以内に行われる購入に限る。親元就農者に対する補助金の上限額は50万円とし就農後3年以内に行われる購入に限る。</p>				8	
			<p>③住宅改造費補助 町外から移住又は転入した農業後継者等に対する住宅改造に係る補助金で、住宅改造費に2分の1を乗じて得た額とし、就農後一定期間内に行われる自ら居住するための自己所有住宅の改造に限るものとし1回限りとする。新規就農者に対する補助金の上限額は、100万円とし就農後5年以内に行われる改造に限る。親元就農者に対する補助金の上限額は、100万円とし就農後3年以内に行われる改造に限る。定年帰農者に対する補助金の上限額は70万円とし就農後3年以内に行われる改造に限る。</p>				8	
			<p>④農業研修受講費補助 農業研修を受講する農業後継者等に対する補助金で、就農後3年以内に行われる研修に係る交通費(公共交通機関に利用に伴う交通費という、以下同じ。)及び宿泊料、研修受講料の合計に2分の1を乗じて得た額とし、1回あたり20万円、通算3階を限度。補助対象経費は実費を基本とし、湧水町職員等の旅費に関する条例相当額を上限。</p>				3	
			<p>⑤農業資金等返済支援補助 就農時借り入れた制度資金の元金返済を行う新規就農者に対する補助金で、元金返済時において継続して就農している者に元金返済に対する3分の1を補助し補助総額は200万円を限度。</p>				9	
			<p>⑥農業後継者育成給付 親元就農2年経過後した親元就農者に対する助成で、後継者登録申請日から2年経過し継続して就農している農業後継者に対して50万円を給付。</p>				9	
伊佐市	伊佐市肉用牛規模拡大事業	市税の納入状況が良好な方で貸付が必要な方	<p>○市が繁殖雌牛を導入し、農家に貸し付け。</p> <p>○一定期間貸付け、償還終了後に農家に譲渡。自家保留牛も対象。</p> <p>育成牛は6年間、成牛は3年間貸付。一頭当たりの貸付上限額は50万円、貸付(枠)最大8頭まで。</p>	随時	予算の範囲内	伊佐市農政課畜産係 0995-23-1311	4	
	伊佐市特定優良種雌牛保留導入事業	薩摩中央家畜市場に出場する子牛で、子牛展示会・品評会において保留牛及び秀賞牛に指定された産子であること。市税の納入状況が良好な方で、対象牛は特別な理由がない限り3年間以上飼養することができる方。	<p>○品評会等で保留牛に指定され自家保留した場合：15万円</p> <p>○品評会等で秀賞牛に指定され自家保留した場合：7万円</p> <p>○品評会等で保留牛又は秀賞牛に指定され、市場で導入した場合及び月雌平均価格との差が1万以上あった場合：平均価格との差額の1万円未満を切り捨てた額(上限20万円)</p>	随時	予算の範囲内		4	
	伊佐市金山ねぎ面積拡大事業	金山ねぎ新規栽培者で以下の条件を満たす者 ・伊佐金山ねぎ振興会に加入し、3年以上継続して金山ねぎを生産する方	<p>○5a以上作付される方に対する助成で初年度のみ限定で購入苗代、もしくは育苗経費の一部を市が助成(補助率1/3以内、対象面積上限30a)</p> <p>○10a以上作付される方に対する助成で初年度のみ限定でねぎ皮剥き機、コンプレッサー機械導入費用を一部助成(補助率1/3以内、上限20万円)</p>	随時	予算の範囲内		伊佐市農政課農業政策係 0995-23-1311	4
	伊佐農業公社	就農希望者で以下の条件を満たす者 ・農業に意欲がある農業後継者(新規就農者)等 ・研修後、伊佐市に定住し、農業を主な職業とする見込みのある方	<p>&lt;研修作物&gt; 水稲、根深ねぎ、かぼちゃ、ごぼう、畜産</p> <p>&lt;期間&gt; 1～2年間</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>・JA北さつま及び伊佐市駐在による農業基礎科目、農業経営の基礎知識の学習</p> <p>・先進農家での基礎的農業の知識・農業の管理等及び農作業、実習等</p> <p>・県立農大での研修、先進地研修</p>	4月～翌年3月	1名～4名		伊佐農業公社 0995-22-5581	2

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

鹿児島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
始良市	始良市新規就農者奨励金	新規参入農業者、または新規後継農業者で、次の基本的要件を満たし、就業した日から1年以内に新規就農奨励金支給申請書を提出した農業者 (基本的要件) 1. 始良市に住所があり、住んでいること。 2. 始良市内の農地で農業を営むこと。 3. 申請時に農業従事責任者が50歳以下であること。夫婦で就農する場合は、いずれか一方が50歳以下であること。 4. 年間250日以上就業日数が見込まれること。 5. 主たる生計が、農業収入であること。 6. 経営状況について報告が求められた場合は、その内容を速やかに報告できること。 7. 支給開始日から5年間以上農業に従事すること。 8. 始良市農業施策全般に関して協力的であること。  (基本的要件の他に、支給開始から5年以内に次の要件にも取り組まなければならない) 1. 始良市認定農業者になること。 2. 夫婦または家族で農業を営んでいる場合は、家族経営協定を結ぶこと。 3. エコファーマー認証に努めること。	(1)新規参入農業者 ①就農奨励金 1人(夫婦1組)につき20万円 ②営農奨励金 1人につき月額5万円(夫婦1組につき10万円(夫婦での就業の場合)) ア:普通栽培農家24ヶ月(2年間)以内 イ:有機栽培農家36ヶ月(3年間)以内  (2)新規後継農業者 ①後継奨励金 1人(夫婦1組)につき30万円	随時	予算の範囲内	農政課農政係 0995-52-1211(内線233)	9
鹿屋市	鹿屋市新規就農者就農支援事業	就農希望者で次の条件を満たす者 ・鹿屋市内に居住し、中核的農業者となり得る者 ・18歳以上50歳未満で就業意欲が高いと市長が認める者 ・農業研修修了後直ちに農業に5年以上従事する者 ・鹿屋市が推進する各種農業施策に協力的な者 ・市税の滞納がない者 ・農業次世代人材投資資金(準備型)の交付要件を満たす者は、原則としてその手続きを行うこと	○農業研修資金(1年以内) 新たに就業しようとする者に対し、市長が適当と認めた生産組織等で行う就農のための農業研修に必要な生活資金を助成する。 ・単身者 月額15万円以内 ・夫婦 月額20万円以内 ※農業次世代人材投資資金(準備型)の給付を受ける単身者には、国の交付金に月額2.5万円を上乗せして助成する。  ○就業開始資金 上記事業を活用した研修又は国の給付金の受給対象となる農業研修を終了後、独立就業した者に対し、就業するために必要な経費を助成する。 ・50万円以内(独立就業時1回のみ)	随時	予算の定める範囲内	農林商工部農林水産課かやアグリ起業ファーム推進室 0994-31-1183(直通) <a href="https://www.city.kanoya.lg.jp/noushin/shinkisyunou.html">https://www.city.kanoya.lg.jp/noushin/shinkisyunou.html</a>	3
鹿屋市	鹿屋市畜産担い手定着促進事業 新規就農者就農支援事業	就農希望者で次の条件を満たす者 ・鹿屋市内に居住し、中核的農業者となり得る者 ・18歳以上50歳未満で就業意欲が高いと市長が認める者 ・農業研修修了後直ちに農業に5年以上従事する者 ・鹿屋市が推進する各種農業施策に協力的な者 ・市税の滞納がない者 ・農業次世代人材投資資金(準備型)の交付要件を満たす者は、原則としてその手続きを行うこと	○農業研修資金(2年以内) 新たに就業しようとする者に対し、市長が適当と認めた生産組織等で行う就農のための農業研修に必要な生活資金を助成する。 ・単身者 月額15万円以内 ・夫婦 月額20万円以内 ※農業次世代人材投資資金(準備型)の給付を受ける単身者には、国の交付金に月額2.5万円を上乗せして助成する。  ○就業開始資金 上記事業を活用した研修又は国の給付金の受給対象となる農業研修を終了後、独立就業した者に対し、就業するために必要な経費を助成する。 ・100万円以内(独立就業時1回のみ)	随時	予算の定める範囲内	農林商工部農林水産課かやアグリ起業ファーム推進室 0994-31-1118(直通) <a href="https://www.city.kanoya.lg.jp/chikushin/sangyo/chikusan/shinkishien.html">https://www.city.kanoya.lg.jp/chikushin/sangyo/chikusan/shinkishien.html</a>	3
鹿屋市	鹿屋市農業後継者就農支援事業	【個人経営の場合】 ・親(3親等親族含む)の経営を継承した、又は継承すべく親元で農業に従事している者 【法人経営の場合】 ・農業法人の役員、又は役員3親等内の者(農業法人の代表者となることを確約した者に限る) 【その他の要件】 ・継承時の年齢が50歳以下の者 ・家族協定を事前申請前までに締結していること ・農業次世代人材投資資金を受給していないこと ・既に経営を継承している者は、平成24年度以後に農業の経営を継承していること ・市税の滞納がないこと	新たに耕種する農業後継者が経営面積の拡大や作業の省力化等に取り組む際に必要となる農業用機械や施設の導入に要する経費の一部を助成 ○補助対象 農地の規模拡大や作業の省力化、新規品目等の作付を行う際に必要となる機械や施設 ○補助率 補助対象経費の10分の3以内(1件当たり50万円を上限)	5月～6月	予算の定める範囲内	農林商工部農林水産課かやアグリ起業ファーム推進室 0994-31-1183(直通)	4
かや農振隊無料職業紹介所		・求職者:市内に居住する者及び居住を予定している者並びに市内に就職を希望する者 ・求人:市内に事業所を有する農家や農業法人等	新規就業希望者を含む求職者と農家との雇用契約をあっせんし、農業分野における雇用の創出、及び農業における人手不足の解消、並びに就業体験の場の提供を図る。 ・求人者(農家)の情報及び求人票を募集し市ホームページで公開	随時	-	農林商工部農林水産課かやアグリ起業ファーム推進室 0994-31-1183(直通) <a href="https://www.city.kanoya.lg.jp/aguri/aguri.html">https://www.city.kanoya.lg.jp/aguri/aguri.html</a>	9
鹿屋市	鹿屋市農業未来バンク	・登録者:農業用遊休資産の所有者 ・申込者:鹿屋市で営農または営農を予定している農業者	離農又は近い将来離農を考えている農業者が所有する畜舎やハウス、農業用機械等の農業用遊休資産の情報を登録受付し、市ホームページで公開することで、当該農業用資産の利活用を希望する方とのマッチングを支援する。 登録された情報は、就業相談会への参加者や新規就業希望者にも紹介を行う。 ・農業用遊休資産の情報を登録受付し、市ホームページで公開 ※市は売買の交渉や契約等に関する仲介は行わない。	随時	-	農林商工部農林水産課かやアグリ起業ファーム推進室 0994-31-1183(直通) <a href="https://www.city.kanoya.lg.jp/aguri/miraibannku.html">https://www.city.kanoya.lg.jp/aguri/miraibannku.html</a>	9

支援分野の内容は、1. 就業相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

鹿児島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
鹿屋市	鹿屋市農業未来バンク登録畜産施設整備事業	・鹿屋市内に居住し、鹿屋市内で畜産経営を行う認定新規就農者 ・就農後、農業に5年以上従事する者 ・市税の滞納がない者	鹿屋市農業未来バンク登録台帳に登録された畜産用施設を購入又は賃借し、整備を行った新規就農者に対して整備に要する経費を助成  補助対象経費の2分の1以内とし、100万円を限度として交付 補助対象者が移住者（鹿屋市内に住民票を移す直前に、連続して5年以上、鹿屋市外に在住していた者であって、申請時において、転入後5年以内である者）に対しては、150万円を限度として交付	随時	予算の定める範囲内	鹿屋市農林商工部畜産課畜産振興係 0994-31-1118(直通)	4
	鹿屋市移住・定住者就農支援事業	以下の①～⑥の全てに該当する者 ①市外に1年以上居住し本市に転入された者のうち、3年を経過していない者 ②下記のいずれかに該当し、農業に5年以上従事する者 ・市が行う農業研修を修了した者 ・過去に概ね1年以上の農業経験がある者 ③青年等就農計画若しくは農業経営改善計画の認定を受けた者 ④鹿屋市が推進する各農業施策に協力的な者 ⑤市税の滞納がない者（本市へ転入して1年未満の場合は、従前の住所地で滞納がない者） ⑥農業後継者の場合は、鹿屋市農業後継者就農支援事業の事業活用者でない者	鹿屋市へ移住して就農する方の就農に必要な農業用機械や施設(運搬用トラック等の汎用性の高いものは対象外)の導入費用の一部を助成  補助対象経費の2分の1以内とし、100万円を限度として交付	随時	予算の定める範囲内	農林商工部農林水産課かのやアグリ起業ファーム推進室 0994-31-1183(直通)	4
垂水市	新規就農者支援給付金事業	新規就農者で次の条件を満たす者 ・青年等就農計画により認定新規就農者に認定又は認定新規就農者に準ずる者。 ・農業次世代人材投資資金を受給しておらず今後も申請する意思がないこと。 ・就農日時の年齢が55歳以下であること。 ・農用地区域内に荒廃農地を保有していないこと。 ・受給期間終了後3年以上市内に居住し、農業に従事すること。 ・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けている者でないこと。 ・地域行事に積極的に参加していること。等	新規就農者等が経営不安定な就農直後の生活費を支援することで、営農に専念し、意欲向上を図ることと、後継者の育成と定着を図ることを目的とする。  ○補助額及び期間 ・月額3万円とし、就農後3年間を限度とする。	随時	予算の範囲内	農林課農政係 0994-32-1224 <a href="http://www.city.tarumizu.lg.jp/">http://www.city.tarumizu.lg.jp/</a>	9
	新規就農者農業生産対策事業	新規就農者で次の条件を満たす者 ・青年等就農計画により認定新規就農者に認定又はこれと同等の能力があると認められる者。 ・農業次世代人材投資資金を受給しておらず今後も申請する意思がないこと。 ・就農日の年齢が55歳以下であること。 ・事業完了後3年以上市内に居住し、農業に従事すること。等	新規就農者等が農業生産の規模拡大及び高品質化を目指し、農作業の省力化や生産性向上に向けた機械の導入に対して補助する。  ○補助額及び期間 ・整備事業1件当たり、補助対象経費の1/2以内とし、補助金の額は25万円を上限とする。 ・就農日から3年以内で4件まで申請できる。	随時	予算の範囲内		4
	新規就農者施設等整備事業	認定新規就農者または、これと同等の能力があると認められる者で、申請日に年齢が、満55歳以下の者	活動火山周辺地域防災営農対策事業で機械及び施設を整備する認定新規就農者に対し、補助金を交付することで、認定新規就農者の経済的負担を軽減し、農産物の品質向上を図ることを目的とする。  ○補助率 ・事業費の1/10以内とし、補助金の額は200万円を上限とする。	随時	予算の範囲内		4
	就農前研修受入事業	新規就農希望者で次の条件を満たす者 ・市内に住所を有する者 ・独立・自営就農意欲の高い者 ・申請時の年齢が満50歳以下の者 ・研修終了後、引き続き本市に住所を有して営農する見込みがある者。 ・過去に研修機関等で研修を受けていない農業未経験者。	農業未経験者に対して、本市に登録されている先進農家で研修することで就農に必要な知識や技術の習得を目指す。  ○農業未経験者を受入れた先進農家へ研修費の一部を助成する。	随時	予算の範囲内		6
曾於市	新規就農者支援対策事業	新規就農者で次の条件を満たす者 ・市内に居住し、市内に経営の基盤を有する者。 ・年齢18歳以上55歳以下の者。 ・支援終了後5年以上就農できる者	就農後2年以内の方を対象に実態に応じて月額5～15万円の補助金を2年間交付する。 ○親等の経営基盤を全く引き継がず、単身で就農し新規経営する者：月額10万円 ○親等の経営基盤を全く引き継がず、夫婦で就農し新規経営する者：月額15万円 ○親等の経営基盤を引き継ぎながら、単身で就農し規模拡大及び経営改善を行う者：月額5万円 ○親等の経営基盤を引き継ぎながら夫婦で就農し規模拡大及び経営改善を行う者：月額7万円	随時	—	農林振興課 0986-76-8808	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援（あっせん・家賃補助を含む） 9. その他

鹿児島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
志布志市	(公財)志布志市農業公社研修等事業	就農希望者で次の条件を満たす者 ・農業に対する固い意志と意欲がある農業後継者や新規就農者等 ・概ね45歳未満の既婚者 ・研修終了後も本市に居住・就農できる者	○研修生の受け入れ ・研修期間:2年間 ・研修作物:ピーマン ・栽培面積:ピーマン(15a/1人当たり) ・募集人数:3組6名(毎年) ○生活保障(1年目) ・研修生1人当たり 月額150,000円 ・夫婦研修の場合 月額250,000円 (2年目は、独自経営方式研修) ・住宅助成制度有り ○その他 ・住宅等:研修宿泊棟・就農住宅完備 ・機械施設等:研修中機械施設等貸与制度あり ・経営技術指導:公社、JA、県、市	随時	3組6名	①(公財)志布志市農業公社 099-475-2290 ②農政畜産課 099-474-1111(内線427)	2.3
	新規就農支援金	新規就農者等で次の条件を満たす者 ・平成24年4月1日以後に新たに専門的に就農した者(自営農業就農者及び新たに農業経営を開始した経営の責任者又は農業に従事していなかった者が新たに認定農業者の配偶者となり農業に従事するものに限る。)で、次の各号のいずれにも該当するもの(新規就農支援金の交付は、同一の者について1回に限るものとする。) (1) 市内に住所を有し、かつ、市内に農業の基盤の8割以上が存する者 (2) 就農後1年を経過し、今後とも継続して農業に従事する意思があると認められる者 (3) 就農の日において年齢が50歳未満の者 (4) 農業に従事していなかった者が新たに認定農業者の配偶者となり農業に従事するものにあつては、家族経営協定を締結し、共同経営申請を行っていること。 (5) 農業次世代人材投資事業補助金の対象とされない者 (6) 市税等を滞納していない者	・支援金50万円を給付する。	随時	若干名	農政畜産課 099-474-1111(内線427)	9
錦江町	新規就農者総合支援事業(機械等導入支援)	認定新規就農者で次の条件を満たす者 ・申請時に45歳未満の者 ・就農後5年以内で、導入後3年以上就農できる者 ・町税等の滞納がないもの ・軽トラック等の農業生産以外と併用できるものは対象外 ・過去に補助事業等で導入した施設や機械の買換も対象外 ・親元等就農者生活支援との併給不可	○農業生産に必要な施設または機械及び母牛等事業費が30万円以上の導入支援 ・事業費の1/2以内、限度額200万円	随時	予算の範囲内	産業振興課生産振興チーム 0994-22-3036	4
	新規就農者総合支援事業(親元等就農者生活支援)	認定新規就農者で次の条件を満たす者 ・申請時に43歳未満の者 ・親元等に就農し、将来の後継者となることに強い意欲を有している者 ・独立・自営であること ・支援期間内及び支援終了後3年以上就農できる者 ・機械等導入支援、農業次世代人材投資資金との併給不可	○生活支援年間100万円(最長2年)	随時	予算の範囲内		3.4
大崎町	大崎町新規就農者支援事業	新規就農意欲が高いと認められる者で、次の要件をすべて満たすもの ・年齢は概ね45歳以下の者 ・大崎町に居住し、就農計画に基づき一定規模の農地又は、施設等の保有者で中核的農業経営専従者になり得る者 ・支援終了後5年以上就農できる者	○就農奨励金補助金 ・就農一時金20万円支給 ただし、農業次世代人材投資事業補助金(旧青年就農給付金)と重複しては受けられない。 ○就農研修資金補助金 町外出身者:研修資金月額10万円以内 町内出身者: " 5万円以内 先進農家での研修(最高2年間)	随時	予算の範囲内		3.4.6
	大崎町親元等就農者確保対策事業	新規就農者で次の条件を満たす者 ・定年退職、早期退職等によるUターン者 ・町の住民基本台帳に記録されてから3年以上以内の者 ・就農日における年齢が46歳以上65歳以下の者 ・町内に住所を有し、かつ、町内において農業経営を行う者 ・親等である農業者から経営移譲された又は経営移譲される予定の農業後継者	○親元等就農者補助金 月額5万円支給(最高24月) ただし、農業次世代人材投資事業補助金(旧青年就農給付金)と重複しては受けられない。	随時	予算の範囲内	農林振興課営農推進室 099-476-1111 <a href="http://www.town.kagoshima-osaki.lg.jp/">http://www.town.kagoshima-osaki.lg.jp/</a>	3.4.6
	大崎町次世代担い手確保・支援事業	○空きハウスの修繕、ハウス新規設置に係る費用の助成 ・新規就農者が自らの経営において使用するものに係る修繕、設置に要した費用に2分の1以内の支援を行う(※限度額あり) 修繕:町推奨作物(ピーマン)50万円/それ以外の作物25万円 新規設置:町推奨作物(ピーマン)100万円/それ以外の作物50万円))	・認定新規就農者 ・交付決定年度から起算して、5年以内に離農したとき及び交付決定年度から起算して、5年以内に推奨作物からそれ以外へ作目転換を行ったとき返還あり	随時	予算の範囲内		4
	大崎町次世代担い手家賃支援事業	○家賃補助金 ・新規就農者が支払った家賃月額の2分の1以内の支援を行う 補助期間は24月 (※限度額あり月額10,000円。ただし、公的住宅の入居者においては月額5,000円)	・認定新規就農者 ・他の公的制度による家賃補助を受けていない者 ・町町内で引き続き農業に従事し、居住し続ける意思がある者	随時	予算の範囲内		8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他



鹿児島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
東串良町	東串良町農業青年クラブ活動奨励金	①4Hクラブに加入して1年間活動を行った方で会長より推薦をもらった者。 ②3年間は4Hクラブに加入すること。	報奨金5万円(1回限り)	随時	予算の範囲内	農林水産課農政企画係 0994-63-3123	4
	東串良町新規就農者又は漁業担い手による農業機械導入事業	①東串良町内に住所を有する者 ②認定新規就農者又は漁業担い手で就業開始日から3年以内の者 ③専ら農業・漁業に従事し、今後とも積極的に第一次産業の経営発展に取り組む意思があり、当該事業終了後5年以上の経営が見込める者 ④事業要綱の要件を満たすこと	認定新規就農者又は漁業担い手で、就業開始日から3年以内の者に対し、機械・施設等導入の補助を行う。 ○補助率等 ・補助対象経費は、事業費(消費税抜き)50万円以上のもので、新規就農者等が新規に導入する機械・施設等の費用とし、消費税を除いた額とする ・補助対象経費の1/2以内 ・3年間で100万円を上限とする	随時	予算の範囲内		4
	東串良町農林漁業振興支援補助金(新規参入者生活支援事業)	①東串良町内に住所を有し、申請時の年齢が50歳未満の者 ②農業・漁業に従事したことがなく、3親等以内に農業・漁業経営者がいないこと ③新規参入者・研修先ともに審査会にて認定を受けた者であること	新規参入者の研修・経営・生活支援に対し、一定額の補助を行う。 ○補助額等 ・補助金の額は毎月5万円とする(ただし、研修時間が100時間に満たない月は支給しない) ・親元同居の場合は半額とする	随時	予算の範囲内		9
	東串良町農林漁業振興支援補助金(研修生受入支援事業)	①東串良町内に住所を有する認定農業者又は漁業担い手で、研修生の指導を月100時間以上行う者 ②対象となる研修生は、審査会において認定を受けた者とする ③国の農の雇用事業の対象者(研修生)を除く	認定農業者等が新規参入者の研修を受け入れ、研修期間中の指導・育成に要する経費に対し一定額の補助を行う。 ○補助率等 ・研修生一人当たりにつき毎月5万円とする(研修時間が100時間に満たない月は支給しない)	随時	予算の範囲内		6
南大隅町	南大隅町第一次産業入植促進事業	第一次産業経営従事者で次の条件を満たす者 ・町内在住にて農業経営従事者となり得る概ね60歳までの者で、当該年4月1日現在を基準に3年以内に就農した者	経営基盤・生活基盤の有無、単身若しくは世帯の区分において、8区分の認定により月額4万~12万円の補助を行う。	随時	予算の範囲内	経済課農政係 0994-24-3128  経済課産業振興係 0994-24-3128 <a href="http://www.town.minamiosumi.lg.jp/">http://www.town.minamiosumi.lg.jp/</a>	9
	南大隅町第一次産業新規就業支援制度事業	・第一次産業で自立しようとする意欲があり、研修中、研修後も南大隅町に居住し、引き続き農業に従事できる概ね60歳未満の者	○生活支援 単身者月額15万円以内(18歳以上60歳未満) 世帯者月額25万円以内(18歳以上50歳未満) 世帯者月額15万円以内(50歳以上60歳未満)	随時	予算の範囲内		2
	南大隅町第1次産業成長化支援事業	新規就農者等で次の条件を満たす者 (1)認定農業者 (2)認定新規就農者 (3)林業担い手 (4)漁業担い手 (5)設立後1年未満の法人 (6)新規就農者	機材の導入、施設整備、機械器具等の導入に対して (1)産業振興支援事業 ・国県事業 5%以内 ・単独事業 10%以内 ・認定新規就農者等 15%以内 ただし、事業費100万円以上 補助金上限は、500万円 (2)新規就農者確保強化支援事業 町認定の対象者(6) 50%以内 ただし、事業費100万円以上 補助金上限は、認定後3年以内200万円まで	随時	予算の範囲内		9
	南大隅町第1次産業IoT推進事業	新規就農者等で次の条件を満たす者 (1)認定農業者 (2)認定新規就農者 (3)林業担い手 (4)漁業担い手 (5)設立後1年未満の法人	産業支援リーダー養成事業 対象者の実施する研修、育成に対して予算の範囲内において助成。	随時	予算の範囲内		3
肝付町	新規就農研修生支援事業	就農希望者で次の条件を満たす者 ・研修開始の日において、原則43歳未満の者 ・肝付町に住所を有する者(研修開始日までに住所を有することを確約できる者を含む) ・研修終了後、引き続き8年以上町内に住所を有し、かつ、町内において農業に従事すると認められる者 ・就業時に要する費用や研修終了後の当面の生活費に充てられる自己資金がある者 ・就業後の労働力(本人・家族・雇用)に目途がある者	○研修生の受け入れ 研修作物:施設野菜(ピーマン) 研修期間:研修開始から2年以内 研修開始:毎年8月 研修終了:翌々年7月末 ○生活支援 研修1年目 (ア)生活費:夫婦研修 月額31.25万円 単身研修 月額20万円 ・農業次世代人材投資資金との重複受給は行わない。 (イ)家賃助成:家賃の1/3を助成(上限13,000円/月) (ウ)通勤手当:センター貸金規程による研修2年目 (ア)サラリー型+自立経営方式 生活費:夫婦研修 月額29万円以上 単身研修 月額20万円以上 ※管理する農場で発生した赤字部分については全額研修生に支給 (イ)家賃助成:家賃の1/3を助成(上限13,000円/月)	8月受入れ	3~5戸(夫婦又は単身)	一般財団法人 肝付町農業振興センター 0994-45-4311 <a href="http://k-apc.or.jp/">http://k-apc.or.jp/</a>	2.3.7
	雇用就農支援事業	就農希望者で次の条件を満たす者 ・肝付町において、独立就農する強い意欲を有する原則50歳未満の者 ・原則として生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていないこと ・雇用契約時に、センター以外に雇用契約を結んでいないこと	○雇用就農生の受け入れ 従事品目:各種野菜 雇用形態:嘱託職員(単年度契約) 雇用期間:最長3年以内 給与:月額18.5万円 手当等:賞与、時間外手当等あり その他:社会保険、労働保険あり	随時	若干名		2.3.7

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

鹿児島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
肝付町	肝付町農業経営安定助成金	新規参入者等で次の条件を満たす者で経営意欲が高く、将来地域の農業を担っていく能力があると判断できる者 (1)肝付町に住所を有する者 (2)6月末現在で経営を開始してから1年以上3年未満の農業経営実績がある者 (3)経営開始時に年齢が50歳未満の者 (4)認定就農者、認定新規就農者又は認定農業者である者 (5)直近の営農実績(確定申告書・B表)が提出できる者 (6)経営主である者 (7)町税等の未納のない者 (8)その他必要に応じて町長が定める者	○農業経営安定助成金 1人当たり 50万円	年1回	予算の範囲内		4
	肝付町施設園芸ハウス設置促進事業	・施設園芸に取り組み農業者団体で活動 火山周辺地域防災営農対策事業及び農業・農村活性化推進施設等整備事業を実施する者で施設園芸ハウスの設置及びその附帯事業に取り組み者 ・農業者団体:農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人及び次に掲げる要件を満たすその他農業者の組織する団体 代表者の定めがあること 組織及び運営に関する規約が定められていること ・肝付町に住所を有する者 ・施設園芸(野菜・果樹・花き)に取り組みこと ・町税等未納がない者 ・その他必要に応じて町長が定める者	○活動火山周辺地域防災営農対策事業費の20分の1助成 ○農業・農村活性化推進施設等整備事業費の6分の1助成	年1回	予算の範囲内	農業振興課 0994-65-8417 <a href="https://kimotsuki-town.jp/">https://kimotsuki-town.jp/</a>	4
	肝付町営農振興事業補助金	次の条件をすべて満たす者 ① 認定農業者、認定新規就農者、営農活動推進団体、集落営農 ② 町内に住所を有している ③ 町税等の未納がない ④ 園芸品目(野菜・果樹・花き)、水稲、雑穀、いも類、豆類、工芸作物の生産者 条件 ・3年間の作付計画の提出 ・計画の75%以上の作付 ・実績報告を3年提出 ・畑かん地区が優先	① 専用機械及び専用機材、専用アタッチメントに係る経費 【認定新規就農者のみ】 ・耕耘用機械(トラクター等) ・薬剤散布用機械(動噴) ※国県補助事業との重複受給はできない ※事業費が10万円以上のもの ※事前審査あり 対象経費の1/2以内 上限50万円	年1回	予算の範囲内		4
	肝付町就農者経営支援事業補助金	次の条件をすべて満たす者 ① 認定農業者または認定新規就農者 ② 町内に住所を有している ③ 町税等の未納がない ④ 園芸品目(野菜・果樹・花き)生産者	① ハウス建設に係る経費 ② ハウスの附帯設備に係る経費 ③ ほ場整地に係る経費 ④ ほ場内の排水等の機能を向上させる経費 ⑤ その他、生産する農地に係る経費で生産性向上及び生産性安定が図れる経費 ⑥ 各種法令に基づく整備等が条件とされる防油堤等の設置に係る経費 ※国県補助事業との重複受給はできない ※事業費が10万円以上のもの ※事前審査あり 対象経費の1/2以内 上限50万円	年1回	予算の範囲内	農業振興課 0994-65-8417 <a href="https://kimotsuki-town.jp/">https://kimotsuki-town.jp/</a>	4
	肝付町畑かん営農推進事業補助金	次の条件をすべて満たす者 ① 農業者、農業者組織、任意組織、法人 ② 肝付町農林業技術員連絡協議会経営部会で事業計画が認定されている ③ 販売先が確保又は検討されている ④ 町内に住所を有している ⑤ 町税等の未納がない 条件 ① 肝付町畑かん受益地区が対象農地 ② 新規で取組む露地野菜で次の品目とする ・馬鈴薯・さといも・ごぼう・ブロッコリー・キャベツ・人参・生姜・その他認められた品目	① 対象品目作付け1年目は、作付面積20a以上に対し、定額10万円以内 ② 対象品目作付け2年目は、作付面積20a以上に対し、定額5万円以内 ※事業の対象期間は各年度内とし、各年度内に作付けを開始する場合、もしくは収穫を完了する場合とする。作付けから収穫まで完了する見込みについては、収穫を以って事業完了とみなす。	年1回	予算の範囲内		4
	肝付町新規品目導入支援事業補助金	次の条件をすべて満たす者 ① 新規品目栽培に挑戦する農業者や農業者組織、集団 ② 肝付町農林業技術員連絡協議会経営部会で事業計画が認定されている ③ 販売先が確保もしくは検討されている ④ 町内に住所を有している ⑤ 町税等の未納がない 条件 ① 1件当たり面積の上限10a	① 種苗費 ② 資材費(肥料費、農薬費、諸材料費、農具費) ③ 研修費(旅費、視察料) ※事業の対象期間は各年度内とし、各年度内に作付けを開始する場合、もしくは収穫を完了する場合とする。 対象経費の1/2以内 上限10万円(10a当たり)	年1回	予算の範囲内		4

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

鹿児島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
西之表市	新規就農定着促進事業	・認定新規就農者又は種子島農大卒業生であり、就農1年以内であること。	新規就農者等の早期経営安定のための農業用機械・施設導入補助(取得価格の1/2助成(50万円上限))	定めなし	予算の範囲内	農林水産課農政管理係 0997-22-1111(内線249)	4
	西之表市農業振興公社就農支援事業(種子島農大卒業生)	就農希望者で次の条件を満たす者 ・西之表市に居住し、研修終了後は本市において就農すること ・原則として入校が43歳未満の方で、就農時が45歳未満であること ・身元保証人を立てること ・卒業後の就農運転資金(概ね200万円以上)の保有を証明できること ※農業次世代人材投資資金(準備型)の諸要件に該当する者が対象	【研修内容】 農業公社や研修場にて、農業に必要な知識と栽培管理・農業機械の操作、経営管理・農業簿記の記帳等の研修(2年間) 【研修作物】 さつまいも、さとうきび、豆類、花き類等	毎年12月～3月 研修は6月から翌々年の5月	若干名	①公益社団法人西之表市農業振興公社 0997-22-2121 ②農林水産課農政管理係 0997-22-1111(内線249)	2
中種子町	農林漁業後継者育成資金貸付事業	新規就農者で次の条件を満たす者 ・町内に住所を有する農家の後継者であって、結婚が成立し、将来農林漁業に従事すると町長が認める者	○後継者の確保と自立する農家育成に資する資金として、最高100万円までを無利子で貸付。 ○償還期間は、4年間(内振置期間1年)年賦均等償還(繰上償還可)	通年	若干名	農林水産課 0997-27-1111(内線 253) naka-nourin@town.nakatane.kagoshima.jp	9
屋久島町	農林漁業後継者育成資金	新規就農者で次の条件を満たす者 ・屋久島町に住所を有し、農林漁業に従事している期間が1年以上あり、かつ年齢満45歳以下の者で町長が農林漁業後継者と認めた者	○資金の種類 1)住宅資金 2)農林漁業機械器具等取得資金 3)構築物造成資金 4)結婚資金 5)種苗購入資金 6)その他町長が必要と認める資金 ○貸付限度額:100万円	—	—	産業振興課農政係 0997-43-5900 nourin@town.yakushima.kagoshima.jp	9
	屋久島町農林漁業後継者修学研修資金	就農希望者で次の条件を満たす者 ・屋久島町において3年以上在住している農林漁家の子弟で、学校教育法による農業・林業・漁業に関する高等学校若しくは大学に修学する者又は試験研究機関に入所して、修学研修する者	○月額21,000円以内の範囲において貸与。 なお、所定の学業を終了した後、農林漁業後継者として自営経営に従事した期間が10年以上に達したときは、返還の責務免除を受けることができる。	随時	予算の範囲内		3.9
奄美市	奄美市農業後継者育成奨学金	就農希望者で次の条件を満たす者 ・農業を専修する学校及び研修施設に修学卒業後奄美市において農業に従事する者 ・連帯保証人が市内に住所を有すること	○農業専修学校、公立の研究施設等に修学:月額2万円支給 なお、所定の学校を修了した後、市内で引き続き3年以上農業に従事しないときは返還	特になし	予算の範囲内	名瀬総合支所農林水産課 0997-52-1111	3
	(公財)奄美市農業研究センターサポート事業	奄美市農業研修者	○サポート事業(農業研修終了後2年間) 人員:4名 期間:7月1日から2年間 ○支援内容 ・ハウスの無償貸付(その他資材は研修生負担) ・堆肥の無償提供 ・耕耘手数料の免除 ・小農具の無償貸付。なお、生産物販売収入は、研修生の収入(助成金はなし)	—	4名以内	(公財)奄美市農業研究センター 0997-54-9001	7.9
	奄美市農業研修助成金	就農希望者で次の条件を満たす者 ・本市の重点品目の栽培により新規就農を希望する方。 ・18歳から60歳以下で普通自動車免許を所持する方。 ・本市で中核的担い手として地域発展に寄与できる人。 ・研修終了後に本市で就農される方で自己資金等の条件が整っていること。 ・身元保証人がいること。	日額5,800円を支給(農業次世代人材投資資金(準備型)が対象外の場合のみ)	毎年1月～3月末	4名以内	農林水産課 0997-52-1111 内線5139 https://www.city.amami.lg.jp/nourin/kanko/nogyo/center.html	2
大和村	大和村農林漁業者奨学金	就農希望者で次の条件を満たす者 ・奨学金の支給を受ける者は、将来本村において農林漁業に専念しようとする者であって、中学校卒業以上の学力を有し、学業並びに人物が優秀でかつ、心身共に健康な者。	農林漁業を専修する学校、公立の研修施設等に修学:月額5,000円支給	特になし	予算の範囲内	産業振興課 0997-57-2153	3
瀬戸内町	町農林支援センター研修事業	就農希望者で次の条件を満たす者 ・農業を職業として選択し、自主的努力を基本に自立経営農家を目指した就農意欲が高いと認められる者。 ・本町に住所を有し、研修後も本町において農業に従事できる者。 ・年齢が概ね18歳から60歳以下の健康な者。 ・自己資金等の条件が整っており、農地の確保が見込まれる者。 ・普通自動車運転免許証を有する者 ・身元保証人が1名いる者。	・研修期間:1年間 ・研修品目:パッションフルーツ、その他品目 ・町研修ハウスを活用した栽培実践研修のほか農業基礎講座による栽培理論、農業経営及び流通研修等の各種研修会の開催 ・研修終了後のハウス貸し出し(1年間) ・小農具の無償貸し出し ・農業次世代人材投資資金(準備型)については相談の上対応	7月～6月	若干名	①農林課営農畜産係 TEL:0997-72-1174(直) FAX:0997-73-1019	2.9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

鹿児島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
龍郷町	龍郷町農業用パイプハウスリース事業	就農希望者で次の条件を満たす者 ・町内に住所を有し、申請者及び世帯内に町税等の滞納がないこと。 ・申請日において60歳以下であること。	○K6HN型パイプハウス(6m×35m)を町が1棟設置し、リースする。 ○パイプハウスを設置する農地は、申請者自ら確保し、設置可能な状態しておかなければならない。 ○リース期間：7年間(期間満了後は申請者へ無償譲渡する) ○リース料：月額1万円	4月～5月	若干名	農林水産課 0997-69-4524	4
	龍郷町荒廃農地解消事業補助金	補助金の対象者は次の条件を満たす者 ・町内に住所を有し、前年度の町税及び使用料等が完納されていること。 ・対象荒廃農地で3年以上営農すること。	○荒廃農地の再生利用のための解消作業に要する経費の2分の1以内、又は1アール当たり15,000円のいずれか低い額を補助する。 ○補助対象農地は次の条件 ・町内に所在する農地 ・自己所有地及び1親等の所有地以外の使用貸借された荒廃農地	随時	予算の範囲内		4
喜界町	農業者育成奨学金	就農希望者で次の条件を満たす者 ・県内の農業高校、県立農業大学校に就学する者 ・本人又は保護者が本町出身であること。 ・保護者、保証人が町税或使用料を完納していること。	月額1万円(農業高校) 月額2万円(農業大学校) 返還の猶予、免除の規程も有。 (詳細についてはお問い合わせください。)	概ね11月～3月頃	予算の範囲内	農業振興課 0997-65-3689 sangyo-g2@town.kikai.lg.jp	9
	農業後継者育成奨学金	就農希望者で次の条件を満たす者 ・公立の研修施設に就学する者 ・卒業後、喜界町において農業に従事する者	月額1万円	11月上旬～12月上旬	予算の範囲内		9
	農業後継者育成事業	就農希望者で次の条件を満たす者 1. 義務教育を修了していること 2. 研修終了後引き続き3年以上本町において農業に従事できること 3. 研修開始時の年齢が、44歳未満であること(ただし、募集定員に満たない場合、44歳未満の条件を54歳未満とする。) 4. 健康であること 5. 町内に住所を有すること 6. 町税等の滞納がないこと 7. 研修開始時に他の職に従事していないこと ※研修終了後の就農に向け、農地が確保できるのか確認し、確約書をいただきます。	(研修) ・研修作物：園芸作物、生産牛 ・研修期間：1年 (研修場所) 園芸作物：喜界町営農業支援センター 生産牛：先進農家 (助成) 交付金 月額10万円 研修で自ら生産した農産物の売上げは本人の収入とし、本人に支給する。	7月～8月頃	予算の範囲内		2.3
徳之島町	徳之島町農業研修施設	就農希望者で次の条件を満たす者 ・45歳未満の者 ・施設園芸志向者 ・JA部会に加入できる方 ・研修期間終了後、徳之島町で5年以上営農を実施できる方	○研修作物 トマト、パッションフルーツ、苗物 ○研修期間 8月から翌年7月(2年間) ○研修内容 農業基礎講座、施設栽培実習、部会研修実習 ○研修中の支援 日給4,500円支給 ○就農の際の支援 補助事業等を活用したKPハウス導入や就農に必要な農地の斡旋	—	2名(隔年)	農林水産課 0997-82-1111	2.3
	経営支援対策事業	新規就農者で次の条件を満たす者 ・認定農業者及び認定新規就農者	・農業経営管理に資する農業簿記ソフト導入資金の1/2以内を助成	特になし	予算内		4
	遊休農地解消事業	新規就農者で次の条件を満たす者 ・本町在住者で、人・農地プランの中心経営体	・遊休農地を借り受けて農業生産の向上を図る目的で簡易な土壌条件整備事業について支援(20,000円/10a)	特になし	予算内		9
	環境保全型農業推進事業	新規就農者で次の条件を満たす者 ・本町在住者で、本町内において農業に専念し、地域農業の中核的担い手となり得る者	バラ堆肥 2,000円/t、袋堆肥105円/袋助成	特になし	予算内		4
	害虫防除対策事業	新規就農者で次の条件を満たす者 ・本町在住者で、本町内において農業に専念し、地域農業の中核的担い手となり得る者	防除薬の購入費等を1/2以内補助 対象薬剤 ゴマダラカミキリムシ(バイオリサスリム) アリモドキゾウムシ(ダズバン粒剤) アフリカマイマイ(マイマイベレット)	特になし	予算内		4
	園芸施設機械等補助事業	新規就農者で次の条件を満たす者 ・本町在住者で、本町内において農業に専念し、地域農業の中核的担い手となり得る者	・農業機械及び農業用施設の経費の1/2以内補助、限度額10万円 ・集出荷施設の整備及び木ハウスの整備の経費の1/2以内補助、限度額100万円	概ね7月	予算内		4
	家畜導入事業	新規就農者で次の条件を満たす者 ・本町在住者で、本町内において牛舎がある75歳以下の者	・新規又は畜産農家の家畜導入を支援するため30万円を貸し付、子牛導入の負担軽減を図る。	特になし	予算内		9
	優良雌牛自家導入事業	新規就農者で次の条件を満たす者 ・本町在住者で、50頭以下の者	・自家保留または購入した子牛に対して10万円助成(上限2頭)	特になし	予算内		4
	畜産振興事業	新規就農者で次の条件を満たす者 ・本町在住者で、50頭以下の者	畜産資材の購入費用1/2以内補助	4月～6月	予算内		4
	削蹄ヘルパー事業	新規就農者で次の条件を満たす者 ・本町在住者	・子牛セリ市の品質向上を目的に、削蹄を行った子牛に対して、削蹄費の1/2以内補助	特になし	予算内		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

鹿児島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
天城町	農業研修助成制度	就農希望者で次の条件を満たす者 ・本町在住者で、本町内において農業に専念し地域農業の中核的担い手となりうる者	(研修) ・町農業センターにおいて施設園芸(野菜・果樹・花き)を学ぶ ・研修期間は1年間(9月～翌8月まで) (助成) ・日当支給 4,500円/日 ・研修終了後、町研修ハウスを2年間無償貸与	概ね6月頃	3名程度	①天城町農政課 0997-85-5257 ②天城町農業センター 0997-85-2214	2.3
	実エンドウ栽培資材補助	就農希望者で次の条件を満たす者 ・本町在住者で、実エンドウ農家	・実エンドウ栽培に係る支柱、木柱等の導入に対して購入価格の40%以内を助成	8～10月			
	パレイショ管理機械導入事業	就農希望者で次の条件を満たす者 ・本町在住者で、パレイショ農家	・園芸栽培に係る植付機、掘取機、穴掘機、耕耘機用掘取機、うね成型機の導入に対して購入価格の40%以内を助成	4月			
	簡易ハウス設置事業補助	就農希望者で次の条件を満たす者 ・本町在住者で、簡易ハウス導入を希望する者	・施設園芸の新規導入を支援するために簡易ハウスの購入価格のうち1/2以内を補助	6月			
	自家保留・繁殖素牛導入助成事業	就農希望者で次の条件を満たす者 ・本町在住者で、肉用牛飼養農家	・繁殖素牛増頭のため、自家保留牛及び素牛導入に対して1頭あたり10万円助成	—	予算内	農政課 0997-85-5257	4
	堆肥助成	就農希望者で次の条件を満たす者 ・本町在住者で、さとうきび農家及び園芸農家	・堆肥の投入による地力増強と単収向上を図るため、堆肥の購入価格の60%以内を助成	—			
	土壌改良資材助成	就農希望者で次の条件を満たす者 ・本町在住者で、さとうきび農家及び園芸農家	・土壌分析に基づく適切な資材投入に対し、改良資材購入価格の1/2以内を助成	—			
	害虫防除対策事業	新規就農者で次の条件を満たす者 ・本町在住者で、園芸農家	・ゴマダラカミキリムシ防除薬(バイオリサ)1本当たり60円以内を助成 ・アフリカマイマイ防除薬(マイマイベレット)の購入価格のうち1/2以内を助成	3～4月 5～1月			
経営支援ソフト補助事業	新規就農者等で次の条件を満たす者 ・対象者は認定農家・認定新規就農者	・経営簿記管理ソフト購入に係る経費の1/2補助	4～5月				
伊仙町	農業研修制度	就農希望者で次の条件を満たす者 原則として18歳以上 本町に在住しており研修終了後も本町内で農業に従事できる者	(研修) ・町農業センターにおいてさとうきび・野菜等の栽培方法を学ぶ ・研修期間は1年間(8月～翌7月まで) (助成) ・日当支給 4,500円/日	通年	1名	伊仙町農業支援センター「青緑の里」 0997-86-2711	2.3
	農業次世代人材投資事業	新規就農者で次世代を担う農業者となることを志向する者 ○経営開始型 ・独立・自営就農時の年齢が原則55歳未満であること。 ・伊仙町に住民票を有すること。 ・主な就農地が伊仙町内であること。 ・町税に滞納がないこと。 ・その他、原則として国の制度に準拠する。	伊仙町において次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金を交付する。(国の制度対象者を除く) ○経営開始型 ・1名に対し年間150万円 ・最長5年間	通年	2名		4
	優良素牛保留事業	新規就農者で次の条件を満たす者 ・本町在住者で、本町内において農業に専念し、地域農業の中核的担い手となり得る者	自家保留牛及び素牛導入に対して助成	特になし	予算内		4
	畜産資材等導入補助事業	新規就農者で次の条件を満たす者 ・本町在住者で、本町内において農業に専念し、地域農業の中核的担い手となり得る者	○スタンション・カウハッチ導入について、資材代の1/2を補助 ○シリンドラー・カッター購入補助(補助率1/2以内) ○監視カメラ購入補助(補助率1/2以内) ○ウォーターカップ購入補助(補助率1/2以内) ○牛温患購入補助(補助率1/2以内)	4月～7月	予算内	経済課 0997-86-3111	4
	環境にやさしい農業総合推進事業	新規就農者で次の条件を満たす者 ・本町在住者で農家であること。	○土壌改良(堆肥投入)を行う環境保全型農業の取組への支援	特になし	予算内		4
	経営管理ソフト購入補助事業	新規就農者等で次の条件を満たす者 ・対象者は認定農家・認定新規就農者	○経営簿記管理ソフト購入に係る経費の1/2補助(上限3万円)	通年	予算内		4
	和泊町繁殖雌牛導入貸付事業	町内に住所を有し、肉用牛繁殖雌牛の適切な飼養管理が可能な畜産農家	既存の家畜導入事業(33万円)に上乗せ(17万円)をし、導入に係る費用の負担軽減を図る。	通年	予算内	経済課 0997-84-3518(直通)	4
和泊町実験農場圃場貸出支援	就農5年未満の就農者及び農業青年クラブ等に所属している者	就農5年未満の就農者に優先的に和泊町実験農場の圃場を貸出(毎年更新)	通年	若干名		4	

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

鹿児島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
知名町	知名町畑地かんがい園芸産地確立事業	新規就農者で次の条件を満たす者 町内在住者で、畑地かんがいを利用し、園芸品目の生産に取り組む農業者を支援する。	パイプハウス等の資材導入費用、運搬費用の助成(60%以内)	通年	予算内	農林課 0997-84-3164(直通)	4
	知名町チャレンジハウス事業	新規就農者で次の条件を満たす者 町内在住者	町保有のパイプハウス等の貸し出し 利用料:月額1,000円	通年	—		9
	知名町家畜導入資金貸付事業	町内在住者	既存の家畜導入事業(33万円)に上乗せ(17万円)をし、導入に係る費用の負担軽減を図る。	通年	予算内		4
	知名町繁殖向上対策事業	町内在住の繁殖農家	ICT機器等の導入支援	通年	予算内		4
与論町	与論町新規就農者支援協議会	就農希望者で次の条件を満たす者 ・農業経営に対する強い意志と意欲のある者。 ・研修終了後、与論町内において独立・自営就農するものであること。 ・その他の要件については、農業次世代人材投資資金(準備型)の交付要件に準ずる。	(研修品目) サトイモ、サヤインゲン、ニガウリ、ソリダコ、トルコギキョウ、マンゴー等  (研修内容) 協議会が指定する地域の先進農家において、研修品目の栽培管理や農業技術を研修する。併せて、農業を営む上で必要となる基礎的な知識(土壌・肥料、農業機械、経営管理等)を習得するための室内研修を実施。	随時	若干名	産業振興課 0997-97-4924(直通)	1.2

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他